

金融商品取引法における課徴金事例集

平成24年7月

証券取引等監視委員会事務局

はじめに

本書は、金融商品取引法違反があったとして、証券取引等監視委員会の勧告に基づき、平成23年5月から平成24年5月までの間に課徴金納付命令が発せられ、取消しの訴えの出訴期間が経過した（取消しの訴えがあり、現在係争中のものを除く。）事例について、その概要を取りまとめたものである。こうした事例集の公表は5回目となる。

今回の事例集は、課徴金制度についての理解を深めてもらえるよう、以下のとおり変更と追加を行った。

- ① 上記の期間において、勧告事例がなかった違反類型（継続開示書類の不提出、公開買付開始公告の実施義務違反）を参考事例として再掲載
- ② 開示制度に係る個別事例の記載方法を変更
- ③ 各違反類型を理解するうえで参考となる資料を掲載

本書が、市場監視行政の透明性を高めるとともに、証券市場を巡るルールの共有の促進を通じて幅広い市場関係者の自主的な規律の向上に役立つことを期待している。

平成24年7月

証券取引等監視委員会事務局

目次

○ 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額	1
I 内部者取引	
内部者取引に対する課徴金勧告事案の特色	5
内部者取引の個別事例（13 事例）	9
II 相場操縦	
相場操縦に対する課徴金勧告事案の特色	41
相場操縦の個別事例（4 事例）	42
III 開示規制違反	
開示規制違反に対する課徴金勧告事案の特色	57
開示書類の虚偽記載の個別事例（7 事例）	68
開示書類の不提出の個別事例（2 事例、参考事例 1 事例）	114
IV その他	
公開買付開始公告実施義務違反の個別事例（参考事例）	131
V 参考資料	
課徴金制度について	139

凡例

- ・ 「法」とは、金融商品取引法を指す。
- ・ 「旧法」とは平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法を指す。
- ・ 「施行令」とは、金融商品取引法施行令を指す。
- ・ 「企業開示府令」とは、企業内容等の開示に関する府令を指す。
- ・ 「課徴金府令」とは、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令を指す。
- ・ 「旧課徴金府令」とは、平成 20 年内閣府令第 79 号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令を指す。
- ・ 「他社株府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令を指す。
- ・ 事例において、旧法（平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法）が適用される場合は、附則に定める「改正に伴う経過措置」により、なお従前の例によるとされる場合である。

○ 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

(内部者取引及び相場操縦)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
			内部者取引		相場操縦	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	4	1,660,000	4	1,660,000	-	-
18	11	49,150,000	11	49,150,000	-	-
19	16	39,600,000	16	39,600,000	-	-
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000
24	11	25,190,000	10	23,530,000	1	1,660,000
合計	147	333,320,000	131	291,300,000	16	42,020,000

(開示規制違反等)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
			開示規制		その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	0	0	0	0	-	-
18	3	633,330,000	3	633,330,000	-	-
19	8	66,849,997	8	66,849,997	-	-
20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
24	3	209,819,994	3	209,819,994	0	0
合計	65	5,984,459,980	64	5,976,959,980	1	7,500,000

(注) 1 年度とは当年4月～翌年3月をいう。ただし、平成24年度は6月15日まで。

2 平成24年6月15日までに勧告が行われた事案を集計している。

3 課徴金額は勧告時点のもの。

4 開示規制のうち、平成21年度に個人に対し行われた1件(課徴金額120,730,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

5 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

I 内部者取引

○ 内部者取引に対する課徴金勧告事案の特色

内部者取引行為に対する課徴金勧告の件数は、平成17年4月の制度導入以降、平成24年6月15日までに、131件（納付命令対象者ベース）となった。

これまでの勧告事案から見られる内部者取引の傾向は、以下のとおりである。

① 違反行為に係る重要事実の多様化と公開買付け等事実に係る内部者取引の増加

勧告事案を勧告時点ごとに集計し、違反行為を重要事実別に分類したものが（表1）である。勧告した事案をみると、違反行為に係る重要事実は多様化の傾向にある。平成23年度においては、依然として、新株等発行、業務提携、決算情報を重要事実とする内部者取引が見受けられたほか、制度導入以来、一度も勧告を行っていなかった重要事実（剰余金の配当・損害の発生）について勧告を行った事案が見られた。

また、公開買付け等事実に係る内部者取引に対する勧告事案については、7件と最も多かった。

（表1）重要事実別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	3	4	26
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	0	0	1
株式分割	0	2	0	0	0	0	0	0	2
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	1	0	1
株式交換	0	0	0	2	2	2	0	0	6
合併	0	0	2	1	0	0	0	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	2	0	21
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	0	0	1
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	0	0	11
新たな事業の開始	0	0	0	0	0	0	0	1	1
損害の発生	0	0	0	0	0	0	1	0	1
行政処分発生	0	0	0	0	2	0	0	0	2
決算情報	0	5	3	3	2	1	2	2	18
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	1	0	8
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	2	0	6
公開買付け	0	0	3	3	13	2	7	3	31
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(2)
合計	6	11	16	18	38	21	19	10	139
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	10	131

（注）1 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。ただし、平成24年度は6月15日まで。

2 件数は、納付命令対象者ベースで計上している。

（以上、（表2）（表3）（表4）において同じ）

3 異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

② 違反行為者の属性

内部者取引を行った違反行為者は、会社関係者及び公開買付者等関係者（以下「関係者」という。）と、関係者から重要事実の伝達を受けた者である、第一次情報受領者（以下「情報受領者」という。）に大別できる。

平成 20 年度までの各年度においては、関係者が行った事案の件数が、情報受領者が行った事案の件数を上回っていたが、平成 21 年度に情報受領者が関係者を上回って以降も同様の傾向が見られる。

平成 23 年度においては、関係者が行った事案は 3 件（会社関係者 2 件、公開買付者等関係者 1 件）であるが、情報受領者が行った事案は 12 件であり、勧告事案全体に占める情報受領者の割合は 8 割と大きい。

（表 2）行為者属性（適用条項）別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	計
会社関係者(166条)	4	8	9	14	13	8	2	2	60
発行会社役員(1項1号)	0	1	1	2	4	1	0	0	9
発行会社社員(1項1号)	4	3	3	4	7	2	1	1	25
発行会社(175条9項による準用)	0	2	1	0	0	0	0	0	3
契約締結者等(1項4号・5号)	0	2	4	8	2	5	1	1	23
公開買付者等関係者(167条)	0	0	0	1	4	0	1	0	6
買付者役員(1項1号)	0	0	0	1	0	0	0	0	1
買付者社員(1項1号)	0	0	0	0	1	0	0	0	1
買付者との契約締結者等(1項4号・5号)	0	0	0	0	3	0	1	0	4
第一次情報受領者	0	3	7	4	21	12	12	8	67
会社の重要事実(166条3項)	0	3	4	2	12	10	6	5	42
公開買付け事実(167条3項)	0	0	3	2	9	2	6	3	25
合計	4	11	16	19	38	20	15	10	133
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	10	131

（注）違反行為者が複数の違反行為を行った結果、属性（適用条項）を重複して計上しているものがある。このため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

③ 内部者取引における情報伝達者の属性

平成 23 年度においては、内部者取引防止に向け、内部管理態勢の構築を積極的に推進すべき立場にある上場会社等の役員や当該会社の業務における重要な事項を職務上知り得る立場にある職員（部長クラス等）が、不用意に自社の内部情報を社外の者に伝えたことにより、内部者取引が行われた事例が見受けられた。（役員について事例 4, 5, 11, 12, 職員について事例 7, 8, 9, 13）

特に、秘密保持の誓約書・確認書に署名・押印しているにもかかわらず、情報を伝達した事例があったことは、大変遺憾である。

会社の内部情報に接触する機会のある者は、当該情報に基づいて株取引を行わない

ことはもとより、当該情報を絶対に他人に漏らさない、他人を違反行為者にさせないことを心掛けなければならない。また、取引先との契約関係において得た内部情報についても、同様である。

(表3) 情報伝達者の属性(適用条項)別勧告状況

年 度	18	19	20	21	22	23	24	計
会社重要事実の伝達(166条)	3	4	2	12	10	6	5	42
発行会社役員(1項1号)	2	0	1	4	1	2	0	10
発行会社社員(1項1号)	0	1	0	5	1	0	1	8
発行会社の業務従事者(1項1号)	0	0	0	0	1	0	0	1
契約締結者等(1項4号・5号)	1	3	1	3	7	4	4	23
公開買付け事実の伝達(167条)	0	3	2	9	2	6	3	25
買付者役員(1項1号)	0	0	0	0	1	0	1	2
買付者社員(1項1号)	0	0	0	1	0	2	0	3
買付者の業務従事者(1項1号)	0	1	0	1	0	0	0	2
買付者との契約締結者等 (1項4号・5号)	0	2	2	7	1	4	2	18
うち 買付対象者役員・社員	0	0	2	3	1	3	2	11

(注) 同一の違反行為者について、異なる種類の重要事実について複数の伝達者からの伝達を受けているものを重複して計上している。

④ 借名取引による内部者取引の状況

これまでの勧告事案において、違反行為に借名口座が使用された件数は、131件中33件である。

借名口座による取引は、内部者取引の発覚を免れるため、親族や知人などから、既設の口座を借り受けて行われることが多いが、違反行為者が内部者取引を行うため、知人に指示して証券口座を新規開設させた事例も見受けられた。(事例8)

(表4) 違反行為に使用された証券口座(借名取引の状況)

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	計
自己名義口座	4	8	13	9	28	17	10	9	98
借名口座	0	3	2	7	7	2	5	1	27
自己名義口座と借名口座の 両方を使用	0	0	1	1	3	1	0	0	6
合計	4	11	16	17	38	20	15	10	131

⑤ 上場企業等の内部管理態勢の状況

発行会社に、自社株に係る取引の管理制度(許可制)が定められていたにもかかわらず、必要な申請がなされておらず、内部者取引が行われた事例が見られた。

また、内部者取引管理に関する規定が未整備であり、情報管理責任者も設置されていない等、情報管理に不備が認められる会社において、内部者取引が行われた事例が

見られた。

内部者取引を未然に防止するためには、情報管理を含めた内部管理態勢の構築が必要不可欠である。上場企業等においては、内部管理態勢の構築により厳格に情報管理を行っていただくことを強く促したい。

⑥ 高い職業倫理、法令遵守意識を求められる者に係る内部者取引の状況

証券会社の顧問がその職務に関して知った重要事実に基づいて内部者取引を行った事例、税理士が、職務に関してではないが知ることとなった重要事実を伝達したことにより内部者取引が行われた事例が見受けられた。

今後、一層の規律強化を求めたい。

○ 事例 1

上場会社 A 社との業務委託契約の締結先の役員である違反行為者は、上場会社 A 社が、上場会社 B 社を割当先とする第三者割当増資を行うこと及び B 社と業務提携を行うことについて決定した旨の重要事実を、同契約の履行に関し知りながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A 社との業務委託契約（経営コンサルティング）の締結先の役員（非上場会社役員）

2 重要事実（適用条文）

第三者割当による新株式の発行（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

業務上の提携（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 1 号）

3 重要事実の決定時期・決定機関

2 月 3 日 A 社社長及び専務により決定

（A 社社長及び専務が、B 社からの資本業務提携に係る提案を受け入れることを決定した日）

（重要事実に係る取締役会決議は、4 月 3 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 重要事実の公表

4 月 3 日 午後 5 時 15 分頃 公表（T D n e t）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、経営コンサルタントとして A 社の経営の相談に乗っていたものであるが、A 社と B 社との資本業務提携に向けた交渉の席に同席したり、自ら交渉を任されるなどしており、2 月 3 日に、本件交渉のための会議に参加した際に、本件重要事実を知った（法第 166 条第 1 項第 4 号）。

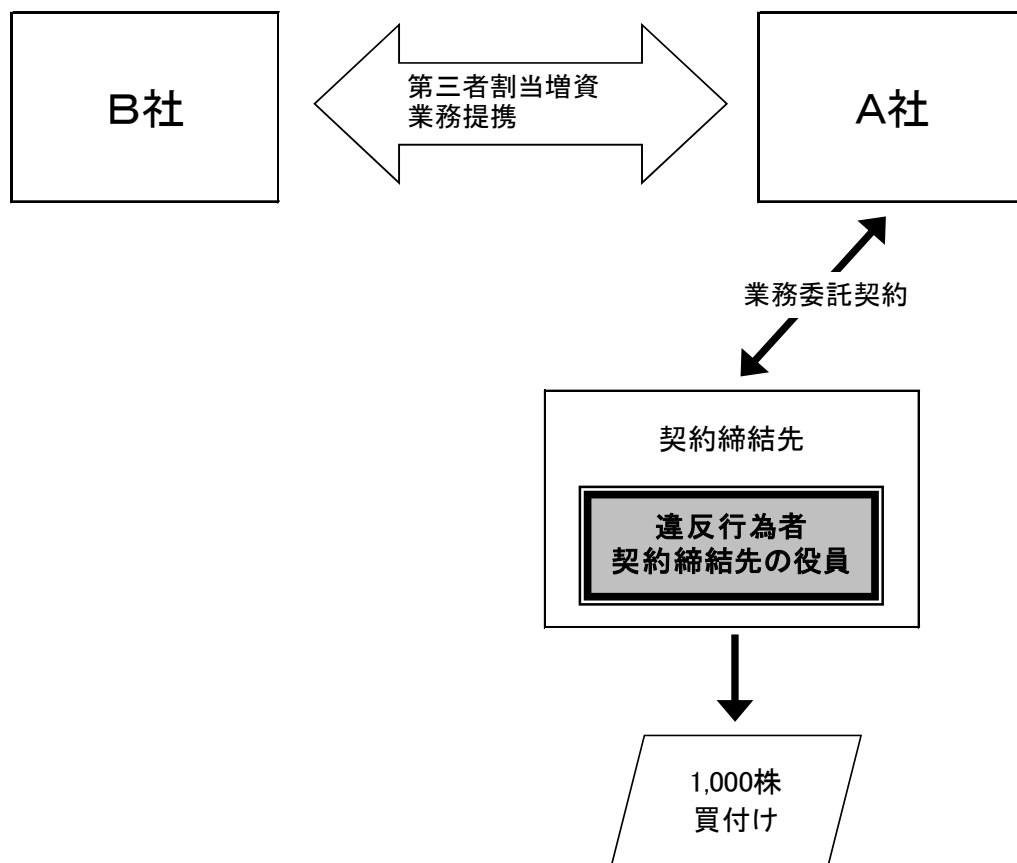
6 違反行為者の取引

- ・ 2 月 5 日及び同月 6 日、A 社の株式合計 1,000 株を買付価額 150,000 円で買付け
- ・ インターネットによる発注

7 課徴金額

23万円

(計算方法) $380 \text{円} (\text{重要事実公表後2週間における最も高い価格}) \times 1,000 \text{株} (\text{買付株数}) - 150,000 \text{円} (\text{買付価額}) = 230,000 \text{円}$



○ 事例 2

上場会社 A 社（証券会社）の顧問である違反行為者は、同社の中間決算において特別損失を計上することが確実にされた旨の、同社の業務遂行の過程で損害が発生した旨の重要事実、同社が中間配当を無配とすることについて決定した旨の重要事実及び同社の期末配当予想値を下方修正する旨の重要事実を、その職務に関し知りながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A 社の顧問

2 重要事実（適用条文）

剰余金の配当（法第 166 条第 2 項第 1 号ト）

業務遂行の過程で生じた損害（法第 166 条第 2 項第 2 号イ）

配当予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3 重要事実の決定時期・決定機関

10 月 13 日 A 社財務担当役員により決定

（A 社社長の意向（多額の訴訟損失引当金を計上し、中間配当及び期末配当を無配とする考え）を把握していた A 社財務担当役員が、監査法人から、訴訟損失引当金繰入額として特別損失に計上しなければ決算を承認しないとの方針決定を聞き、これを了承し、特別損失の計上及び配当変更等の公表文の案文の作成といった具体的な作業を開始した日）

（重要事実に係る取締役会決議は、10 月 26 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 重要事実の公表

10 月 26 日 午後 3 時頃 公表（T D n e t）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、10 月 18 日までに、A 社財務担当役員に本件重要事実に係る公表文の作成を指示された A 社社員から、当該公表文の案文などの添削を依頼され、本件重要事実を知った（法第 166 条第 1 項 1 号）。

6 違反行為者の取引

- ・ 10月22日から10月26日までの間に、A社の株式合計42,000株を、売付価額4,508,000円で売付け
- ・ 親族の証券口座を利用
- ・ インターネットによる発注
- ・ 信用取引によりA社株式を売付け

7 課徴金額

131万円

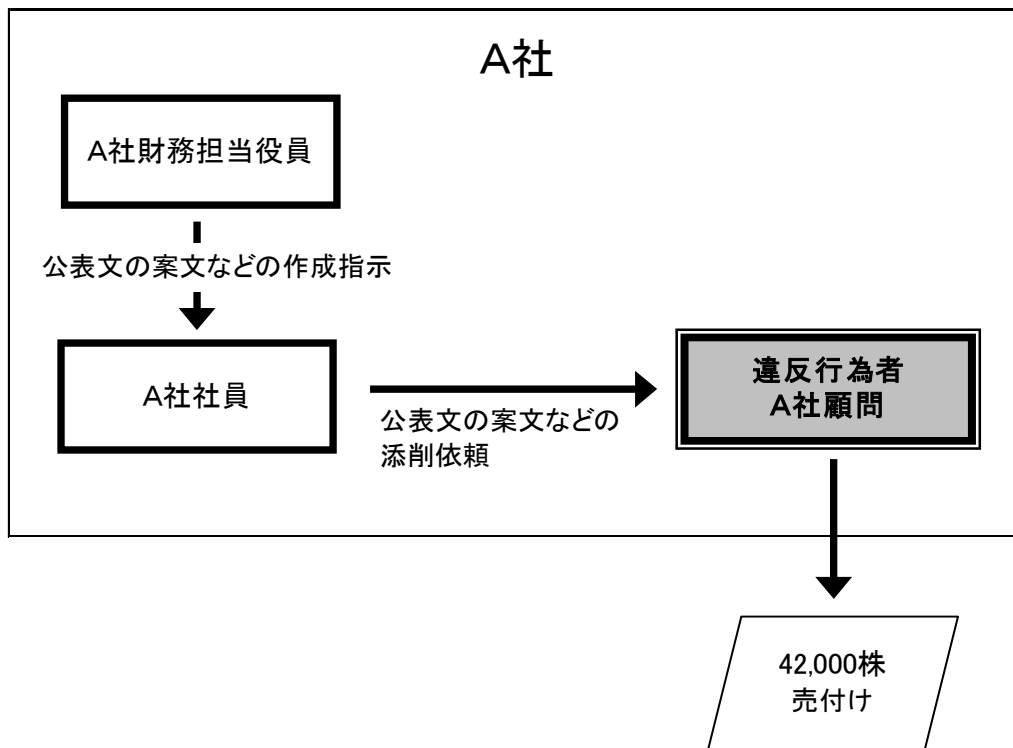
(計算方法) 4,508,000円(売付価額) - 76円(重要事実公表後2週間における最も安い価格) × 42,000株 = 1,316,000円 [1万円未満切捨て]

8 本事例の特色

本件の違反行為者は、発行会社の経営に関する重要な情報に接する立場にあった証券会社の顧問である。本件は、市場関係者として高い職業倫理、法令遵守意識を求められる者が、その職務に関し知った重要事実に基づいて、借名口座を用いて空売りにより内部者取引を行った大変問題のある事例である。

証券会社は、市場仲介者としての公共的な役割を担うものであり、十分な内部管理態勢を整備する必要がある。

本件については、強く自省を促すとともに、今後、一層の自己規律の強化を求めたい。



○ 事例 3

上場会社 A 社との業務委託契約の締結先の役員である違反行為者は、A 社が新たな事業として LED 照明の製造及び販売を開始することについて決定した旨の重要事実を、同契約の締結の交渉に関し知りながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A 社との業務委託契約の締結先の役員（非上場会社役員）

2 重要事実（適用条文）

新たな事業の開始（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 9 号）

3 重要事実の決定時期・決定機関

前年 11 月 8 日頃まで A 社社長により決定

（A 社社長が、前年 11 月 8 日頃、LED 照明の大口発注先と LED 照明に係る売買基本契約を締結しており、遅くともこの時まで、A 社社長により本件重要事実が決定されたものと認められる。）

（重要事実に係る取締役会決議は、1 月 24 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 重要事実の公表

1 月 24 日 午後 5 時頃 公表（T D n e t）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、前年 12 月 23 日頃までに、A 社との業務委託契約の締結の交渉の過程で、A 社の社長から電話で連絡を受けることにより、本件重要事実を知った（法第 166 条第 1 項第 4 号）。

6 違反行為者の取引

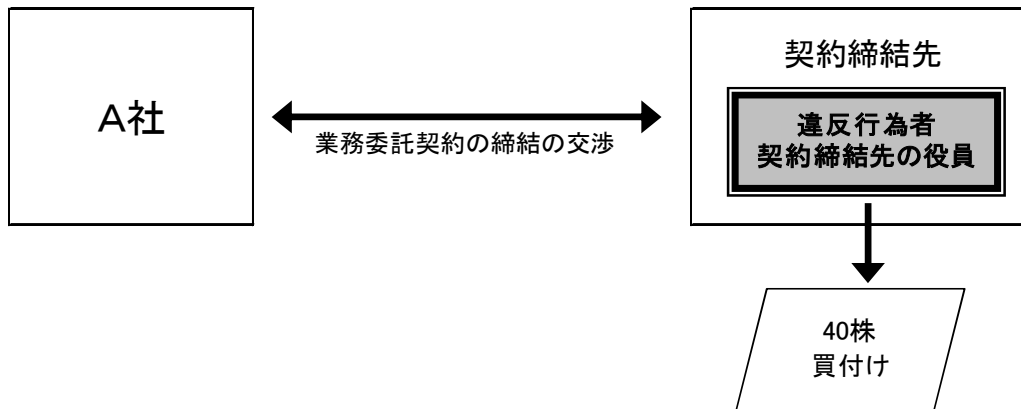
- ・ 1 月 11 日から同月 13 日までの間に、A 社の株式合計 40 株を買付価額 1,300,450 円で買い付け
- ・ 電話による発注

7 課徴金額

103万円

(計算方法) 58,400円 (重要事実公表後2週間における最も高い価格) × 40株 (買付株数) - 1,300,450円 (買付価額) = 1,035,550円

[1万円未満切捨て]



○ 事例 4

違反行為者は、上場会社 A 社が同社の業績予想値の上方修正を行うことについて決定した旨の重要事実について、A 社の役員から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、A 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A 社の役員からの第一次情報受領者（飲食店従業員）

2 重要事実（適用条文）

業績予想値の上方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3 重要事実の決定時期・決定機関

3 月 18 日 A 社取締役会において決定

（3 月 18 日に開催された A 社取締役会において、業績予想値の上方修正に関し具体的な根拠に基づく数値が全取締役の間で確認され、4 月 14 日に予定されていた決算短信の公表と同時に業績予想値の上方修正も併せて公表することが了承されている。）

（業績予想値が最終的に確定した日は、4 月 14 日の取締役会であるが、業績予想値の上方修正について実質的に決定した時期は、上記のとおりである。）

4 重要事実の公表

4 月 14 日 午後 3 時 30 分頃 公表（T D n e t）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、4 月 4 日、違反行為者の勤務する店へ来店した A 社の役員を接客した際に、同人が職務に関し知った本件重要事実の伝達を受けた（法第 166 条第 3 項）。

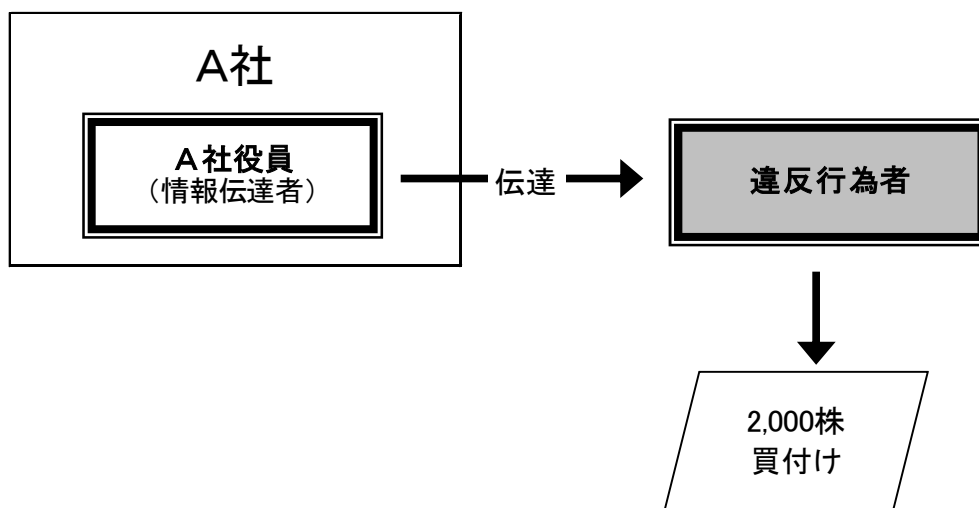
6 違反行為者の取引

- ・ 4 月 6 日及び 4 月 12 日に、A 社の株式合計 2,000 株を買付価額 124,000 円で買付け
- ・ 電話による発注

7 課徴金額

10万円

(計算方法) $116 \text{ 円 (重要事実公表後2週間における最も高い価格)} \times 2,000 \text{ 株} = 232,000 \text{ 円}$
 $232,000 \text{ 円 (買付価額)} = 108,000 \text{ 円}$ [1万円未満切捨て]



○ 事例5

違反行為者は、上場会社A社の会計監査人の異動、それに伴い有価証券報告書の提出が遅延し、同社株式が監理銘柄に指定される見込みとなった旨の重要事実（A社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして、法第166条第2項第4号のいわゆるバスケット条項に該当する重要事実）について、A社の役員から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、A社株式を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A社の役員からの第一次情報受領者（非上場会社役員）

2 重要事実（適用条文）

会計監査人の異動、それに伴い有価証券報告書の提出が遅延し、株式が監理銘柄に指定される見込みとなったこと（法第166条第2項第4号）。

3 重要事実の発生時期

6月4日まで

4 重要事実の公表

6月14日 午後8時5分頃 公表（TDnet）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、6月6日頃、仕事を通じて知り合い、飲食を共にするような関係にあったA社の役員から、電子メールにより、同人が職務上知った本件重要事実の伝達を受けた（法第166条第3項）。

6 違反行為者の取引

- ・ 6月8日に、A社の株式合計50株を売付価額9,187,900円で売付け
- ・ 電話による発注

7 課徴金額

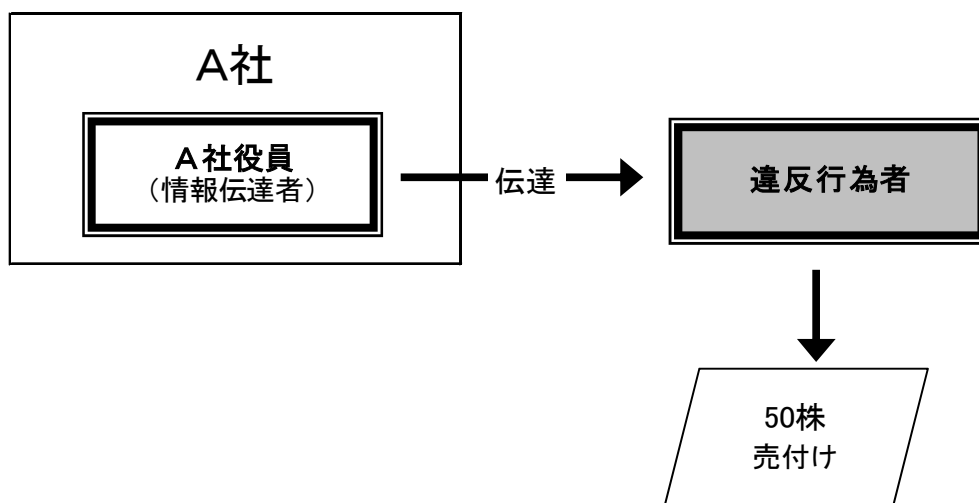
653万円

(計算方法) 9,187,900円(売付価額) - 53,000円(重要事実公表後2週間における最も安い価格) × 50株 = 6,537,900円 [1万円未満切捨て]

8 本事例の特色

有価証券報告書の提出期限直前における会計監査人の解任に伴い、有価証券報告書の提出が期限までに間に合わず、その結果、A社株式が監理銘柄に指定される見込みとなることは、A社の信用低下や上場廃止のおそれを招来するものであり、通常の投資者が上記事実を知った場合、A社株式について当然に「売り」の判断を行うと認められることから、上記事実は法第166条第2項第4号に規定する「当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実」で「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」であったと認め、いわゆるバスケット条項を適用したものである。

(注) A社の株価は、本件事実の公表日の翌日から3日連続でストップ安となった。



○ 事例6

違反行為者①及び②は、上場会社A社の子会社であるB社に業務遂行の過程で損害が発生した旨の重要事実について、B社と株式売却のあっ旋等に関する業務委託契約を締結していた者（C）から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前にA社株式を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

違反行為者①及び② Cからの第一次情報受領者（違反行為者①は、Cが代表取締役を務める会社の役員であり、違反行為者②は、同社の社員である。）

2 重要事実（適用条文）

子会社に業務遂行の過程で生じた損害（旧法第166条第2項第6号イ）

3 重要事実の発生時期

7月28日

4 重要事実の公表

8月30日 午後8時頃 公表（TDnet）

5 重要事実を知った経緯（適用条文）

情報伝達者Cは、B社との株式売却のあっ旋等に関する業務委託契約の履行に関し、本件重要事実を知った。

違反行為者①は、8月10日頃、情報伝達者Cから、電話により、本件重要事実の伝達を受けた（法第166条第3項）。

違反行為者②は、8月9日頃、情報伝達者Cから、口頭により、本件重要事実の伝達を受けた（法第166条第3項）。

6 違反行為者の取引

- 違反行為者①
- ・ 8月11日及び同月14日、A社の株式合計282株を売付価額5,556,240円で売付け
 - ・ インターネットによる発注
 - ・ 信用取引によりA社株式を売付け

- 違反行為者②
- ・ 8月10日及び同月11日、A社の株式合計100株を売付価額1,955,970円で売付け
 - ・ インターネットによる発注
 - ・ 信用取引によりA社株式を売付け

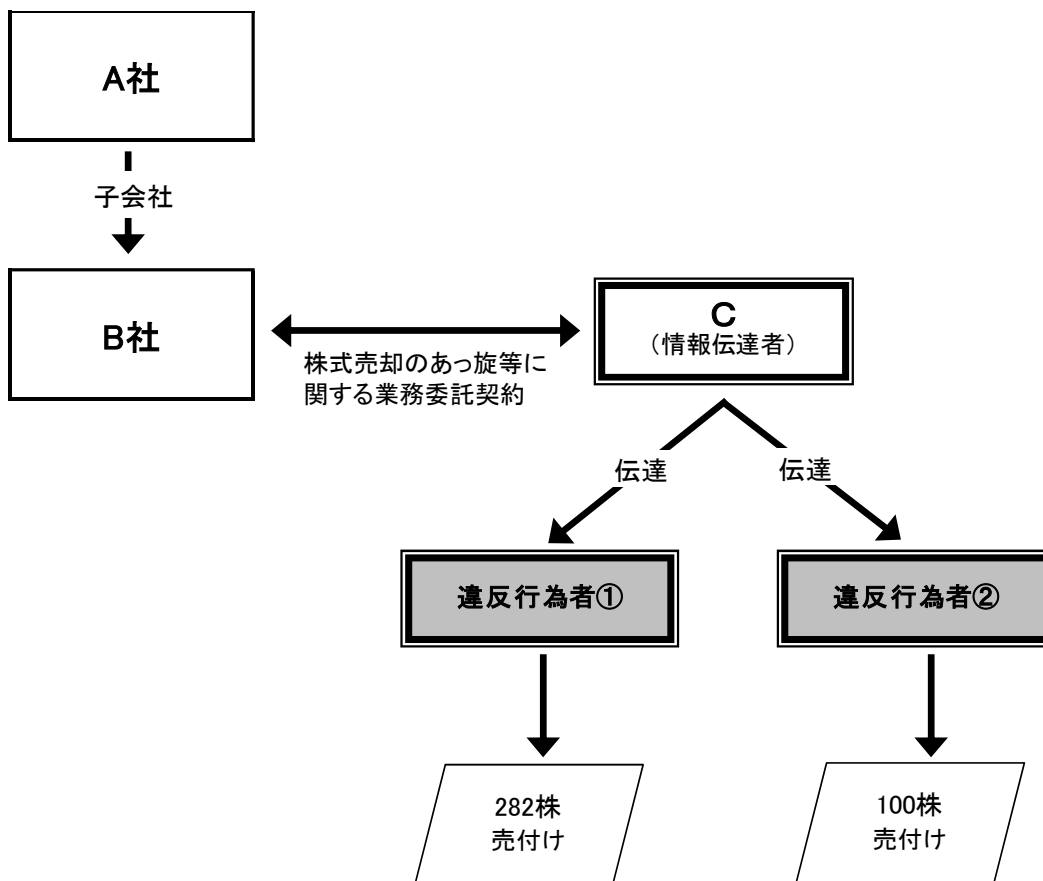
7 課徴金額

違反行為者① 63万円

(計算方法) 5,556,240円(売付価額) - 17,460円(重要事実の公表翌日の終値等)
 × 282株(売付株数) = 632,520円 [1万円未満切捨て]

違反行為者② 20万円

(計算方法) 1,955,970円(売付価額) - 17,460円(重要事実の公表翌日の終値等)
 × 100株(売付株数) = 209,970円 [1万円未満切捨て]



○ 事例 7

違反行為者は、公開買付者である上場会社 A 社が上場会社 B 社の株式の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、A 社の社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、B 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A 社の社員からの第一次情報受領者

2 公開買付け事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3 公開買付け事実の決定時期・決定機関

3 月 8 日 A 社常務会において決定

（A 社の公開買付け事実に係る取締役会決議は、7 月 16 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 公開買付け事実の公表

7 月 17 日 午前 3 時 40 分頃 公表

（施行令第 30 条第 1 項により、A 社がプレスリリースを行った 7 月 16 日午後 3 時 40 分頃から 12 時間経過後）

5 公開買付け事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、6 月中旬頃、親子関係にあった A 社の社員から、電話により、同人が職務上知った本件公開買付け事実の伝達を受けた（法第 167 条第 3 項）。

6 違反行為者の取引

- ・ 7 月 13 日に、B 社の株式 9,000 株を買付価額 2,216,700 円で買付け
- ・ 電話による発注（親族による発注）
- ・ 親族の証券口座を利用

7 課徴金額

1 4 1 万円

$$\begin{aligned} & (\text{計算方法}) \text{ 403 円 (公開買付け事実公表後 2 週間における最も高い価格)} \times 9,000 \\ & \text{株 (買付株数)} - 2,216,700 \text{ 円 (買付価額)} \\ & = 1,410,300 \text{ 円} \qquad \qquad \qquad [1 \text{ 万円未満切捨て}] \end{aligned}$$

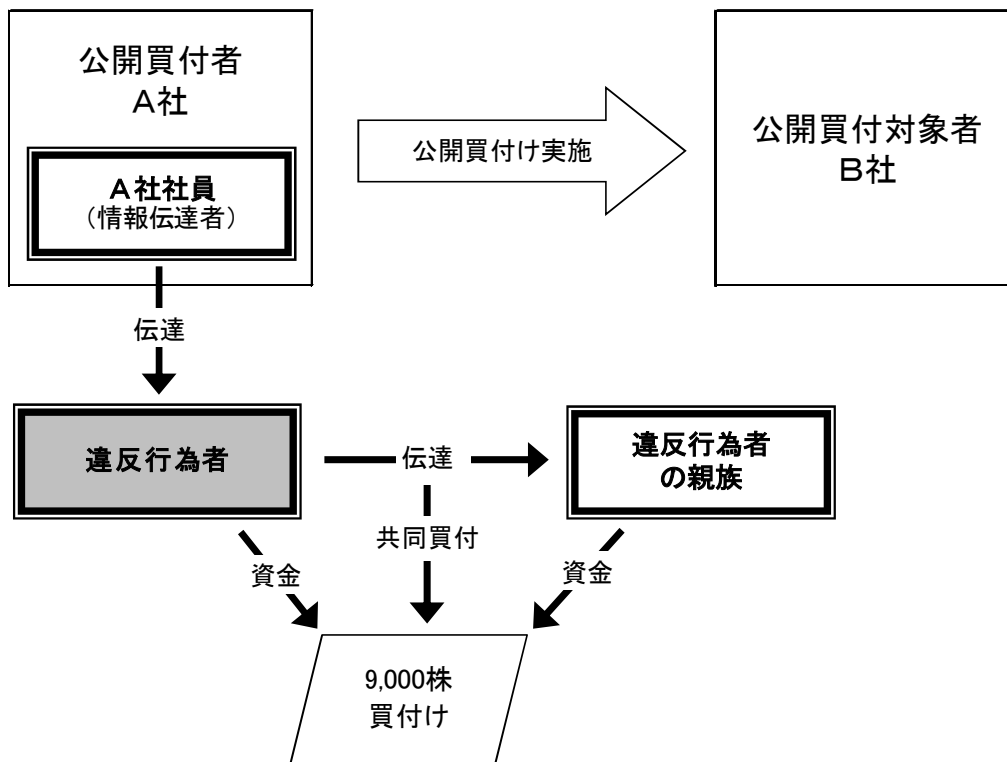
8 本事例の特色

本件は、違反行為者が、親族の証券口座を使用して、自己及び親族の資金で共同してB社株式を買い付けたものである。

違反行為者は、親族に対し本件公開買付けの実施という事実を伝え、資金を出し合ってB社株式を買い付けようと誘った。その際、買付代金、売付代金、手数料を全て折半とすることとした。違反行為者は、買付けのタイミング、買付株数、買付単価等を親族に伝え、親族はそれに従って親族名義の証券口座で本件買付けに及んだ。このように、違反行為者と親族はお互いの行為を利用し合って両者が共同して本件買付行為をしたものと評価できるから、親族の資金による買付けも、違反行為者が行ったものと認定した。

また、金融商品取引法においては、違反行為者本人の「自己の計算における売買」が課徴金を課す上での要件であるが、法第 175 条第 11 項第 2 号及び課徴金府令第 1 条の 23 第 4 項第 1 号の規定により、親族の計算による売買も、違反行為者本人の計算において行った売買とみなされる。

以上を踏まえ、本件の場合、親族の資金による買付けを含めて、全て違反行為者の計算における取引となることから、本件の買付けに対応する課徴金の全てを違反行為者に課すこととしたものである。



○ 事例 8

上場会社 A 社の社員である違反行為者①は、公開買付者である上場会社 B 社が A 社の株式の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実を、A 社と B 社との間の秘密保持契約の履行に関し知りながら、当該事実の公表前に、A 社株式を買い付けたものである。

また、違反行為者②は、違反行為者①から上記事実の伝達を受けながら、当該事実の公表前に、A 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

違反行為者① A 社の社員

違反行為者② 違反行為者①からの第一次情報受領者（非上場会社役員）

2 公開買付け事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3 公開買付け事実の決定時期・決定機関

6 月 30 日まで

（6 月 30 日に、B 社の社長及び副社長が、A 社の社長に対し、公開買付けによる完全子会社化の提案をしていることから、遅くともこの日までには、B 社の業務執行決定機関が、A 社を完全子会社とするため、公開買付けを行うことを決定したものと認められる。）

（B 社の公開買付け事実に係る取締役会決議は、7 月 29 日であるが、実質的な決定時期は上記のとおりである。）

4 公開買付け事実の公表

7 月 30 日 午前 3 時 30 分頃 公表

（施行令第 30 条第 1 項により、B 社がプレスリリースを行った 7 月 29 日午後 3 時 30 分頃から 12 時間経過後）

5 公開買付け事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者①は、7 月 23 日、B 社による A 社の完全子会社化に向けた準備を担当していた A 社の別の社員から、B 社による A 社株式の取得が公開買付けの方法による

などの情報の入ったメールを受領し、本件公開買付け事実を知った（法第 167 条第 1 項）。

違反行為者②は、7月25日頃、学生時代の友人で、仕事上の付き合いもあった違反行為者①から、A社株式の買付けを促される形で、当該公開買付け事実の伝達を受けた（法第 167 条第 3 項）。

6 違反行為者の取引

- 違反行為者①
- ・ 7月27日にA社の株式2,000株を買付価額1,910,000円で買付け
 - ・ 知人に、新規に証券口座を開設させて利用
 - ・ 窓口における発注
- 違反行為者②
- ・ 7月27日にA社の株式10,000株を買付価額9,550,000円で買付け
 - ・ 知人に、新規に証券口座を開設させて利用
 - ・ 窓口における発注

7 課徴金額

違反行為者① 31万円

（計算方法） $1,110 \text{円} \times 2,000 \text{株} - 1,910,000 \text{円} = 310,000 \text{円}$

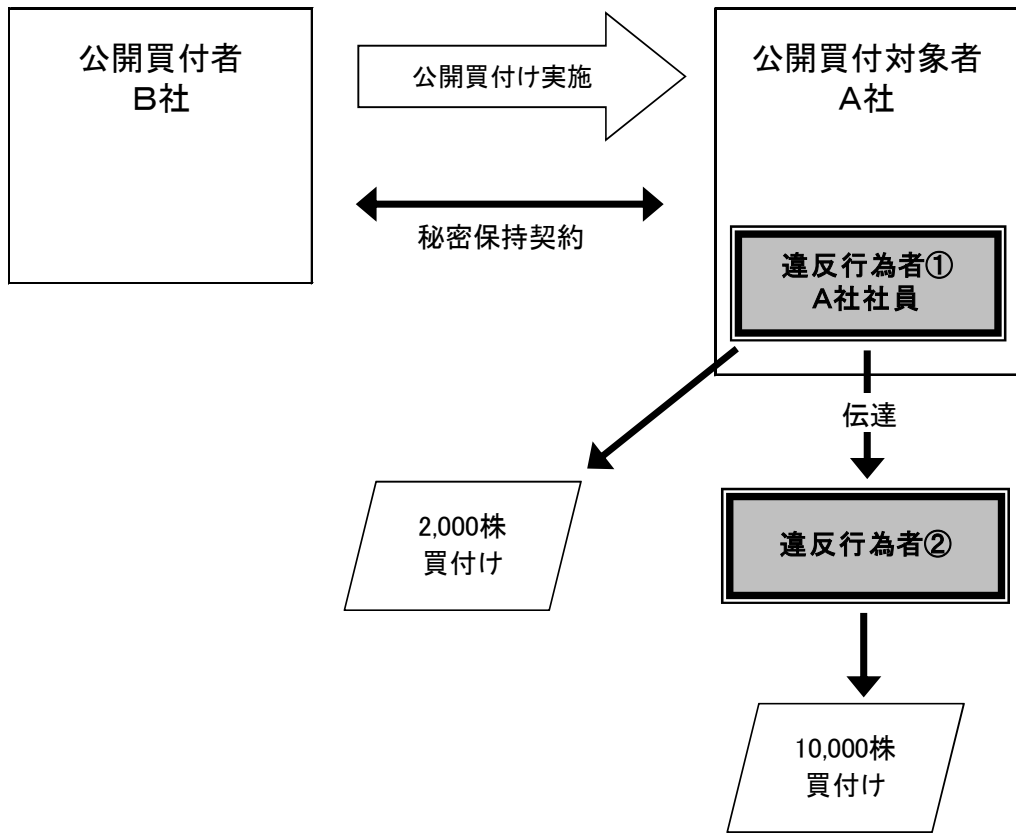
違反行為者② 155万円

（計算方法） $1,110 \text{円} \times 10,000 \text{株} - 9,550,000 \text{円} = 1,550,000 \text{円}$

8 本事例の特色

本件の違反行為者①は、買付代金について、自身で工面した150万円のほか、知人（借名口座名義人）を通じて調達した50万円を用いて本件違反行為を行っている。この50万円による買付けについては、違反行為者①が多くの利益を上げたかったために、知人に資金調達の一部を依頼し、知人に親族から借り入れさせたものであり、また、本件違反行為に係る利益は全て違反行為者①に帰属する状況であった。

このように、知人を通じて調達した50万円分を含めた200万円が違反行為者①の買付資金であることから、A社株式2,000株の買付け全てが違反行為者①の計算において行われたものと認められた。



○ 事例 9

違反行為者は、公開買付者である上場会社 A 社が上場会社 B 社の株式の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、B 社の社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、B 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

B 社の社員からの第一次情報受領者（非上場会社役員）

2 公開買付け事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3 公開買付け事実の決定時期・決定機関

前年 12 月 17 日 A 社社長及び常務により決定

（A 社の公開買付け事実に係る取締役会決議は、1 月 30 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 公開買付け事実の公表

2 月 2 日 公表（E D I N E T）

（1 月 30 日午後 5 時頃、A 社が公開買付開始に関するお知らせを、B 社が公開買付けに関する賛同意見表明を、T D n e t を利用して東京証券取引所のウェブサイトに掲載）

5 公開買付け事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、1 月 14 日頃、仕事を通じて知り合い、飲食を共にするような関係にあった B 社の社員から、同人との飲食中に、同人が職務上知った本件公開買付け事実の伝達を受けた（法第 167 条第 3 項）。

6 違反行為者の取引

- ・ 1 月 15 日から同月 26 日までの間に、B 社の株式合計 95 株を買付価額 1,675,140 円で買付け
- ・ インターネットによる発注

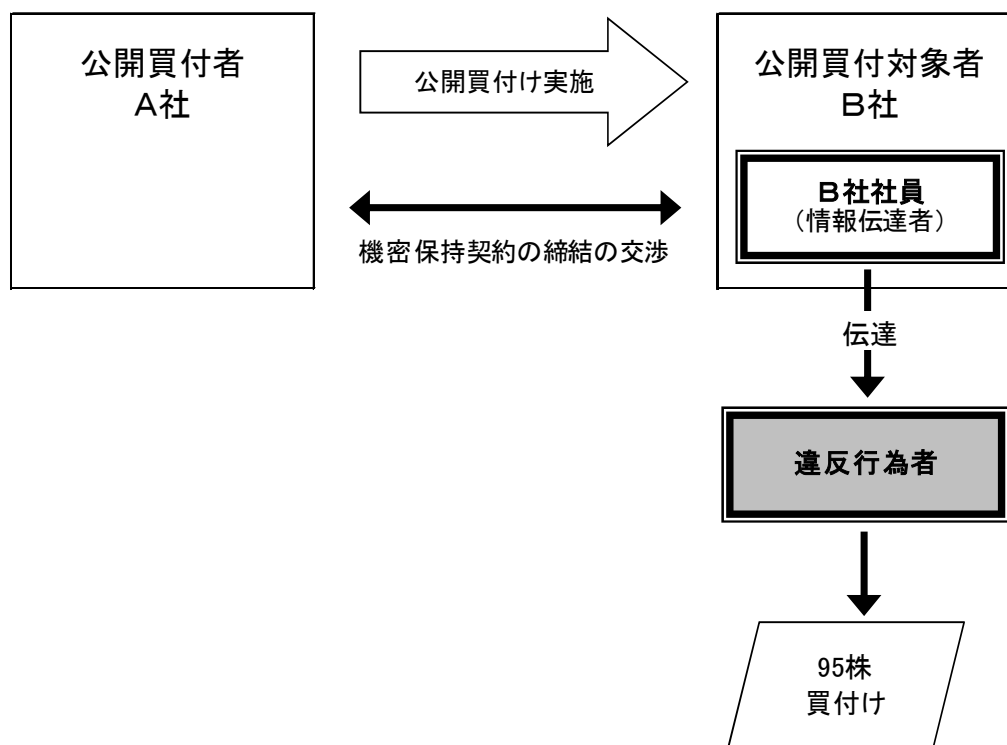
7 課徴金額

233万円

(計算方法) 42,250円 (公開買付け事実公表後2週間における最も高い価格) × 95株 (買付株数) - 1,675,140円 (買付価額)

= 2,338,610円

[1万円未満切捨て]



○ 事例 10

違反行為者は、公開買付者であるA社が上場会社B社の株式の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、A社の公開買付けの応募に関する基本合意契約の締結交渉先であるC社（B社の大株主である投資事業有限責任組合の無限責任組合員）の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、B社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

C社の役員からの第一次情報受領者

2 公開買付け事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第167条第2項）

3 公開買付け事実の決定時期・決定機関

前年4月15日 B社社長及び取締役2名により決定

（本件における公開買付者A社は、B社をMBOの手法により非上場化するためにB社社長及び取締役2名によって設立された買収目的会社である。本件公開買付けの決定は、A社の設立登記より前であるが、設立前のA社において、取締役となり、あるいはその業務に従事することが予定されていた、B社の社長及び取締役2名が、A社の実質的な業務執行決定機関と認められる。したがって、本件公開買付けについての決定日は、遅くとも、B社の社長らが、MBOを実施するための第一段階としてA社設立手続の準備に取りかかった日であったと認定した。）

（A社の公開買付け事実に係る取締役会決議は、4月15日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 公開買付け事実の公表

4月16日 公表（EDINET）

（4月15日午後5時30分頃、B社が公開買付けに関する賛同意見表明を、TDnetを利用して証券取引所のウェブサイトに掲載）

5 公開買付け事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、3月10日頃、長年の付き合いがあり、資産運用のアドバイスも受けていた知人関係にあったC社の役員から、電話で、同人が職務上知った本件公開買付け事実の伝達を受けた（法第167条第3項）。

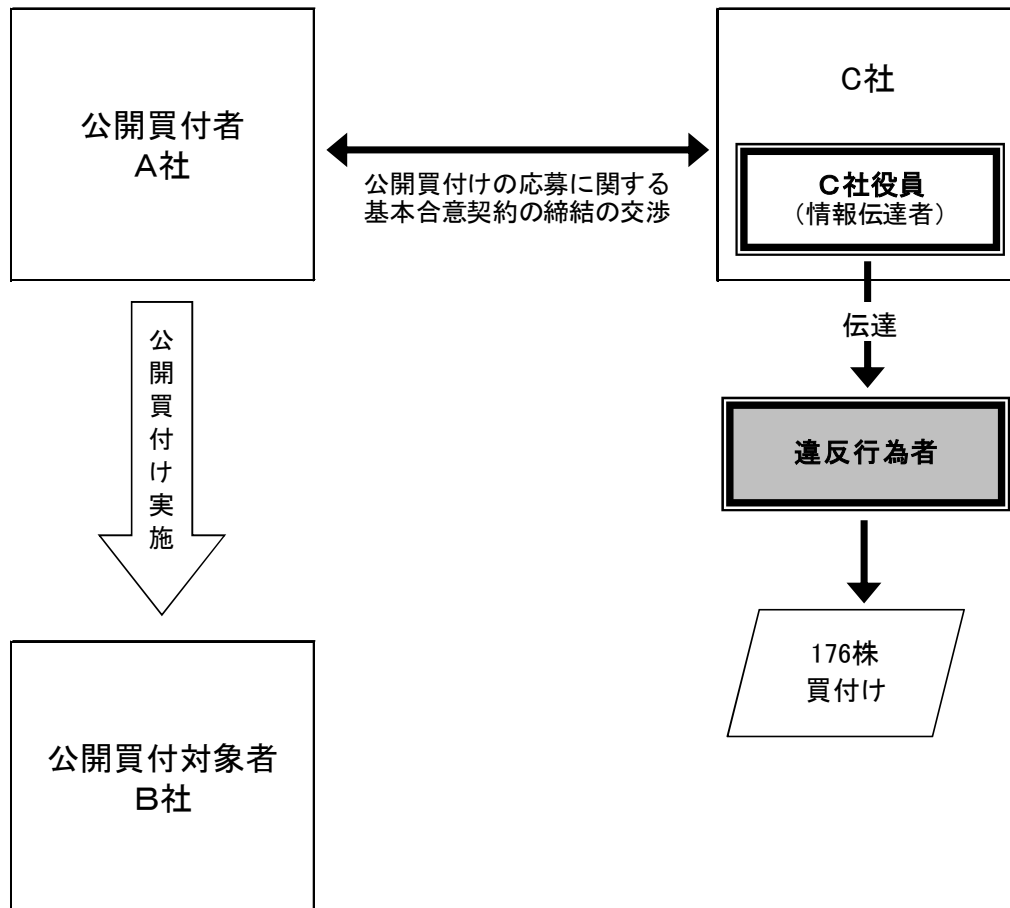
6 違反行為者の取引

- ・ 3月17日から同年4月15日までの間に、B社の株式合計176株を買付価額15,863,200円で買付け
- ・ 電話による発注

7 課徴金額

879万円

(計算方法) 140,100円(公開買付け事実公表後2週間における最も高い価格) × 176株(買付株数) - 15,863,200円(買付価額)
= 8,794,400円 [1万円未満切捨て]



○ 事例 1 1

違反行為者は、公開買付者である A 社が上場会社 B 社の株式の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、A 社と B 社との間の秘密保持契約の履行に関し知った B 社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、B 社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

B 社役員からの第一次情報受領者（非上場会社役員）

2 公開買付け事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 2 項）

3 公開買付け事実の決定時期・決定機関

5 月 18 日まで A 社の発行済株式総数の過半数を所有するファンドの運営主体である C 社の取締役において決定

（A 社の公開買付け事実に係る取締役会決議は、8 月 13 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 公開買付け事実の公表

8 月 16 日 公表（E D I N E T）

（8 月 13 日午後 3 時 30 分頃、B 社が公開買付けに関する賛同意見表明を、T D n e t を利用して大阪証券取引所のウェブサイトに掲載）

5 公開買付け事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、7 月 24 日頃、仕事を通じて知り合い、プライベートでも親しい関係にあった B 社の役員から、同人が A 社と B 社との間の秘密保持契約の履行に関し知った本件公開買付け事実の伝達を受けた（法第 167 条第 3 項）。

6 違反行為者の取引

- ・ 8 月 2 日から 8 月 11 日までの間に、B 社の株式合計 3,900 株を買付価額 2,332,100 円で買付け
- ・ 信用取引により B 社株式の一部を買付け
- ・ 複数の知人の証券口座を利用

- ・ インターネットによる発注（知人による発注）

7 課徴金額

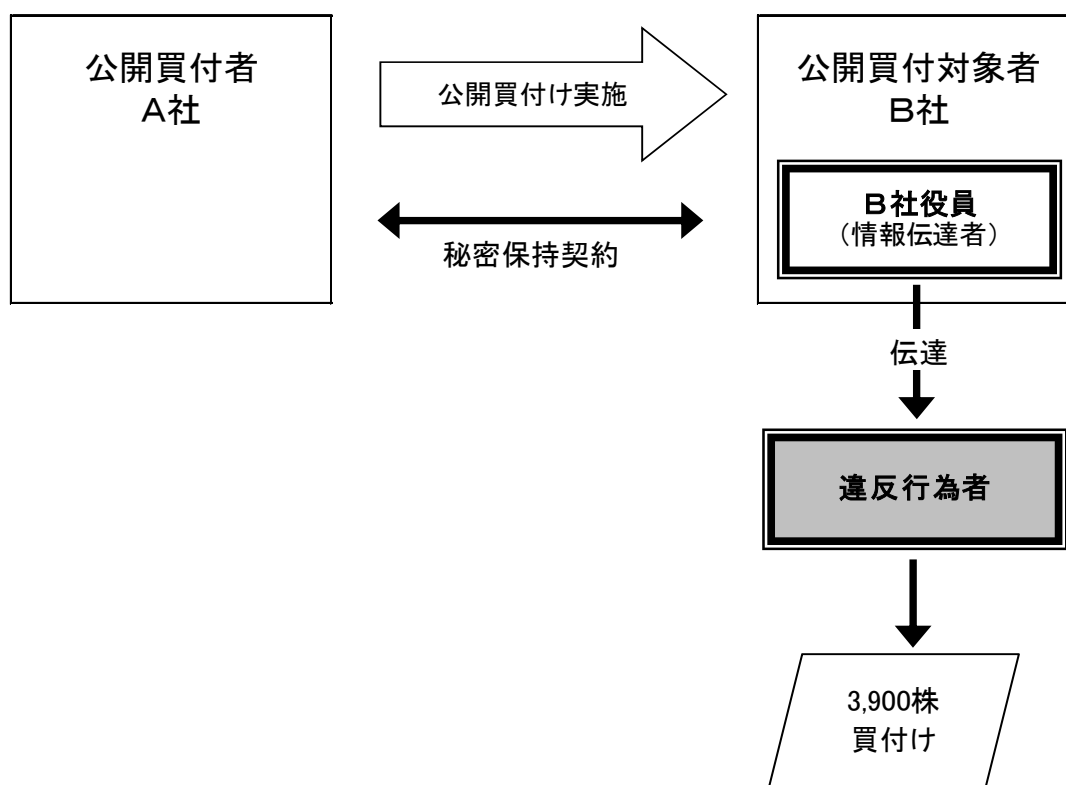
98万円

(計算方法) 850円(公開買付け事実公表後2週間における最も高い価格) × 3,900株
- 2,332,100円(買付価額) = 982,900円 [1万円未満切捨て]

8 本事例の特色

本件におけるA社とB社との間の秘密保持契約は「口頭」で行われていた。

法第166条第1項第4号の「契約」の範囲には、社会的に契約とみなされるものが幅広く含まれ、契約の締結とは書面によるものに限られるわけではなく、「口頭」によるものも含まれる。



○ 事例 12

違反行為者は、公開買付者である上場会社A社が上場会社B社の株式の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、A社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、B社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A社の役員からの第一次情報受領者（飲食店従業員）

2 公開買付け事実（適用条文）

公開買付けの実施（法第167条第2項）

3 公開買付け事実の決定時期・決定機関

1月11日 A社会長により決定

（A社の公開買付け事実に係る取締役会決議は、2月9日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 公開買付け事実の公表

2月10日 公表（EDINET）

（2月9日午後4時頃、A社が公開買付開始に関するお知らせを、TDnetを利用して東京証券取引所のウェブサイトに掲載し、B社が公開買付けに関する賛同意見表明を、TDnetを利用して大阪証券取引所のウェブサイトに掲載）

5 公開買付け事実を知った経緯（適用条文）

違反行為者は、2月8日頃、違反行為者の店に来店したA社の役員を接客した際に、同人が職務上知った本件公開買付け事実の伝達を受けた（法第167条第3項）。

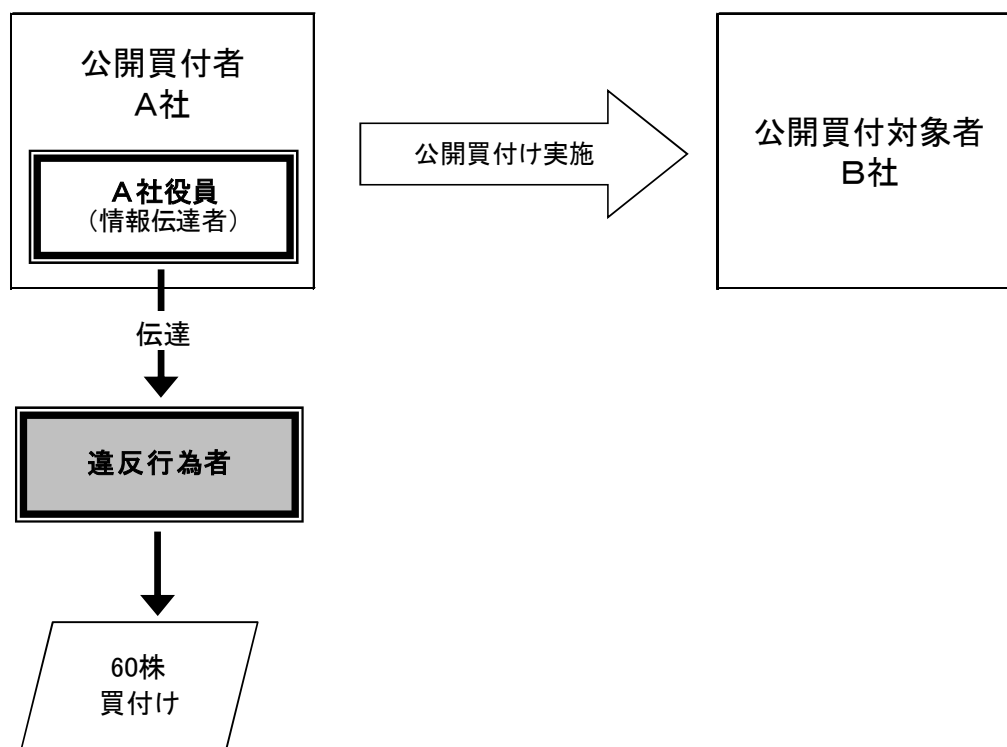
6 違反行為者の取引

- ・ 2月9日に、B社の株式合計60株を買付価額2,579,050円で買付け
- ・ 親族の証券口座を利用
- ・ 電話による発注（親族による発注）

7 課徴金額

100万円

(計算方法) 59,700円(公開買付け事実公表後2週間における最も高い価格)×60株
−2,579,050(買付価額) = 1,002,950円 [1万円未満切捨て]



○ 事例 13

違反行為者は、上場会社A社が上場会社B社の総株主の議決権の数の100分の5以上の株式を買い集めることを決定した旨の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実について、A社の社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、B社株式を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

A社の社員からの第一次情報受領者（非上場会社役員）

2 公開買付け等事実（適用条文）

公開買付けに準ずる行為の実施（法第167条第2項、施行令第31条）

3 公開買付け等事実の決定時期・決定機関

前年9月8日頃 A社社長により決定

（A社の公開買付け等事実に係る取締役会決議は、1月21日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおりである。）

4 公開買付け等事実の公表

1月22日 午前4時頃 公表（記者会見）

（施行令第30条第1項により、A社がプレスリリースを行った1月21日午後4時頃から12時間経過後）

5 公開買付け等事実を知った経緯（適用条文）

1月13日及び1月14日、仕事を通じて知り合い、飲食を共にするような関係にあったA社の社員から、電子メールで、同人が職務上知った本件公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実の伝達を受け、知った（法第167条第3項）。

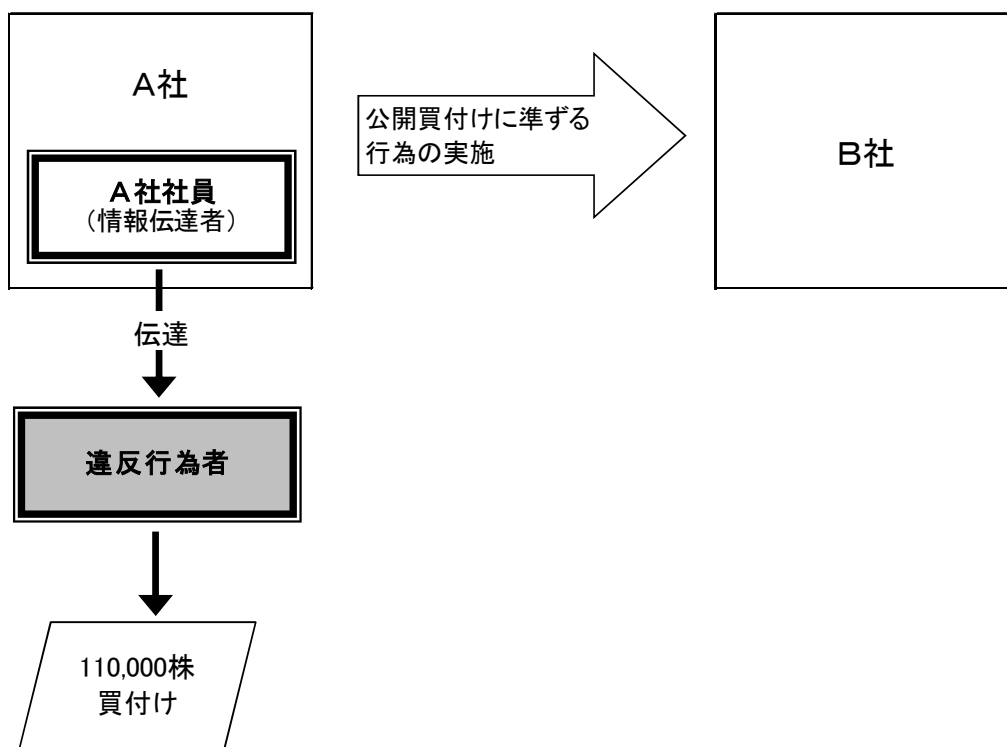
6 違反行為者の取引

- ・ 1月20日に、A社の株式合計110,000株を買付価額3,730,000円で買付け
- ・ インターネットによる発注

7 課徴金額

133万円

(計算方法) 46 円 (公開買付け等事実公表後 2 週間における最も高い価格) × 110, 000 株 - 3, 730, 000 円 (買付価額) = 1, 330, 000 円



Ⅱ 相場操縦

○ 相場操縦に対する課徴金勧告事案の特色

相場操縦事案については、平成 20 年 12 月に初めての勧告を行って以降、平成 24 年 6 月 15 日までに、16 件（納付命令対象者ベース）の課徴金納付命令勧告を行っている。

これまで行った 16 件の勧告事案から見られる傾向は以下のとおりである。

① 相場操縦が行われた 15 銘柄の上場市場は、下記のとおりである。

年 度	20	21	22	23	24	計
東証 1 部	0	1	1	1	1	4
東証 2 部	1	0	1	0	0	2
東証マザーズ	0	0	3	0	0	3
大証ジャスダック	0	3	0	2	0	5
名証 1 部	0	1	0	0	0	1
名証セントレックス	0	1	0	0	0	1
札幌	0	1	0	0	0	1
合計	1	7	5	3	1	17
年度別勧告件数	1	5	6	3	1	16

- (注) 1 年度とは、当年 4 月～翌年 3 月をいう。ただし、平成 24 年度は 6 月 15 日まで。
 2 複数の市場に重複上場している銘柄があり、また、同じ銘柄について複数の違反行為が行われた事案もあるため、各年度の合計数と年度別勧告件数が一致しないものがある。

相場操縦が行われた銘柄のうち、新興市場に上場している銘柄は 15 銘柄中 9 銘柄と半数以上を占めている。このように、新興市場に上場している銘柄は、一般に時価総額が小さく、日々の取引高も大きくないことから、相場操縦の対象になりやすいものと考えられる。

② 違反行為は、1 事例（事例 17）を除き、インターネット取引によって行われている。複数の証券口座（最大 4 口座）を使用した事案が多く（11 件）、借名口座のみを使用した事案は少ない（1 件）。

この傾向は、相場操縦に手を染める者が、「インターネット取引は、証券会社の担当者を介さないで相場操縦をしてもわからないだろう。」「複数の証券会社に口座を開設して取引を行えば、気づかれないだろう。」「この程度の取引なら、証券会社や証券監視委に見つからないだろう。見つかったとしても、咎められるほどのことでもないだろう。」という、半ば軽い感覚を持って違反行為を行っている状況にあることが推測される。

○ 事例 14

違反行為者は、A社株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値で、あるいは、成行で、大量の買い注文を発注して高値で約定させるなどの方法により、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

医師

2 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買）（法第159条第2項第1号）

（一般投資家によるA社株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行った。）

3 違反行為期間

7月23日午後2時13分頃から同月29日午後2時53分頃までの間（5取引日）

（違反行為者の取引において、対当売買を約定させて、A社株式の株価を引き上げた7月23日午後2時13分頃を違反行為の始期とし、以降、対当売買や買い上がり買付け等の一連の相場操縦行為を繰り返し行っていたところ、違反行為者が買い上がり買付けにより最後に株価を引き上げた同月29日午後2時53分頃を違反行為の終期とした。）

4 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株式につき、

- ① 自己名義の証券口座（2口座）を使って
- ② 現物取引により、
- ③ インターネットで、
- ④ 直前約定値より高値で、あるいは、成行で、大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、
- ⑤ 合計161株を買い付ける（買付価額5,226,800円）一方、合計137株の売付け（売付価額4,331,400円）を行い、
- ⑥ 同株式の株価を28,000円から36,800円まで変動させるなどした。

5 課徴金額

1, 864万円

(計算方法)

① 違反行為開始時の価格で買い付けたとみなされるもの(みなし買付価額)
28,190円(違反行為開始時の株価)×1,573株(違反行為開始時の買いポジション)
ヨ) =44,342,870円

② 違反行為期間において確定した売買損益(違反行為期間において137株の売付け、
161株の買付け)
4,331,400円(違反行為期間中の売付価額)－(3,862,030円(みなし買付価額※))
=469,370円

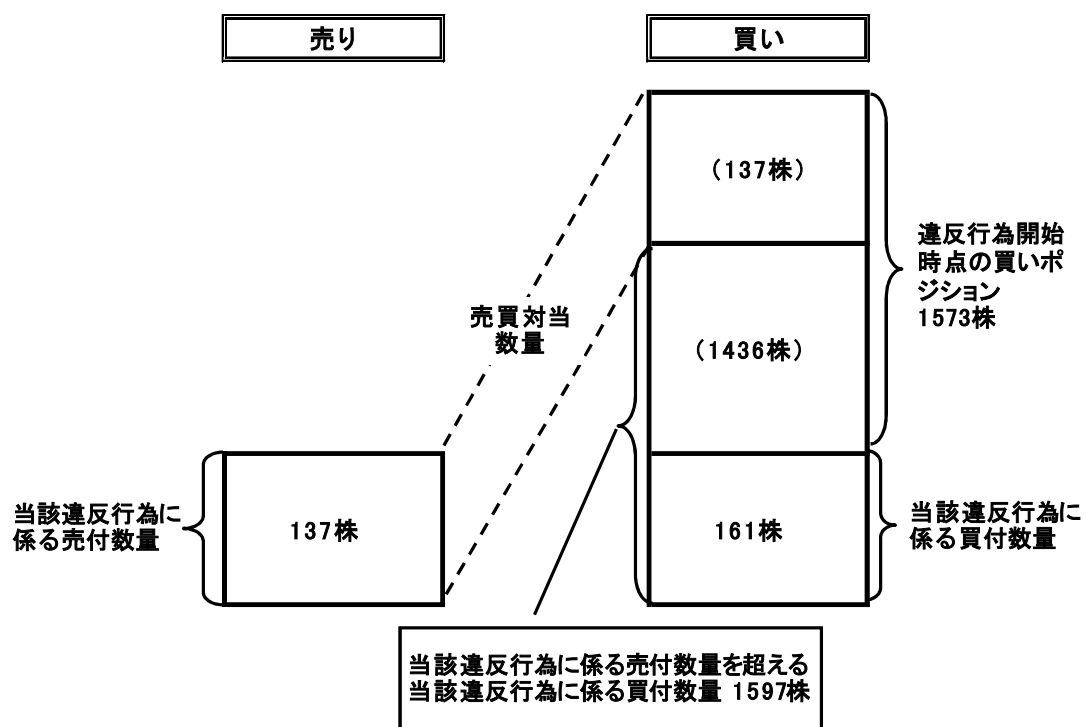
※ 買付価額の算定については、違反行為に係る有価証券の買付けのうち、最も
早い時期に行われたものから、順次売買対当数量まで割り当てるため、違反
行為期間中の買付数量は、違反行為開始時の買いポジション(1,573株)の
うちの137株として計算した。

③ ②の計算を行った後に、なお残存する買いポジションについて、相場操縦期間
終了時から1か月以内の最高値により当該ポジションが解消されるものとして
計算した売買損益(買付数量が売付数量を超える1,597株)
63,880,000円(違反行為終了後1か月間における最も高い価格(40,000円)
に1,597株を乗じた額)－45,707,640円(買付価額) =18,172,360円

④ 課徴金額

469,370円+18,172,360円=18,641,730円

[1万円未満切捨て]



○ 事例 15

違反行為者は、A社株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値の売り注文と成行の買い注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

無職（個人投資家）

2 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買）（法第159条第2項第1号）

（一般投資家によるA社株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行った。）

3 違反行為期間

3月16日午後2時18分頃から4月5日午後2時20分頃までの間（11取引日）

（違反行為者の取引において、寄付き前に前日の終値よりも高値に1円刻みで発注していた3本の売り注文に対当させる目的で、成行で2万株の買い注文を発注して高値で約定させた3月16日午後2時18分頃を違反行為の始期とし、以降、対当売買を交えた買上がり買付け等の一連の相場操縦行為を繰り返し行っていたところ、違反行為者が最後に買上がり買付けにより株価を引き上げた4月5日午後2時20分頃を違反行為の終期とした。）

4 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株式につき、

- ① 自己名義の証券口座（1口座）を使って、
- ② 信用取引により、
- ③ インターネットで、
- ④ あらかじめ前日終値よりも高値に発注していた複数の売り注文に、成行で、あるいは、直前約定値より高値で、買い注文を発注して対当させて株価を引き上げたり、直前約定値より高値の売り注文と成行の買い注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、

- ⑤ 合計 587,000 株を買い付ける（買付価額 89,986,000 円）一方、合計 587,000 株の売付け（売付価額 90,239,000 円）を行い、
- ⑥ 同株式の株価を 141 円から 169 円まで変動させるなどした。

5 課徴金額
438万円

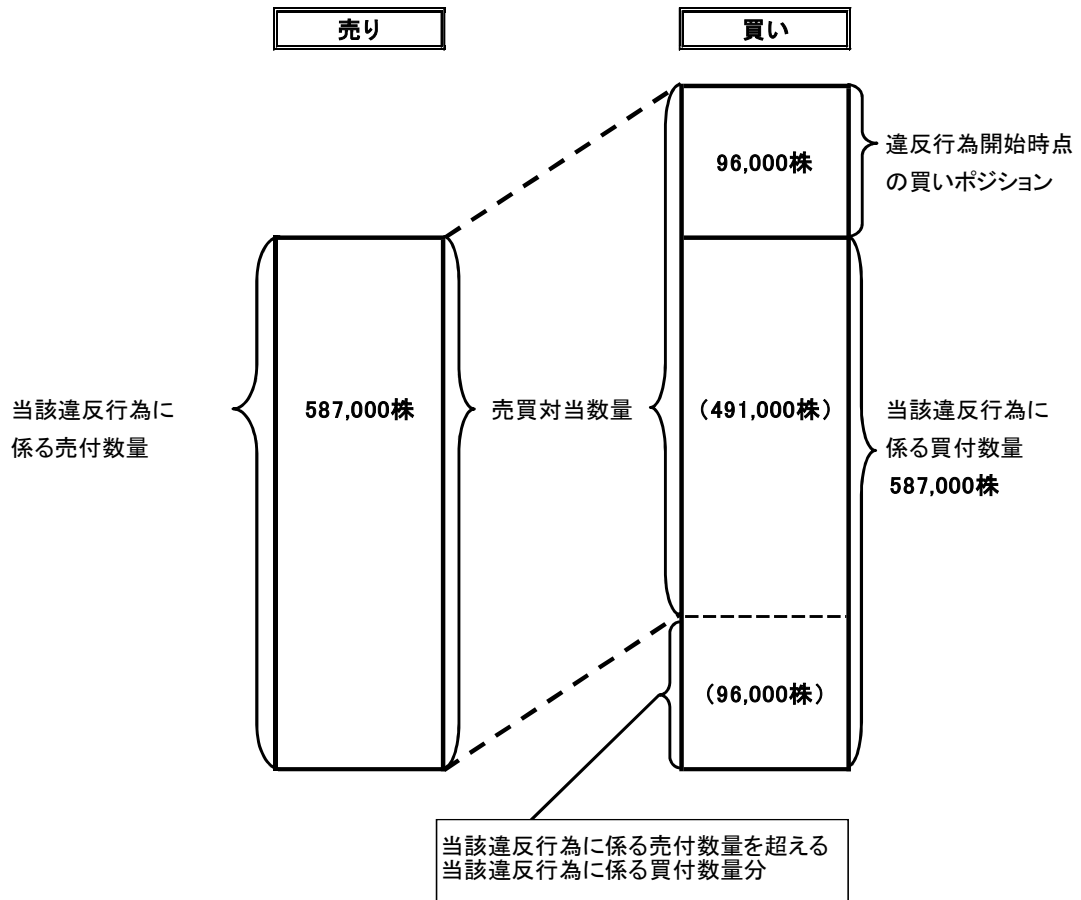
(計算方法)

- ① 違反行為開始時の価格で買い付けたとみなされるもの（みなし買付価額）
142 円（違反行為開始時の株価）×96,000 株（違反行為開始時の買いポジション）=13,632,000 円
- ② 違反行為期間において確定した売買損益（違反行為期間において 587,000 株の売付け、587,000 株の買付け）
90,239,000 円（違反行為期間中の売付価額）－（13,632,000 円（みなし買付価額）＋74,165,000 円（違反行為期間中の買付価額※））=2,442,000 円

※ 買付価額の算定については、違反行為に係る有価証券の買付けのうち、最も早い時期に行われたものから、順次売買対当数量まで割り当てるため、違反行為期間中の買付数量は 491,000 株として計算した。

- ③ ②の計算を行った後に、なお残存する買いポジションについて、相場操縦期間終了時から 1 か月以内の最高値により当該ポジションが解消されたものとして計算した売買損益（買付数量が売付数量を超える 96,000 株）
17,760,000 円（違反行為終了後 1 か月間における最も高い価格（185 円）に 96,000 株を乗じた額）
－15,821,000 円（買付価額）=1,939,000 円

- ④ 課徴金額
2,442,000 円＋1,939,000 円=4,381,000 円 [1万円未満切捨て]



○ 事例 16

違反行為者は、A社株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、連続して直前約定値よりも高値で大量の買い注文を発注して高値で約定させるなどの方法により、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

無職（個人投資家）

2 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買、見せ玉）（法第159条第2項第1号）
（一般投資家によるA社株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託を行った。）

3 違反行為期間

10月27日午前10時58分頃から午後零時40分頃までの間

10月27日午後1時47分頃から午後2時9分頃までの間

（違反行為者の各取引において、第三者の取引を誘引する目的をもって、最初に自己に有利な株価で売買するための仕込みの買い注文を発注した時点を違反行為の始期とし、自己の取引を終了させる目的をもって、板に晒してある全ての売り注文及び買い注文を約定させ、あるいは取り消した時点を違反行為の終期とした。）

4 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株式につき、

- ① 自己名義の証券口座（3口座）を使って、
- ② 現物取引により、
- ③ インターネットで、
- ④ 連続して直前約定値よりも高値で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、約定させる意思のない買い注文を複数発注するなどの方法により、
- ⑤ 10月27日午前10時58分頃から午後零時40分頃までの間に合計121,880株を買い付ける（買付価額9,294,943円）一方、合計121,880株を売り付け（売付価額9,729,727円）、合計121,880株の売買を自己に有利な株価で約定させるなどし、

10月27日午後1時47分頃から午後2時9分頃までの間に合計147,173株を買い付ける（買付価額12,251,244円）一方、合計147,173株を売り付け（売付価額12,408,924円）、合計147,173株の売買を自己に有利な株価で約定させるなどした。

5 課徴金額

58万円

(計算方法)

①違反行為期間において確定した売買損益

10月27日午前10時58分頃から午後零時40分頃までの一連の違反行為
43万円

(違反行為期間において121,880株の売付け、121,880株の買付け)

9,729,727円（違反行為期間中の売付価額）－9,294,943円（違反行為期間中の買付価額）＝434,784円 [1万円未満切捨て]

10月27日午後1時47分頃から同日午後2時9分頃までの一連の違反行為
15万円

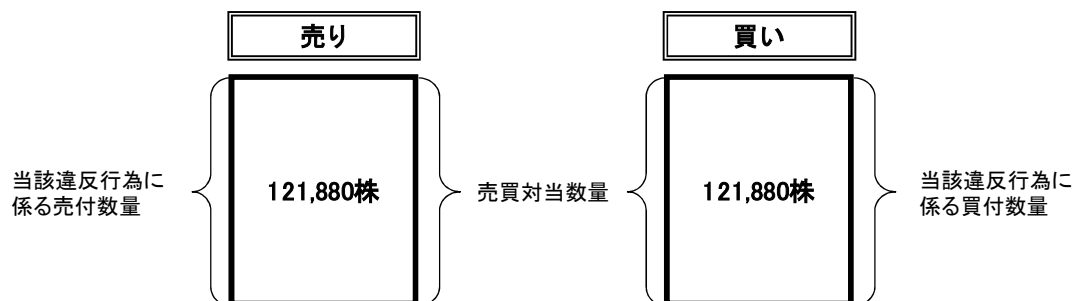
(違反行為期間において147,173株の売付け、147,173株の買付け)

12,408,924円（違反行為期間中の売付価額）－12,251,244円（違反行為期間中の買付価額）＝157,680円 [1万円未満切捨て]

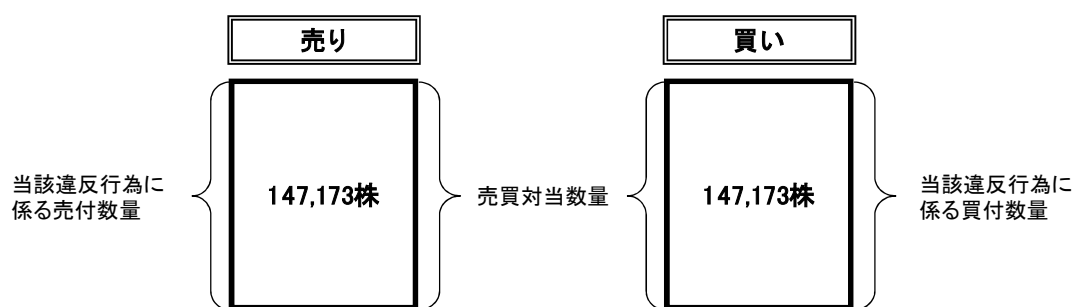
②課徴金額

43万円＋15万円＝58万円

10月27日午前10時58分頃から午後零時40分頃までの一連の違反行為



10月27日午後1時47分頃から同日午後2時9分頃までの一連の違反行為



○ 事例 17

違反行為者は、A社株式の売買を誘引する目的をもって、高指値で大量の買い注文を発注して高値で約定させるなどの方法により、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1 違反行為者

会社役員（非上場会社）

2 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買）（法第159条第2項第1号）

（一般投資家によるA社株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行った。）

3 違反行為期間

8月3日午前8時59分頃から同月17日午後1時48分頃までの間（6取引日）

（違反行為者の取引において、一般投資家に買い板を厚く見せる意図をもって高指値で買い注文を発注した8月3日午前8時59分頃を違反行為の始期とし、以降、対当売買や買上がり買付け等の一連の相場操縦行為を繰り返し行っていたところ、違反行為者が株価を引き上げる意図で最後に対当売買を約定させた同月17日午後1時48分頃を違反行為の終期とした。）

4 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株式につき、

- ① 自己名義の証券口座（2口座）を使って、
- ② 現物取引により、
- ③ 電話で、
- ④ 高指値で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、高指値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、
- ⑤ 合計73,000株を買い付ける（買付価額11,204,000円）一方、合計17,000株の売付け（売付価額2,790,000円）を行い、
- ⑥ 同株式の株価を118円から169円まで変動させるなどした。

5 課徴金額

43万円

(計算方法)

- ① 違反行為期間において確定した売買損益（違反行為期間において17,000株の売付け、73,000株の買付け）
2,790,000円（違反行為期間中の売付価額）－2,649,000円（違反行為期間中の買付価額※）＝141,000円

※ 買付価額の算定については、違反行為に係る有価証券の買付けのうち、最も早い時期に行われたものから、順次売買対当数量まで割り当てるため、違反行為期間中の買付数量は17,000株として計算した。

- ② ①の計算を行った後に、なお残存する買いポジションについて、相場操縦期間終了時から1か月以内の最高値により当該ポジションが解消されたものとして計算した売買損益（買付数量が売付数量を超える56,000株）
8,848,000円（違反行為終了後1か月間における最も高い価格（158円）に56,000株を乗じた額）
－8,555,000円（買付価額）＝293,000円

③ 課徴金額

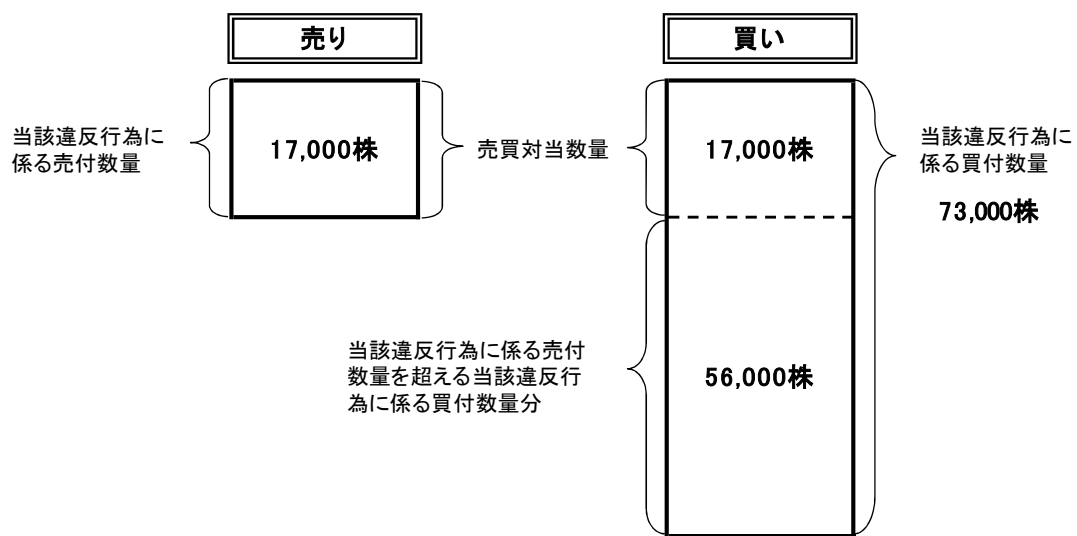
141,000円＋293,000円＝434,000円

[1万円未満切捨て]

6 本事例の特色

本件の違反行為者は、違反行為期間中、違反行為者が、取引をしていなかった期間（5営業日）においても引き続きA社株式に係る相場操縦行為をする意思を有していたこと、また、違反行為者が、当該5営業日の前後において、同様に同株式について対当売買や買上がり買付け等を繰り返し行っていることなどから、違反行為者の同株式の売買は、社会通念上連続性の認められる継続した複数の売買であると評価し、当該5営業日の前後で違反行為期間を分けずに、1つの違反行為期間と認定したものである。

また、過去の相場操縦に対する課徴金勧告事案においては、違反行為は、全てインターネット取引によって行われていたが、本件の違反行為者は、電話で証券会社へ発注を行っており、電話注文によって行われた相場操縦に対する課徴金勧告が行われた初めての事例である。



Ⅲ 開示規制違反

○ 開示規制違反に対する課徴金勧告事案の特色

平成 17 年 4 月から課徴金制度が開始されて以降、開示規制違反について平成 24 年 6 月 15 日までに 64 件の課徴金納付命令勧告を行った。内訳は「開示書類の虚偽記載等」に対するものが 61 件、「開示書類の不提出」に対するものが 3 件である。

(1) 「開示書類の虚偽記載等」

「開示書類の虚偽記載等」に係る課徴金納付命令の勧告は、これまでに 61 件行われている。その内訳は（表 1）のとおりである。

（表 1）「開示書類の虚偽記載等」に対する課徴金納付命令勧告件数（単位：件）

年 度	18	19	20	21	22	23	24	計
虚偽記載の勧告件数	3	8	11	9	18	9	3	61
発行開示書類等	1	0	0	1	3	1	0	6
うち個人	0	0	0	1	3	1	0	5
継続開示書類	1	5	6	6	7	2	3	30
両方の虚偽記載	1	3	5	2	8	6	0	25

（注） 年度とは、当年 4 月～翌年 3 月をいう。ただし、24 年度は 6 月 15 日まで（以下において同じ）。

① 「継続開示書類の虚偽記載」

「継続開示書類の虚偽記載」の市場別、業種別の分類は、(表2)及び(表3)のとおりである。

(表2)「継続開示書類の虚偽記載」に係る違反行為者(発行者である会社)の市場別分類(単位:社)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	計
東証計	0	5	3	4	12	2	2	28
東証1部	0	4	2	2	4	0	1	13
東証2部	0	1	0	0	1	0	0	2
マザーズ	0	0	1	2	7	2	1	13
大証計	2	4	8	4	5	3	0	26
大証1部	0	1	2	0	2	0	0	5
大証2部	0	0	2	1	0	1	0	4
ジャスダック	2	3	4	3	3	2	0	17
名証計	0	0	1	1	0	1	0	3
名証1部	0	0	1	1	0	0	0	2
セントレックス	0	0	0	0	0	1	0	1
札証計	0	0	2	0	0	2	1	5
札証(本則)	0	0	2	0	0	0	1	3
アンビシャス	0	0	0	0	0	2	0	2
福証(本則)	0	0	2	0	0	0	0	2
本則市場計	0	6	11	4	7	1	1	31
新興市場計	2	3	5	5	10	7	0	33
年度別計	2	9	16	9	17	8	1	64

(注) 複数の市場に上場している上場企業があるため、各年度の合計数と違反行為者数が一致しないものがある((表5)において同じ)。

(表3)「継続開示書類の虚偽記載」に係る違反行為者(発行者である会社)の業種別分類(単位:社)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	計
建設業	2	1	3	0	0	1	0	7
食料品	0	0	0	0	1	0	0	1
機械	0	0	3	0	0	0	0	3
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	4
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	0	1
精密機器	0	0	0	0	0	0	1	1
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	0	2
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	15
卸売業	0	0	2	3	2	0	0	7
小売業	0	2	0	1	0	0	0	3
その他金融業	0	0	0	0	0	0	1	1
不動産業	0	0	0	1	0	0	0	1
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	9
年度別計	2	8	11	8	15	8	1	55

(注) 業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による((表6)において同じ)。

課徴金納付命令の対象となった「継続開示書類の虚偽記載」に係る事業年度期間の内訳は(表4)のとおりである。

(表4)対象となった事業年度期間の内訳(単位:件)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	計
1事業年度のもの	2	5	5	1	5	1	1	20
2事業年度に亘るもの	0	3	2	4	4	1	1	15
3事業年度に亘るもの	-	0	4	1	4	2	0	11
4事業年度に亘るもの	-	-	0	2	1	1	0	4
5事業年度に亘るもの	-	-	0	0	1	1	0	2
6事業年度に亘るもの	-	-	0	0	0	2	1	3
年度別計	2	8	11	8	15	8	3	55

(注) 課徴金対象となる違反行為が行われた日から5年が経過したときは、違反行為事実について審判手続開始の決定をすることができないため、7事業年度以上に亘るものはない。

② 「発行開示書類等の虚偽記載等」

「発行開示書類等の虚偽記載等」の市場別、業種別の分類は、(表5)及び(表6)のとおりである。

(表5)「発行開示書類等の虚偽記載等」に係る違反行為者(発行者である会社)の市場別分類(単位:社)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	計
東証計	1	0	3	2	7	2	0	15
東証1部	1	0	2	1	2	0	0	6
マザーズ	0	0	1	1	5	2	0	9
大証計	2	3	4	0	2	3	0	14
大証1部	1	0	2	0	1	0	0	4
大証2部	0	0	2	0	0	1	0	3
ジャスダック	1	3	0	0	1	2	0	7
名証計	1	0	1	0	0	0	0	2
名証1部	1	0	1	0	0	0	0	2
札証計	0	0	1	0	0	1	0	2
札証(本則)	0	0	1	0	0	0	0	1
アンビシャス	0	0	0	0	0	1	0	1
福証(本則)	0	0	1	0	0	0	0	1
本則市場計	3	0	9	1	3	1	0	17
新興市場計	1	3	1	1	6	5	0	17
年度別計	4	3	10	2	9	6	0	34

(表6)「発行開示書類等の虚偽記載等」に係る違反行為者(発行者である会社)の業種別分類(単位:社)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	計
建設業	1	0	2	0	0	1	0	4
機械	0	0	1	0	0	0	0	1
電気機器	0	0	0	0	2	1	0	3
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	0	0	0	1
情報・通信業	0	3	1	0	2	3	0	9
卸売業	0	0	0	0	1	0	0	1
小売業	0	0	0	1	0	0	0	1
証券・商品先物取引業	1	0	0	0	0	0	0	1
不動産業	0	0	0	1	0	0	0	1
サービス業	0	0	0	0	3	1	0	4
年度別計	2	3	5	2	8	6	0	26

(2) 「開示書類の不提出」

「開示書類の不提出」に係る課徴金納付命令の勧告は、これまで3件行われているが、大別すると次の2つの類型に分けられる。

① 届出を要する有価証券の募集について、届出を行わずに募集を行い、有価証券を取得させた事案（無届募集）

これまでに、届出を要する有価証券の募集について、届出を行わずに有価証券の募集を行い、有価証券を取得させたことによって課徴金納付命令の対象となった事案は2件である。

※ 違反行為者はいずれも非上場企業である。

② 継続開示書類を提出期限内に提出しなかった事案

これまでに、継続開示書類の不提出によって課徴金納付命令の対象となった事案は1件である。

※ この発行者は、「有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」によって東証1部の上場廃止基準に抵触し上場廃止となっている。

(表7) 「開示書類の不提出」の内訳（単位：件）

年 度	20	21	22	23	24	計
無届募集	0	0	0	2	0	2
継続開示書類の不提出	0	0	1	0	0	1
年度別計	0	0	1	2	0	3

(3) 個別事案の課徴金額

開示規制違反に対する課徴金の最高額は、15億9,457万9,999円、最低額は法人では150万円、個人では24万円である。最高額の内訳は、発行開示書類（有価証券届出書、発行登録書及びその添付書類）の虚偽記載に対する額が15億7,915万円、継続開示書類（半期報告書及び有価証券報告書）の虚偽記載に対する額が1,542万9,999円である。

(表8) 開示規制違反に対する課徴金額の上位5件

課徴金額	勧告年月日
15億9,457万9,999円	平成20年6月19日
8億3,913万円	平成22年6月21日
7億760万円	平成22年6月21日
5億円	平成18年12月18日
2億5,353万円	平成21年6月26日

これまでに「開示書類の虚偽記載等」により課徴金納付命令対象となった事案に係る「不適正な会計処理」について、その主なものを例示する。

科目	不適正な会計処理	不適正な会計処理の主な原因など
資産	売上債権の過大計上	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先から設計システム購入にあたっての資金の融通を依頼された当社が、販売元からシステムを仕入れて取引先に販売し、売上及び売掛債権を計上したが、この取引に要した資金は実質的には取引先への貸付金であり、売掛債権として計上すべきものではなかった。
	棚卸資産の架空・過大計上	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客からシステム開発業務についての契約を解除されたにもかかわらず、システム開発に係る仕掛品を費用とせず、棚卸資産として計上し続けた。 ・収益性が低下していた棚卸資産について評価損を計上せず、棚卸資産を過大に計上した。 ・金額の妥当性が検証できないものや、原価配賦計算に合理性が認められないものを、棚卸資産として計上した。
	有形固定資産の架空・過大計上	<ul style="list-style-type: none"> ・売掛金の回収偽装に協力した会社に対し、協力会社が回収偽装に要した資金を補填するために、機械及び装置を購入したかのように装った。
	リース資産の架空・過大計上	<ul style="list-style-type: none"> ・スルー取引や循環取引を行い、架空のリース資産を取得したかのように装った。 ・架空のリース収入を計上し辻褄を合わせ、架空のリース資産を計上した。

科目	不適正な会計処理	不適正な会計処理の主な原因など
資産	無形固定資産の架空・過大計上（のれん）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実在性の認められない営業権（のれん）を架空計上する一方、その取得名目で支出した資金を架空売上により還流させた。 ・ 実態のない事業の譲受けによりのれんを計上した。
	無形固定資産の架空・過大計上（ソフトウェア）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 循環取引に用いる資金を捻出し、ソフトウェアを取得したかのように計上した。 ・ 取得したソフトウェア資産について虚偽の見積書等を作成し、実際の価額よりも多く計上した。
	無形固定資産の架空・過大計上（著作権）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有する著作権について、全額の減損処理を行わず、過大に計上した。
	関係会社株式の過大計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係会社株式の減損処理に当たり、適正な会計基準による処理を行わず、関係会社株式を過大に計上した。
	非上場株式の評価損の不計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有する非上場株式について実質価額が著しく下落していたにもかかわらず、評価損を計上しなかった。
	出資金の架空計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式上場前からスルー取引や循環取引を行い、出資金を架空計上した。
	前渡金の過大計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架空の売掛債権の回収偽装の資金として、前渡金の名目で資金を流出させた。

科目	不適正な会計処理	不適正な会計処理の主な原因など
売上高	売上の架空・過大計上、売上の前倒し計上、売上の取消し処理の未済	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ取引先とは交渉中であったにもかかわらず、虚偽の契約書を作成し、売上を前倒しで計上した。 ・取引先から預かった印章などを用いて虚偽の証憑類を作成し、売上を前倒しで計上した。 ・売上の計上基準が出荷基準であるにもかかわらず、棚卸資産の出荷前に出荷が完了しているかのように虚偽の運送記録を作成し、売上を前倒しで計上した。 ・実際には譲り受けていない不良品の棚卸資産を、修理して売り上げたように装い、架空の売上を計上した。 ・顧客の同意を得ることなく契約書を偽造して、売上を計上した。 ・合弁事業の解消についての合意が成立していないにもかかわらず、合意が成立したとして支払済みのロイヤリティの返還額を、売上として計上した（このロイヤリティは、合意が成立し、返還がなされていたとしても売上として計上すべきものではなかった。）。 ・実態のないライセンス販売による循環取引によって、架空の売上を計上した。 ・虚偽の見積書を作成するなどして、架空の売上を計上した。 ・取り消された注文について、取消し手続を行わなかった。 ・工事進行基準適用の案件について実際発生原価を過大に計上し、工事進捗率をかさ上げすることによって売上を過大に計上した。 ・工事進行基準適用の案件について総発生原価見通しを過少に見積もり、工事進捗率をかさ上げすることによって売上を過大に計上した。

科目	不適正な会計処理	不適正な会計処理の主な原因など
売上原価	売上原価の過少計上、売上原価の繰延べ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末までに認識可能な売上原価を総発生原価見通しに含めないなどした。 ・ 工事予算額を超過しそうな工事について、工事原価を過少計上し、計上しなかった工事原価を簿外で繰り延べ、翌期以降の別の工事に付け替えた。 ・ 仕掛品を売上原価に振り替えず、売上原価を過少計上した。
	架空仕入の計上 売上原価の過大計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不良在庫に回収未済の債権の代金を上乗せし、循環取引を行うことによって架空の仕入を計上した。
	架空仕入の計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上の前倒し計上が露見することを恐れ、売上原価を過大に計上した。
	外注費の繰延べ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完成工事の外注費を他の未成工事に付け替え、翌期以降に繰り延べた。
販売費及び一般管理費	貸倒引当金（繰入額）の不計上・過少計上（売掛債権）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留債権について回収を装うなどし、滞留債権が認識されず貸倒引当金を過少計上した。 ・ 資金循環により延滞債権等の回収を装い、貸倒引当金を計上しなかった。
	費用の過少計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業費等の各種費用を翌期以降に繰り延べた。 ・ 子会社が営業費用を計上しなかった。
営業外収益	社債券評価益の過大計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社が所持していた孫会社発行の他社株券償還特約付社債券について、孫会社の株価が上昇する前に発行されていたかのように偽り、評価益を過大に計上した。
営業外費用	費用の過少計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達に要した手数料をソフトウェア購入費に付け替え過少計上した。

科目	不適正な会計処理	不適正な会計処理の主な原因など
特別利益	債務免除益の架空計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権放棄を受けたとして架空の債務免除益を計上した。
	匿名組合清算配当金の過大計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産流動化スキームの終了に伴う匿名組合清算配当金が発生していないにもかかわらず、これを計上した。
特別損失	貸倒引当金（繰入額）の不計上・過少計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先の資金繰りが悪化したことにより、立替金及び貸付金の回収が困難になったことを認識していたにもかかわらず、貸倒引当金を計上しなかった。 ・ 取引先から機械を購入するに当たり、当社の役員が購入価格を水増しした。この水増し分は当社の取得原価とはならないことから役員への貸付金とすべきものであり、これに対し当社は回収見込みのない貸付金として貸倒引当金を計上すべきところ、これを行わなかった。 ・ 代表者が不正に支出した資金（長期貸付金等）について貸倒引当金を計上しなかった。 ・ 貸倒懸念債権（貸付金）について返済がなされたように見せかけ、貸倒引当金の計上を回避した。 ・ 子会社の取引先に支払っていた前渡金が、取引先の資金繰り悪化により回収困難になっていたことを認識していたにもかかわらず、貸倒引当金を計上しなかった。

科目	不適正な会計処理	不適正な会計処理の主な原因など
特別損失	減損損失の過少計上・不計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設仮勘定を固定資産に振り替えず、減損損失を計上しなかった。 ・ 保有する著作権について、資産価値が全く認められないにもかかわらず、全額の減損処理を行わなかった。
	除却損失の過少計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産価値のないソフトウェア仮勘定について除却を行わなかった。
(連結決算)	子会社の連結は ずし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社が、実質的に支配している会社（孫会社）を連結の範囲に含めなかった。 ・ 実質的に支配する子会社を連結の範囲に含めなかった。

○ 事例 18

1 本事例の特色

本件は、当社が、取引先に見積書などの虚偽の証憑類を作成させ、当社が取引先から棚卸資産を購入したかのように装い、棚卸資産の架空計上等の不適正な会計処理を行ったものである。

2 発行者である会社

情報・通信業、東京証券取引所マザーズ市場上場

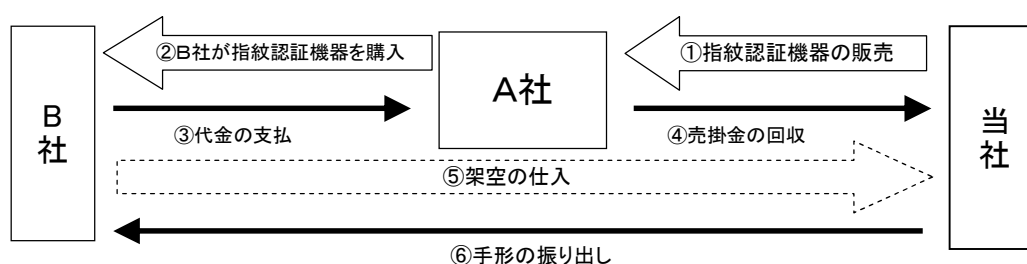
3 事案の概要

(1) 当社は、指紋認証機器等の販売や、ソフトウェアの受託開発を主な事業としていた。当社は、海外投資の失敗や、販売事業に係る売掛金の回収不能によって、多額の損失発生が見込まれる状況にあった。

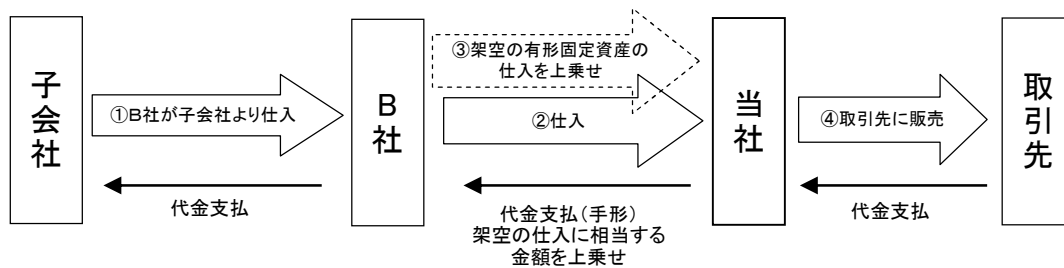
(2) 当社は、A社に指紋認証機器を掛けて販売した。当社は、この売掛金を回収するに当たり、A社の資金繰りが逼迫していたことから、A社への支援として、A社から指紋認証機器等を購入するよう、当社の取引先であるB社に依頼した。

B社は、依頼に応じ、A社から指紋認証機器等を購入した。A社は、B社から支払われた販売代金を当社に支払うことにより、当社はA社から売掛金を回収した。

当社は、売掛金の回収に協力したB社に対して、回収に要した資金を補填するため、B社に虚偽の見積書や預かり証などを作成させるなどして、当社がB社から棚卸資産を購入したかのように装って手形を振り出し、資金を補填していた。



(3) 当社は、上記棚卸資産の取得取引だけでは、B社に対する資金補填に足りなかったため、B社を通じて、当社の子会社から携帯電話部品を仕入れ取引先に販売するに当たり、虚偽の証憑を作成するなどしてB社から検査装置を仕入れたかのように偽装して、B社に手形を振り出した。



4 不適正な会計処理

(1) 棚卸資産の架空計上

当社は、売掛金の回収に協力した取引先に対し、回収に要した資金を補填するため、取引先に虚偽の証憑を作成させるなどして、取引先から棚卸資産を購入したかのように装い、架空の棚卸資産を計上した。

(2) 有形固定資産の架空計上

当社は、売掛金の回収に協力した取引先に対し、回収に要した資金を補填するため、虚偽の証憑を作成するなどして、取引先から有形固定資産を購入したかのように装い、架空の固定資産を計上した。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、「棚卸資産の架空計上等」により、以下のとおり、旧法第 172 条の 2 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載のある」有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲18 億 2,800 万円	▲18 億 8,900 万円
連結純資産額	2 億 3,700 万円	1 億 7,500 万円

② 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲2 億 1,500 万円	▲2 億 7,500 万円

(2) 発行開示書類

① 当社は、「重要な事項につき虚偽の記載のある」継続開示書類 ((1)の①と②) を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、40,676 株の普通株式（第三者割当増資）を 4 億 676 万円で取得させた。

② 当社は、「重要な事項につき虚偽の記載のある」継続開示書類 ((1)の①と②) を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、2,000 個の新株予約権証券 (第三者割当増資) を、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含み、2 億円で取得させた。

同社が行った行為は、法第 172 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

3, 330 万円

課徴金額の内訳

(1) 継続開示書類

① 第 X1 期有価証券報告書 300 万円

② 第 X2 期第 1 四半期報告書 300 万円

(2) 発行開示書類

① 有価証券届出書 1,830 万円

② 有価証券届出書 900 万円

課徴金額の算定

(1) 継続開示書類

① 第 X1 期有価証券報告書に係る課徴金額

(旧法第 172 条の 2 第 1 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額。

※ 「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額の 10 万分の 3 を乗じた額 173,378 円

が 300 万円を超えないことから課徴金額は 300 万円となる。

② 第 X2 期第 1 四半期報告書に係る課徴金額

(法第 172 条の 4 第 2 項)

600 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額のいずれか大きい額の 2 分の 1 に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第 1 条の 3 の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 101,724 円

が 600 万円を超えないことから 600 万円の 2 分の 1 となり、課徴金額は 300 万円となる。

(2) 発行開示書類

(法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号)

募集によって実際に取得させた有価証券の発行価額の総額（新株予約権の場合は、行使に際して払い込むべき金額を含む。）× 2.25%（株券等の場合は 4.5%）

① 発行価額の総額 406,760,000 円 × 4.5% = 18,304,200 円

法第 176 条第 2 項により、1 万円未満の端数を切り捨てる。

①の有価証券届出書に係る課徴金額 1,830 万円

② 発行価額の総額 200,000,000 円 × 4.5% = 9,000,000 円

②の有価証券届出書に係る課徴金額 900 万円

○ 事例 19

1 本事例の特色

本件は、上場後 2 期連続で赤字となっていた当社が、赤字決算の回避などの目的で、売上の架空計上等の不適正な会計処理を行い、また、これを隠蔽するため、更に不適正な会計処理を継続したものである。

2 発行者である会社

情報・通信業 東京証券取引所マザーズ市場上場（完全子会社化により上場廃止）

3 事案の概要

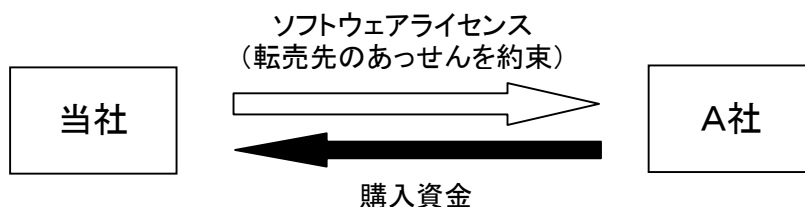
(1) 情報セキュリティ製品の販売、ライセンス許諾を主な事業としていた当社は、東証マザーズ市場に上場後、2 期連続で赤字となっていた。また、多額の社債を発行していたこともあり、当社は、赤字決算回避に対する重圧から、以下(2)、(3)、(4)に挙げる行為を行った。

(2) 当社は、A社にソフトウェアライセンスを販売する予定であったが、A社からは購入を見合わせたい旨の意向を受けていた。にもかかわらず当社は、A社に転売先のあっせんと利益の確保を約束し、当該ライセンスを購入させた。

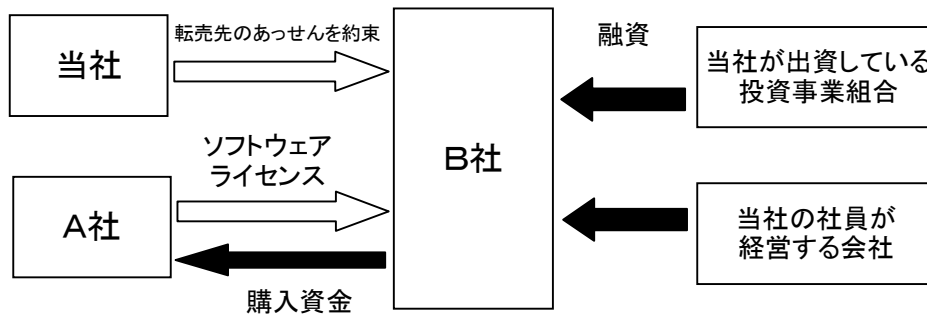
その後、当社は、転売先としてB社をあっせんし、A社からB社へライセンスを転売させた。当社はB社にも転売先のあっせんと購入資金の手当を約束しており、当社が出資していた投資事業組合や、当社の社員が経営する会社からB社に融資を行い、ライセンスの購入代金に当てさせた。

その後、当該ライセンスは、当社のあっせんによりB社から複数の者に転売されたが、最終的にはC社に転売され、当社はC社に架空のソフトウェア購入代金を支払い、それをライセンスの購入資金に当てさせ、不正行為の終結を図った。

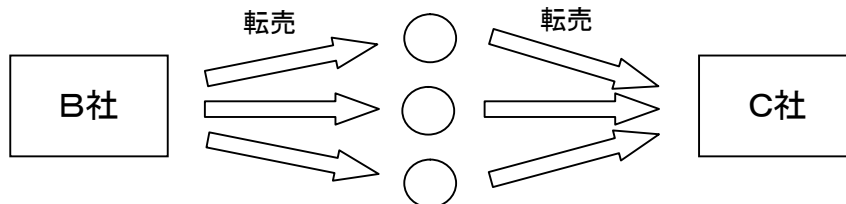
①当社は、A社に転売先B社のあっせんと利益の確保を約束し、ソフトウェアライセンスを販売した。



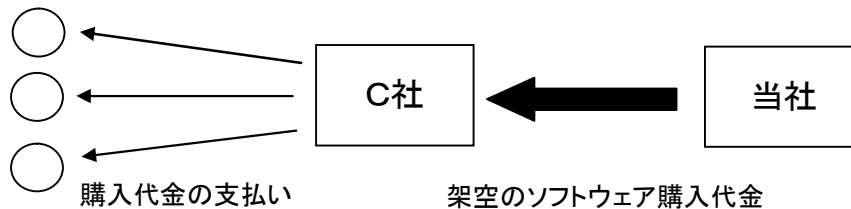
②当社は、B社にも転売先のあっせんと購入資金の手当を約束し、ライセンスを購入させた。



③その後ライセンスは、当社のあっせんによりB社から複数の者に転売され、最終的にはC社に転売された。



④当社は、C社に架空のソフトウェア購入代金を支払い、それをライセンスの購入資金に当てさせた。



(3) 当社は、A社の見積書、発注書、請求書等を偽造し、翌期に計上すべきソフトウェアライセンスの販売による売上を前倒しで計上した。

(4) 当社は、D社に対し貸付けを行っていたが、D社は資金繰りが悪化していた。当社は、返済期限を延長したが、その後も返済はなされず、事業年度末が迫っても依然として返済の目処が立っていなかった。貸倒引当金を計上することを危惧した当社は、当社が出資していた投資事業組合の組合員からD社へ資金を貸し付け、その資金を一旦当社へ返済させた後、あらためて当社からD社に同額の貸付けを行い、返済が行われたかのように見せかけた。

4 不適正な会計処理

(1) 架空売上の計上

当社は、実態のないライセンス販売を行い、これを販売先に次々と転売させ、その最終転売先に対して、架空の名目で出金した資金を提供する資金循環によって、架空の売上を計上した。

(2) 売上の前倒し計上

当社は、取引先からの証憑を偽造し、翌期に計上すべき売上を前倒しで計上した。

(3) 貸倒引当金の計上回避

当社は、貸倒懸念債権となっていた貸付金について、貸付金の返済が行われたかのように見せかけ、貸倒引当金の計上を回避し、利益を過大に計上した。

(4) 不適正な会計処理の継続

当社は、架空売上の計上等を行った後、これらの不適正な会計処理を隠蔽するため、更に不適正な会計処理を継続した。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、「架空売上の計上等」により、以下のとおり、旧法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載のある」有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	3,800 万円	▲ 4 億 400 万円
連結当期純損益	3,100 万円	▲ 4 億 4,500 万円
資本合計（連結純資産額）	15 億 9,800 万円	11 億 2,100 万円

② 第 X2 期中間期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 4,700 万円	5 億 4,100 万円

③ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲ 1 億 4,600 万円	▲ 5 億 6,600 万円

④ 第 X3 期中間期半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	▲ 1 億 1, 600 万円	▲ 2 億 4, 600 万円
連結純資産額	▲ 2 億 9, 400 万円	▲ 8 億 4, 500 万円

⑤ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	7, 000 万円	▲2, 000 万円

⑥ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3, 900 万円	▲3, 900 万円

(2) 発行開示書類

- ① 当社は、「重要な事項につき虚偽の記載のある」継続開示書類 ((1)の③と④) を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、131, 500 株の普通株式（第三者割当増資）を 17 億 950 万円で取得させた。
- ② 当社は、「重要な事項につき虚偽の記載のある」継続開示書類 ((1)の⑤と⑥) を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、227, 585 株の普通株式（第三者割当増資）を 32 億 9, 998 万 2, 500 円で取得させた。

同社が行った行為は、旧法第 172 条第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

1 億 1, 068 万円

課徴金額の内訳

(1) 継続開示書類

- ① 第 X1 期有価証券報告書 300 万円
- ② 第 X2 期中間期半期報告書 100 万円
- ③ 第 X2 期有価証券報告書 200 万円
- ④ 第 X3 期中間期半期報告書 100 万円
- ⑤ 第 X3 期有価証券報告書 200 万円
- ⑥ 第 X4 期第 1 四半期報告書 150 万円

(2) 発行開示書類

- | | |
|-----------|----------|
| ① 有価証券届出書 | 3,419 万円 |
| ② 有価証券届出書 | 6,599 万円 |

課徴金額の算定

(1) 継続開示書類

ア 個別の開示書類に対する課徴金額の計算

① 第 X1 期有価証券報告書

(旧法第 172 条の 2 第 1 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額。

※「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 396,694 円

が 300 万円を超えないことから課徴金額は 300 万円となる。

② 第 X2 期中間期半期報告書

(旧法第 172 条の 2 第 2 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額の 2 分の 1 に相当する額。

※「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 226,661 円

が 300 万円を超えないことから 300 万円の 2 分の 1 となり、課徴金額は 150 万円となる。

③ 第 X2 期有価証券報告書

(旧法第 172 条の 2 第 1 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額。

※「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 226,661 円

が 300 万円を超えないことから課徴金額は 300 万円となる。

④ 第 X3 期中間期半期報告書

(旧法第 172 条の 2 第 2 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額の 2 分の 1 に相当する額。

※「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 62,123 円

が 300 万円を超えないことから 300 万円の 2 分の 1 となり、課徴金額は 150

万円となる。

⑤ 第 X3 期有価証券報告書

(旧法第 172 条の 2 第 1 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額。

※「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 62, 123 円

が 300 万円を超えないことから課徴金額は 300 万円となる。

⑥ 第 X4 期第 1 四半期報告書

(旧法第 172 条の 2 第 2 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額の 2 分の 1 に相当する額。

※「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 143, 291 円

が 300 万円を超えないことから 300 万円の 2 分の 1 となり、課徴金額は 150 万円となる。

イ 課徴金額の調整

(旧法第 185 条の 7 第 2 項)

同一の記載対象事業年度における複数の継続開示書類に虚偽記載があり、それらに関して課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合は、虚偽記載のあった継続開示書類について、それぞれ算定した課徴金額を合計し、以下の i、ii の額と比較する。

i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額

ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額

i、ii のいずれか高い額を超える場合は、当該高い額を個別に算定した額に応じて按分する。

第 X2 期に係る継続開示書類

それぞれ算出した額の合計

②150 万円 + ③300 万円 = 450 万円

i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
300 万円

ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額

$$150 \text{ 万円} \times 2 = 300 \text{ 万円}$$

$$450 \text{ 万円} > 300 \text{ 万円}$$

i、iiのいずれか高い額を超えるので、当該高い額である300万円を個別に算定した額に応じて按分する。

②の課徴金額

$$300 \text{ 万円} \times 150 \text{ 万円} / 450 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円}$$

③の課徴金額

$$300 \text{ 万円} \times 300 \text{ 万円} / 450 \text{ 万円} = 200 \text{ 万円}$$

第X3期に係る継続開示書類

それぞれ算出した額の合計

$$\textcircled{4} 150 \text{ 万円} + \textcircled{5} 300 \text{ 万円} = 450 \text{ 万円}$$

i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
300万円

ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に2を乗じた額のうち最も高い額

$$150 \text{ 万円} \times 2 = 300 \text{ 万円}$$

$$450 \text{ 万円} > 300 \text{ 万円}$$

i、iiのいずれか高い額を超えるので、当該高い額である300万円を個別に算定した額に応じて按分する。

④の課徴金額

$$300 \text{ 万円} \times 150 \text{ 万円} / 450 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円}$$

⑤の課徴金額

$$300 \text{ 万円} \times 300 \text{ 万円} / 450 \text{ 万円} = 200 \text{ 万円}$$

(2) 発行開示書類

(旧法第172条第1項第1号)

募集によって実際に取得させた有価証券の発行価額の総額×1% (株券等の場合は2%)

$$\textcircled{1} \text{ 発行価額の総額 } 1,709,500,000 \text{ 円} \times 2\% = 34,190,000 \text{ 円}$$

$$\textcircled{1} \text{ の有価証券届出書に係る課徴金額 } 3,419 \text{ 万円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 発行価額の総額 } 3,299,982,500 \text{ 円} \times 2\% = 65,999,650 \text{ 円}$$

旧法第176条第2項により、1万円未満の端数を切り捨てる。

②の有価証券届出書に係る課徴金額 6,599 万円

○ 事例 20

1 本事例の特色

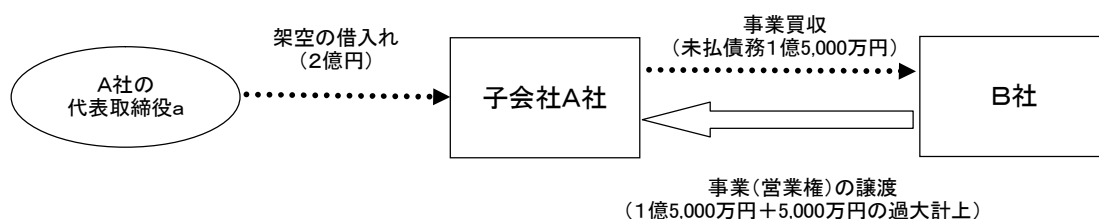
本件は、当社の子会社が、架空の借入れや、その債務の株式化により水増しされた純資産価額を元にして行った株式交換などによって不適正な会計処理を行ったものである。

2 発行者である会社

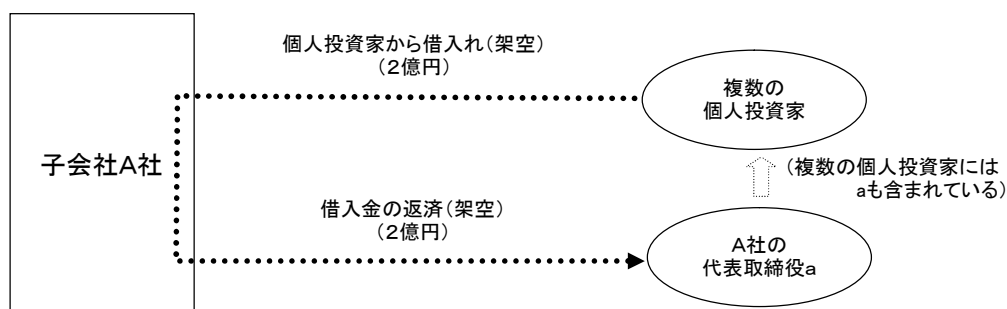
情報・通信業、名古屋証券取引所セントレックス市場上場（同市場による審査の結果、上場廃止基準「有価証券報告書等の虚偽記載」に該当し上場廃止）

3 事案の概要

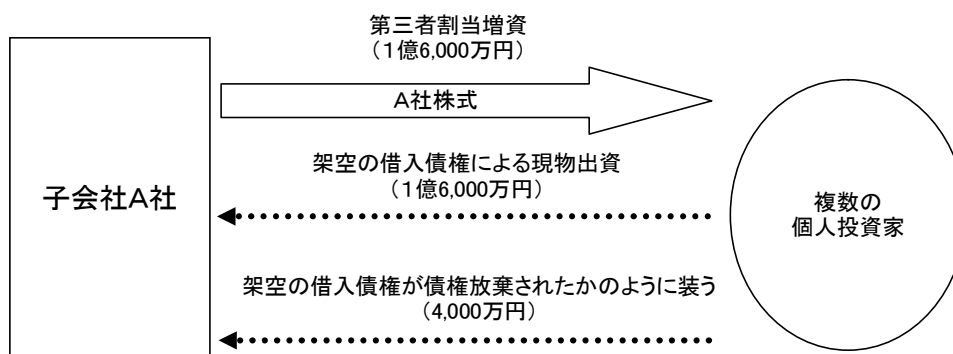
- (1) 当社の子会社A社は、当社の子会社となる以前に、B社から事業を譲り受けることになっていた。その際、A社は、A社の代表取締役 a から、架空の金銭消費貸借契約によって2億円を借り入れたこととし、更にA社は、B社からの領収書を偽造するなどして、これを事業買収のための資金としてB社へ支払ったことにした。実際には、A社は、代表取締役 a から借入れは行っておらず、またB社への支払も行っていない。



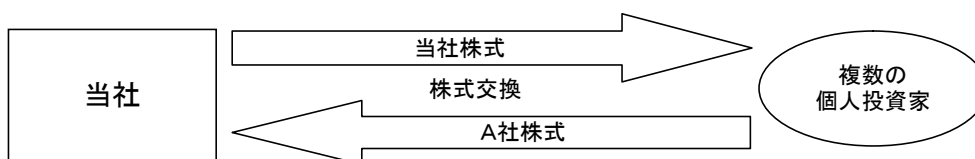
- (2) その後、当社とA社は、株式交換に向けた協議を進めた。この際、A社は、代表取締役 a を含む複数の個人投資家から新たに2億円を借り入れたことにし、この借入金を用いて、代表取締役 a へ返済を行ったように装った。個人投資家からの借入れも、代表取締役への返済も、全て架空の取引であった。



- (3) A社は、架空の借入れ2億円のうちから1億6,000万円を現物出資として受けたこととして、上記個人投資家に対し総額1億6,000万円の第三者割当増資を行った。また、架空の借入れの残額4,000万円については、個人投資家から債権放棄を受けたとして債務免除益を計上した。



- (4) その後、当社は、個人投資家との間で当社株式とA社株式の株式交換を行った。



4 不適正な会計処理

(1) 貸倒引当金の過少計上

当社の子会社は、個人投資家に対して行った第三者割当増資に当たり、架空の現物出資を受けたこととしたため、払込金相当額の出資を受けていない。このため、個人投資家に対し不足額補填請求権を有することになるが、当社は払込金相当額の未収入金を計上しなかった。また、当社は、この未収入金について補填請求を行わず、具体的な回収計画も存在しなかったことから、その回収が見込めなかったにもかかわらず、貸倒引当金を計上しなかった。

(2) 債務免除益の架空計上

当社は個人投資家から債権放棄を受けたこととしていたが、この債権自体が架空のものであることから、債務免除益は発生せず、架空の計上を行ったことになる。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、「貸倒引当金の過少計上等」により、以下のとおり、法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載のある」有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲ 2 億 5, 400 万円	▲ 4 億 4, 400 万円
連結純資産額	6, 400 万円	▲ 1 億 2, 200 万円

② 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲ 4, 100 万円	▲ 2 億 2, 600 万円

③ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲ 3 億 5, 300 万円	▲ 5 億 300 万円

④ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲ 5 億 2, 800 万円	▲ 6 億 7, 800 万円

6 課徴金額

1, 200 万円

課徴金額の内訳

- ① 第 X1 期有価証券報告書 600 万円
- ② 第 X2 期第 1 四半期報告書 200 万円
- ③ 第 X2 期第 2 四半期報告書 200 万円
- ④ 第 X2 期第 3 四半期報告書 200 万円

課徴金額の算定

ア 個別の開示書類に対する課徴金額の計算

① 第 X1 期有価証券報告書に係る課徴金額

（法第 172 条の 4 第 1 項）

600 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額のいずれか大きい額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第 1 条の 3 の規定により算定している。

市場価額の総額の 10 万分の 6 を乗じた額 15, 941 円

が 600 万円を超えないことから課徴金額は 600 万円となる。

② 第 X2 期第 1 四半期報告書に係る課徴金額

③ 第 X2 期第 2 四半期報告書に係る課徴金額

④ 第 X2 期第 3 四半期報告書に係る課徴金額

(法第 172 条の 4 第 2 項)

600 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額のいずれか大きい額の 2 分の 1 に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第 1 条の 3 の規定により算定している。

②に係る市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 41,019 円

③に係る市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 30,846 円

④に係る市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 25,049 円

がそれぞれ 600 万円を超えないことから 600 万円の 2 分の 1 となり、課徴金額はそれぞれ 300 万円となる。

イ 課徴金額の調整

(第 185 条の 7 第 6 項)

同一の記載対象事業年度における複数の継続開示書類に虚偽記載があり、それらに関して課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合は、虚偽記載のあった継続開示書類について、それぞれ算定した課徴金額を合計し、以下の i、ii の額と比較する。

i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額

ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額

i、ii のいずれか高い額を超える場合は、当該高い額を個別に算定した額に応じて按分する。

第 X2 期に係る継続開示書類

それぞれ算出した額の合計

②300 万円+③300 万円+④300 万円=900 万円

i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
600 万円

ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額

300 万円×2=600 万円

900 万円>600 万円

i、ii のいずれか高い額を超えるので、当該高い額である 600 万円を個別

に算定した額に応じて按分する。

②③④の課徴金額

600万円×300万円／900万円=200万円

○ 事例 2 1

1 本事例の特色

本件は、当社の営業担当社員が、当社から与えられた売上計画の達成への重圧などから、証憑類を偽造するなどの行為を繰り返し、売上の前倒し計上や売上の取消処理の未済等の不適正な会計処理を行ったものである。

2 発行者である会社

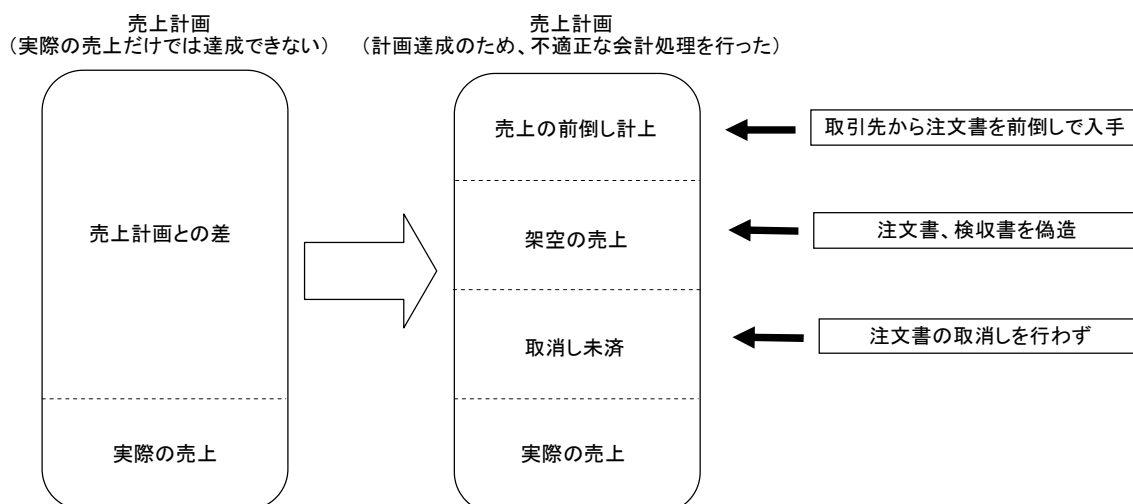
電気機器、大阪証券取引所ジャスダック市場上場（完全子会社化により上場廃止）

3 事案の概要

(1) 電子機器等の製造・販売を主な業務としていた当社は、上場会社として相応の売上を計上し、上場を維持したいと考えていた。このため、当社は売上計画の達成を社員に対し厳しく課していた。

しかし、当社は近年、受注等の減少により財務状況が悪化し、社員への重圧は更に増大していた。

(2) 重圧を受けた営業担当社員は、売上計画の達成のため、取引先からの受注が見込みの段階であるにもかかわらず、取引先から注文書を前倒して入手したり、自社において注文書を偽造作成したりしていた。また、取引先からの受注がないにもかかわらず、注文書と受領書を偽造していた。さらに、取引先から取り消された注文についても、取消しの手続きを行わなかった。これらによって出荷されたこととされた商品は、営業担当社員のロッカー等に保管するなどして、実地棚卸による指摘を免れていた。



4 不適正な会計処理

(1) 売上の前倒し計上

当社は、売上計上基準に出荷基準及び検収基準を採用していたが、特に半期、通期の決算期末において、取引先からの受注がまだ見込み段階であるにもかかわらず、取引先からの証憑類を前倒しで入手したり、これらの証憑類を偽造したりして、翌期以降の売上とすべきものを、あたかも当期中の売上であるかのように装い売上を前倒し計上した。

(2) 架空売上の計上

当社は、取引先からの注文がないにもかかわらず、注文書や検収書などを偽造して、実際に注文が存在しているかのように装い、架空の売上を計上した。

(3) 売上の取消し処理の未済

当社は、受注により売上として計上したものを、取引先の都合によって取り消されたにもかかわらず、売上の取消し処理を行わなかった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、「売上の前倒し計上等」により、以下のとおり、旧法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載のある」有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期中間期半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	700 万円	▲ 1 億 2, 200 万円

② 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲8, 000 万円	▲ 1 億 7, 900 万円

③ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	19 億 6, 100 万円	15 億 5, 500 万円

④ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	14 億 3, 600 万円	11 億 1, 300 万円

⑤ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	13 億 1,700 万円	9 億 7,600 万円

⑥ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	13 億 6,600 万円	10 億 1,100 万円

⑦ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	15 億 9,800 万円	12 億 4,700 万円

⑧ 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲3,400 万円	▲1 億 300 万円
連結純資産額	17 億 5,800 万円	13 億 6,500 万円

⑨ 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 6,500 万円	13 億 7,000 万円

(2) 発行開示書類

当社は、「重要な事項につき虚偽の記載のある」継続開示書類（(1)の④と⑥）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、3,574,000 株の普通株式（第三者割当増資）を 3 億 5,740 万円で取得させた。

同社が行った行為は、法第 172 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

3,108 万円

課徴金額の内訳

(1) 継続開示書類

- ① 第 X1 期中間期半期報告書 100 万円
- ② 第 X1 期有価証券報告書 200 万円

- ③ 第 X3 期第 1 四半期報告書 100 万円
- ④ 第 X3 期有価証券報告書 200 万円
- ⑤ 第 X4 期第 1 四半期報告書 120 万円
- ⑥ 第 X4 期第 2 四半期報告書 120 万円
- ⑦ 第 X4 期第 3 四半期報告書 120 万円
- ⑧ 第 X4 期有価証券報告書 240 万円
- ⑨ 第 X5 期第 1 四半期報告書 300 万円

(2) 発行開示書類

有価証券届出書 1,608 万円

課徴金額の算定

(1) 継続開示書類

ア 個別の開示書類に対する課徴金額の計算

① 第 X1 期中間期半期報告書に係る課徴金額

(旧法第 172 条の 2 第 2 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額の 2 分の 1 に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 117,843 円

が 300 万円を超えないことから 300 万円の 2 分の 1 となり、課徴金額は 150 万円となる。

② 第 X1 期有価証券報告書に係る課徴金額

(旧法第 172 条の 2 第 1 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額。

※ 「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 117,843 円

が 300 万円を超えないことから課徴金額は 300 万円となる。

③ 第 X3 期第 1 四半期報告書に係る課徴金額

(旧法第 172 条の 2 第 2 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額の 2 分の 1 に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 43,835 円

が 300 万円を超えないことから 300 万円の 2 分の 1 となり、課徴金額は 150

万円となる。

④ 第 X3 期有価証券報告書に係る課徴金額

(旧法第 172 条の 2 第 1 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額。

※ 「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 43,835 円

が 300 万円を超えないことから課徴金額は 300 万円となる。

⑤ 第 X4 期第 1 四半期報告書に係る課徴金額

⑥ 第 X4 期第 2 四半期報告書に係る課徴金額

⑦ 第 X4 期第 3 四半期報告書に係る課徴金額

(法第 172 条の 4 第 2 項)

600 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額のいずれか大きい額の 2 分の 1 に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第 1 条の 3 の規定により算定している。

⑤に係る市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 44,754 円

⑥に係る市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 48,276 円

⑦に係る市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 54,731 円

がそれぞれ 600 万円を超えないことから 600 万円の 2 分の 1 となり、課徴金額はそれぞれ 300 万円となる。

⑧ 第 X4 期有価証券報告書に係る課徴金額

(法第 172 条の 4 第 1 項)

600 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額のいずれか大きい額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第 1 条の 3 の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 53,370 円

が 600 万円を超えないことから課徴金額は 600 万円となる。

⑨ 第 X5 期第 1 四半期報告書に係る課徴金額

(法第 172 条の 4 第 2 項)

600 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額のいずれか大きい額の 2 分の 1 に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第 1 条の 3 の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 63,377 円

が 600 万円を超えないことから 600 万円の 2 分の 1 となり、課徴金額は 300 万円となる。

イ 課徴金額の調整

(旧法第 185 条の 7 第 2 項)

同一の記載対象事業年度における複数の継続開示書類に虚偽記載があり、それらに関して課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合は、虚偽記載のあった開示書類について、それぞれ算定した課徴金額を合計し、以下の i、ii の額と比較する。

- i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
- ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額

i、ii のいずれか高い額を超える場合は、当該高い額を個別に算定した額に応じて按分する。

第 X1 期に係る継続開示書類

それぞれ算出した額の合計

$$\textcircled{1}150 \text{ 万円} + \textcircled{2}300 \text{ 万円} = 450 \text{ 万円}$$

- i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
300 万円
- ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額
 $150 \text{ 万円} \times 2 = 300 \text{ 万円}$

450 万円 > 300 万円

i、ii のいずれか高い額を超えるので、当該高い額である 300 万円を個別に算定した額に応じて按分する。

①の課徴金額

$$300 \text{ 万円} \times 300 \text{ 万円} / 450 \text{ 万円} = 200 \text{ 万円}$$

②の課徴金額

$$300 \text{ 万円} \times 150 \text{ 万円} / 450 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円}$$

第 X3 期に係る継続開示書類

それぞれ算出した額の合計

$$\textcircled{3}150 \text{ 万円} + \textcircled{4}300 \text{ 万円} = 450 \text{ 万円}$$

- i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
300 万円
- ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額
 $150 \text{ 万円} \times 2 = 300 \text{ 万円}$

450万円＞300万円

i、iiのいずれか高い額を超えるので、当該高い額である300万円を個別に算定した額に応じて按分する。

③の課徴金額

$300\text{万円} \times 150\text{万円} / 450\text{万円} = 100\text{万円}$

④の課徴金額

$300\text{万円} \times 300\text{万円} / 450\text{万円} = 200\text{万円}$

(法第185条の7第6項)

同一の記載対象事業年度における複数の継続開示書類に虚偽記載があり、それらに関して課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合は、虚偽記載のあった継続開示書類について、それぞれ算定した課徴金額を合計し、以下のi、iiの額と比較する。

i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額

ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に2を乗じた額のうち最も高い額

i、iiのいずれか高い額を超える場合は、当該高い額を個別に算定した額に応じて按分する。

第X4期に係る継続開示書類

それぞれ算出した額の合計

⑤300万円+⑥300万円+⑦300万円+⑧600万円=1,500万円

i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
600万円

ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に2を乗じた額のうち最も高い額

$300\text{万円} \times 2 = 600\text{万円}$

1,500万円＞600万円

i、iiのいずれか高い額を超えるので、当該高い額である600万円を個別に算定した額に応じて按分する。

⑤⑥⑦の課徴金額

$600\text{万円} \times 300\text{万円} / 1,500\text{万円} = 120\text{万円}$

⑧の課徴金額

$600\text{万円} \times 600\text{万円} / 1,500\text{万円} = 240\text{万円}$

(2) 発行開示書類

(法第172条の2第1項第1号)

募集によって実際に取得させた有価証券の発行価額の総額（新株予約権の場合は、行使に際して払い込むべき金額を含む。）×2.25%（株券等の場合は4.5%）
発行価額の総額 357,400,000 円×4.5%=16,083,000 円
法第176条第2項により、1万円未満の端数を切り捨てる。
有価証券届出書に係る課徴金額 1,608 万円

○ 事例 2 2

1 本事例の特色

本件は、当時、当社の代表取締役であったAが、当社の大株主であり、Aの経営方針に反対していたBが所有する当社株式を、知人に取得させる目的で当社の資金を支出したが、当社はこの資金を債権として計上せず、当該債権に対する貸倒引当金の不計上等の不適正な会計処理を行ったものである。

2 発行者である会社

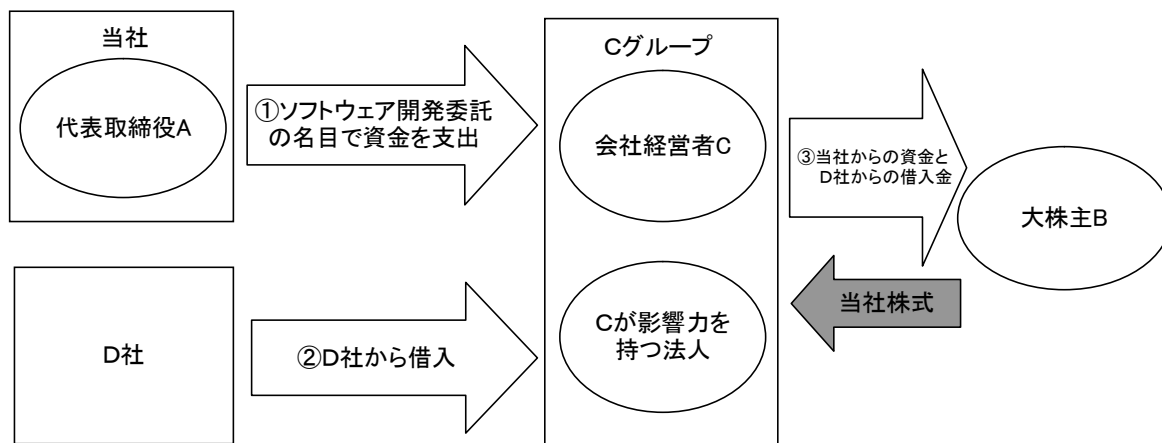
情報・通信業、大阪証券取引所ジャスダック市場上場

3 事案の概要

(1) 当社の経営方針をめぐり、当時、当社の代表取締役であったAと、当社の大株主Bは対立していた。Bの当社への影響力を排除したいと考えていたAは、Bが保有する当社株式を手放す意向であるとの情報を得たことにより、知人である会社経営者Cに依頼し、Bが保有する当社株式を、Cに取得させようと考えた。

Aの依頼に対してCは了解したが、Cが行うD社からの借入れだけでは資金が不足していたため、Aは、当社株式の取得資金に充てる目的で、C及びCが影響力を持つ法人（以下Cグループという。）に対して、ソフトウェアの開発委託等の名目等で、当社から資金を支出した。Cグループは、これらの資金によりBが保有する当社株式を全て取得した。

Aは当社の資金をCグループへ支出し、CグループはD社からの借入金と合わせてBから当社株式を購入した。



(2) その後、AはCから、資金繰りの悪化により、Cグループが株式取得のために借り入れた資金の返済が困難になったとの知らせを受けた。

そこでAは、これらの状況を解決するため、再び当社の資金をCグループに提供

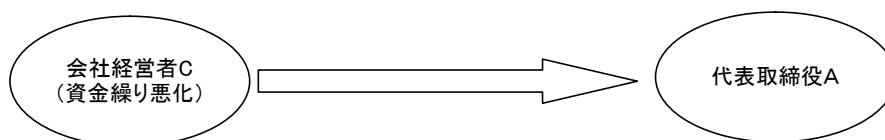
することでこの問題を解決するとともに、最終的にCグループが保有する当社株式について、自分と当時の当社執行役員3名の名義によって当社株式を取得することを考えた。

当社は、Aの知人が経営するE社へ、ソフトウェアの開発委託等の名目で資金を支払い、この資金は、E社からA及び執行役員3名に提供された。

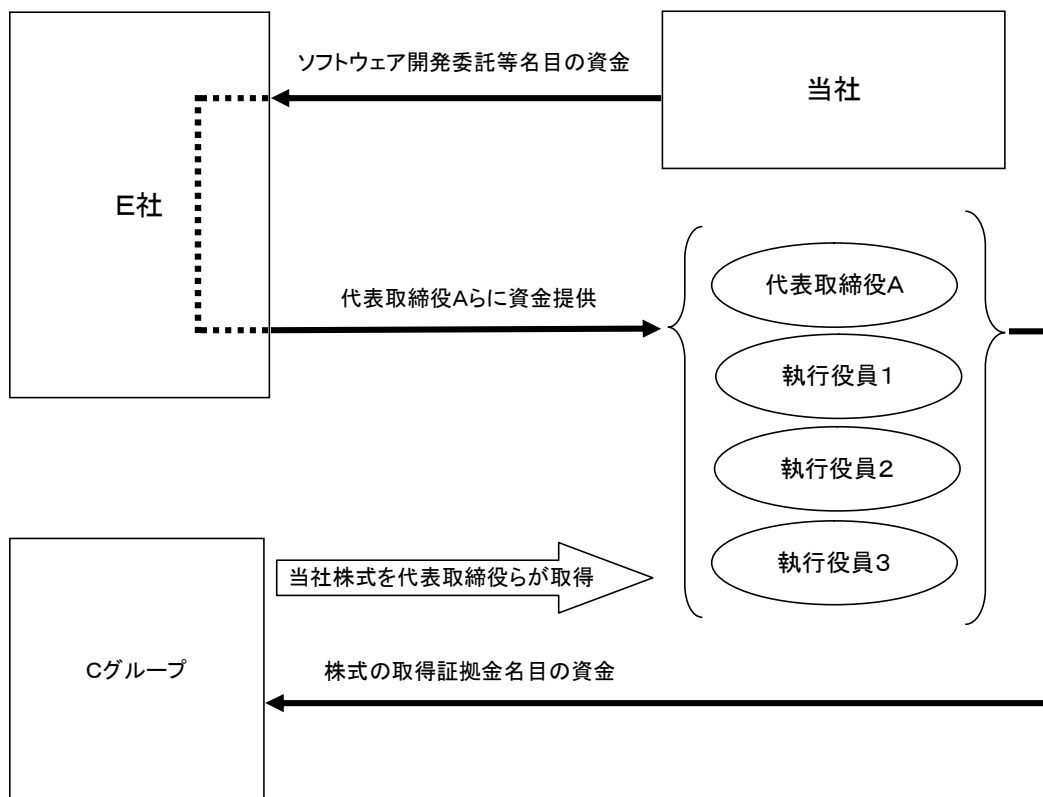
その後、A及び執行役員3名の名義により、当社株式の取得証拠金等の名目で、当該資金をCグループに支払い、CグループはD社からの借入金を返済した。

また、これにより、A及び元執行役員3名は、Cグループが保有する当社株式を取得した。

- ① Cは、資金繰りの悪化により、株式取得のため借り入れていた資金の返済が困難になっていることをAに相談した。



- ② Aは、再び当社の資金をCグループに提供することで、この問題を解決するとともに、最終的にCグループが保有する株式について、自分と当時の当社執行役員3名の名義によって当社株式を取得することを考えた。
 当社は、会社Eへ、ソフトウェアの開発委託等の名目で資金を支払い、この資金は会社EからA及び執行役員3名に提供された。
 その後、Aらの名義により、当該資金をCグループに支払い、Aらは、Cグループが保有する当社株式を取得した。



4 不適正な会計処理

(1) 貸倒引当金の過少計上

当社は、E社へのソフトウェアの開発委託名目等の支出について、ソフトウェア仮勘定として資産計上したが、当該ソフトウェアについて開発委託等が行われた事実は認められず、当該資金はCグループの借入金返済や、A及び執行役員3名による当社株式の取得代金に当てられることを目的として、Aが主導し、かつ、これらの者への出金であることを隠して行ったものであり、当社としてこれらの者に利益供与を容認した認識はなかったことから、会計処理上、当該支出はAに対する債権として長期未収入金を認識すべきものであった。

当該債権について、当社には具体的な回収計画がなく、また、Aらへの支出については事実を隠していたことを踏まえると、当時、Aに返済意思があったとは認められず、更に、Aには回収の対象となる明確な資力も認められなかったことから、回収が見込めないものとして、当該長期未収入金の全額に対して貸倒引当金を計上すべきところ、当社はこれを行わなかった。

(2) 債務保証損失引当金の不計上

当社は、Cグループが他社から行った借入れについて、Aの独断により債務保証を行っていたが、当社は、Cの資金繰りが悪化して当該借入金の返済が不可能になったことをCから伝えられており、Cグループに代わって当該債務保証を履行する可能性が高いこと及び当該履行に伴う求償債権が回収不能となる可能性が高いことを認識していたにもかかわらず、債務保証損失引当金の計上を行わなかった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、「貸倒引当金の過少計上」等により、以下のとおり、旧法第172条の2第1項及び第2項並びに法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載のある」有価証券報告書等を提出した。

① 第X1期第1四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失を表す）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲1億2,300万円	▲2億6,400万円

② 第X1期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失を表す）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲5億6,800万円	▲7億9,700万円

③ 第 X1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失を表す）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲ 6 億 6,700 万円	▲11 億円
連結純資産額	15 億 100 万円	10 億 6,900 万円

④ 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失を表す）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲16 億 8,000 万円	▲21 億 2,900 万円
連結純資産額	▲6 億 1,300 万円	▲1 億 3,200 万円

⑤ 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	6 億 3,000 万円	1 億 5,500 万円

⑥ 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	6 億 4,000 万円	1 億 7,300 万円

⑦ 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	7 億 2,700 万円	2 億 7,400 万円

⑧ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	7 億 6,600 万円	3 億 1,600 万円

⑨ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	7 億 7,500 万円	3 億 3,300 万円

⑩ 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	7 億 9,100 万円	3 億 5,900 万円

(2) 発行開示書類

当社は、「重要な事項につき虚偽の記載のある」継続開示書類（(1)の④と⑤）を

組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、515,000株の普通株式（第三者割当増資）を1億300万円で取得させた。

同社が行った行為は、法第172条の2第1項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

1,963万円

課徴金額の内訳

(1) 継続開示書類

- | | |
|----------------|-------|
| ① 第X1期第1四半期報告書 | 60万円 |
| ② 第X1期第2四半期報告書 | 60万円 |
| ③ 第X1期第3四半期報告書 | 60万円 |
| ④ 第X1期有価証券報告書 | 120万円 |
| ⑤ 第X2期第1四半期報告書 | 120万円 |
| ⑥ 第X2期第2四半期報告書 | 120万円 |
| ⑦ 第X2期第3四半期報告書 | 120万円 |
| ⑧ 第X2期有価証券報告書 | 240万円 |
| ⑨ 第X3期第1四半期報告書 | 300万円 |
| ⑩ 第X3期第2四半期報告書 | 300万円 |

(2) 発行開示書類

有価証券届出書 463万円

課徴金額の算定

(1) 継続開示書類

ア 個別の開示書類に対する課徴金額の計算

- ① 第X1期第1四半期報告書に係る課徴金額
- ② 第X1期第2四半期報告書に係る課徴金額
- ③ 第X1期第3四半期報告書に係る課徴金額

（旧法第172条の2第2項）

300万円又は市場価額の総額に10万分の3を乗じた額のいずれか大きい額の2分の1に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第1条の規定により算定している。

市場価額の総額に10万分の3を乗じた額473,326円

が300万円を超えないことから300万円の2分の1となり、課徴金額はそれ

ぞれ 150 万円となる。

④ 第 X1 期有価証券報告書に係る課徴金額

(旧法第 172 条の 2 第 1 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額。

※ 「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 473,326 円

が 300 万円を超えないことから課徴金額は 300 万円となる。

⑤ 第 X2 期第 1 四半期報告書に係る課徴金額

⑥ 第 X2 期第 2 四半期報告書に係る課徴金額

⑦ 第 X2 期第 3 四半期報告書に係る課徴金額

(法第 172 条の 4 第 2 項)

600 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額のいずれか大きい額の 2 分の 1 に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第 1 条の 3 の規定により算定している。

⑤に係る市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 22,625 円

⑥に係る市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 40,151 円

⑦に係る市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 32,582 円

がそれぞれ 600 万円を超えないことから 600 万円の 2 分の 1 となり、課徴金額はそれぞれ 300 万円となる。

⑧ 第 X2 期有価証券報告書に係る課徴金額

(法第 172 条の 4 第 1 項)

600 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額のいずれか大きい額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第 1 条の 3 の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 32,791 円

が 600 万円を超えないことから課徴金額は 600 万円となる。

⑨ 第 X3 期第 1 四半期報告書に係る課徴金額

⑩ 第 X3 期第 2 四半期報告書に係る課徴金額

(法第 172 条の 4 第 2 項)

600 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額のいずれか大きい額の 2 分の 1 に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第 1 条の 3 の規定により算定している。

⑨に係る市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 47,180 円

⑩に係る市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じた額 32,470 円

がそれぞれ 600 万円を超えないことから 600 万円の 2 分の 1 となり、課徴金額はそれぞれ 300 万円となる。

イ 課徴金額の調整

(旧法第 185 条の 7 第 2 項)

同一の記載対象事業年度における複数の継続開示書類に虚偽記載があり、それらに関して課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合は、虚偽記載のあった継続開示書類について、それぞれ算定した課徴金額を合計し、以下の i、ii の額と比較する。

- i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
- ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額

i、ii のいずれか高い額を超える場合は、当該高い額を個別に算定した額に応じて按分する。

第 X1 期に係る継続開示書類

それぞれ算出した額の合計

①150 万円+②150 万円+③150 万円+④300 万円=750 万円

- i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
300 万円
- ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額
 $150 \text{ 万円} \times 2 = 300 \text{ 万円}$

750 万円 > 300 万円

i、ii のいずれか高い額を超えるので、当該高い額である 300 万円を個別に算定した額に応じて按分する。

①②③の課徴金額

$300 \text{ 万円} \times 150 \text{ 万円} / 750 \text{ 万円} = 60 \text{ 万円}$

④の課徴金額

$300 \text{ 万円} \times 300 \text{ 万円} / 750 \text{ 万円} = 120 \text{ 万円}$

(法第 185 条の 7 第 6 項)

同一の記載対象事業年度における複数の継続開示書類に虚偽記載があり、それらに関して課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合は、虚偽記載のあった継続開示書類について、それぞれ算定した課徴金額を合計し、以下の i、ii の額と比較する。

- i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
 - ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に2を乗じた額のうち最も高い額
- i、iiのいずれか高い額を超える場合は、当該高い額を個別に算定した額に応じて按分する。

第X2期に係る継続開示書類

それぞれ算出した額の合計

$$\textcircled{5}300\text{万円} + \textcircled{6}300\text{万円} + \textcircled{7}300\text{万円} + \textcircled{8}600\text{万円} = 1,500\text{万円}$$

- i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
600万円
- ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に2を乗じた額のうち最も高い額
 $300\text{万円} \times 2 = 600\text{万円}$

$$1,500\text{万円} > 600\text{万円}$$

i、iiのいずれか高い額を超えるので、当該高い額である600万円を個別に算定した額に応じて按分する。

⑤⑥⑦の課徴金額

$$600\text{万円} \times 300\text{万円} / 1,500\text{万円} = 120\text{万円}$$

⑧の課徴金額

$$600\text{万円} \times 600\text{万円} / 1,500\text{万円} = 240\text{万円}$$

(2) 発行開示書類

(法第172条の2第1項第1号)

募集によって実際に取得させた有価証券の発行価額の総額（新株予約権の場合は、行使に際して払い込むべき金額を含む。） $\times 2.25\%$ （株券等の場合は 4.5% ）

$$\text{発行価額の総額 } 103,000,000\text{円} \times 4.5\% = 4,635,000\text{円}$$

法第176条第2項により、1万円未満の端数を切り捨てる。

有価証券届出書に係る課徴金額 463万円

○ 事例 2 3

1 本事例の特色

本件は、当社の連結子会社が取引先に価格をかさ上げした見積書を作成させてソフトウェアを過大計上するとともに、一般管理費の過少計上等の不適正な会計処理を行ったものである。

2 発行者である会社

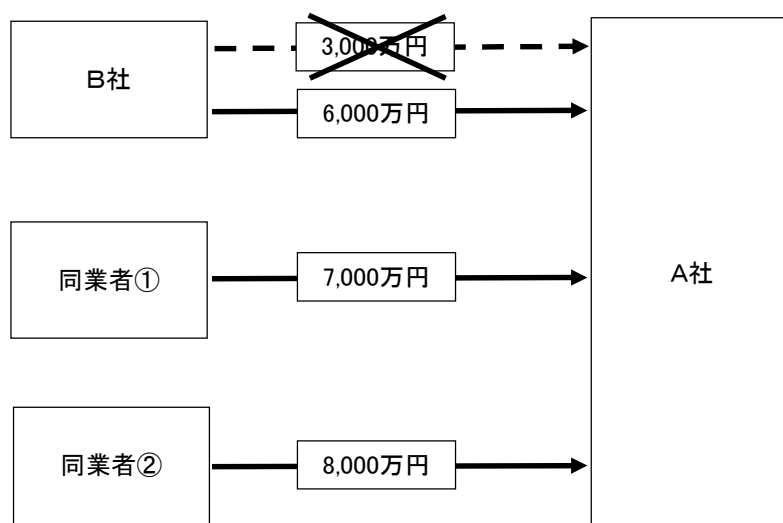
情報・通信業、札幌証券取引所アンビシャス市場上場（同市場による審査の結果、上場廃止基準である「有価証券報告書等の虚偽記載」及び「上場契約違反等」に該当し上場廃止）

3 事案の概要

当社の連結子会社であり、コンピュータソフトウェアの開発・販売事業を行っていたA社は、メール広告配信事業（依頼主の意向に沿うサイト上に広告を掲載し、更にA社が管理・運営する携帯電話向けサイトに会員登録した者に対して、メールにより広告を配信する事業）を展開する計画を有していたため、ソフトウェア（広告メール配信ソフト）の開発を、名目上の業務委託先の一つであるB社に依頼した。

B社から購入した当該ソフトウェアの取得原価は3,000万円相当であったが、A社は、メール広告配信事業における業務委託費名目の支出を、資産に付け替えて利益をかさ上げするために、価格を6,000万円とする虚偽の見積書をB社に作成させた。この際A社は、B社の同業他社に依頼して6,000万円を上回る価格の相見積りを作成させ、ソフトウェアの資産価値が妥当であるかの様に装った。

A社は利益をかさ上げするため、B社に価格を6,000万円とする虚偽の見積書を作成させ、実際の取得原価が3,000万円相当であったにもかかわらず、6,000万円のソフトウェア資産を計上した。この際A社は、B社の同業他社に依頼して6,000万円を上回る価格の相見積りを作成させ、ソフトウェアの資産価値が妥当であるかのように装った。



4 不適正な会計処理

(1) ソフトウェア資産の過大計上及び一般管理費の過少計上

A社がB社から購入したソフトウェアは、当局の調査の結果、資産計上されたうちの3,000万円は、業務委託先に支払われた金額の一部を、ソフトウェアに上乗せした実態のない資産であった。

実際の実原価である3,000万円のソフトウェアについては、その実在性が認められたが、このソフトウェアを事業に利用した形跡や、事業に係る契約締結等の事実はなく、また、将来の収益獲得が確実であると認められることを立証できる証憑もなかった。

ソフトウェアについては「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」によって、「ソフトウェアの利用により、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合は無形固定資産に計上し、確実であると認められない場合又は確実であるかどうか不明な場合には、費用処理する」ものとされており、A社がB社から購入したソフトウェアは、本来、一般管理費（研究開発費）として期間費用処理すべきものであった。

その結果、ソフトウェア資産の過大計上及び一般管理費の過少計上により、四半期純損益が過大計上された。

(2) 関係会社株式持分及び持分法投資損益の過大計上

(1)のほか、当社は、当社の持分法適用会社に係る関係会社株式持分及び持分法投資損益を計算誤り等によって過大計上した。

5 法令違反の事実関係

当社は、「一般管理費の過少計上等」により、以下のとおり、法第172条の4第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載のある」四半期報告書を提出した。

第X1期第3四半期報告書（100万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲1億7,200万円	▲2億3,700万円
連結四半期純損益	▲1億9,200万円	▲2億5,700万円

6 課徴金額

150万円

課徴金額の算定

第X1期第3四半期報告書に係る課徴金額

（法第172条の4第2項）

600万円又は市場価額の総額に10万分の6を乗じた額のいずれか大きい額の

2分の1に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第1条の3の規定により算定している。

市場価額の総額に10万分の6を乗じた額 33,989円

が600万円を超えないことから600万円の2分の1である300万円となるが、法第26条の規定による検査等が行われる前に、当社から課徴金の減額に係る報告がされていることから、同法第185条の7第12項の規定により、300万円に100分の50を乗じて得た額に相当する150万円が課徴金額となる。

○ 事例 2 4

1 本事例の特色

本件は、当社の代表取締役が不正な手段でした資金流出について、当社は、これを当社代表取締役等に対する債権として認識して、適正に貸倒引当金を計上しなければならなかったが、これを計上しない等の不適正な会計処理を行ったものである。

2 発行者である会社

情報・通信業、東京証券取引所マザーズ市場上場（内部管理体制改善の必要性が高い等の理由より特設注意市場銘柄に指定）

3 事案の概要

(1) 当社の代表取締役であったAは、当社が計上した架空売上の回収偽装に用いる資金の捻出や、A自身の株式投資及び個人事業の資金に利用することなどを目的として、当社から、

- ① 架空の取引先に対する長期貸付金等の名目による出金や、
- ② 会計処理を経ない簿外での出金、
- ③ 既存又は架空の取引先に対する架空工事の発注に伴う工事代金等の名目での出金

などを行い、不正に資金を流出させていた。これらの不正な資金流出のために、当社は、見積書や預り書等の証憑を偽造していた。

また、当社は、Aとの間で金銭消費貸借契約を締結して、Aに資金を貸し付けていたが、上記の不正な手段で流出させた資金を含め、当社において具体的な債権の回収計画はなかった。

(2) 当社は、取引先B社から委託を受けて、携帯電話の販売代理店業務を行っていた。当社は、B社との間で、一定の期間における携帯電話販売による新規契約回線数に係るインセンティブを受領する内容の合意書を締結した。

しかし、当社は、合意書の締結前の時点で、合意書の成立が見込まれたことをもって、財貨・用役の提供が何ら完了していなかったにもかかわらず、売上を計上していた。

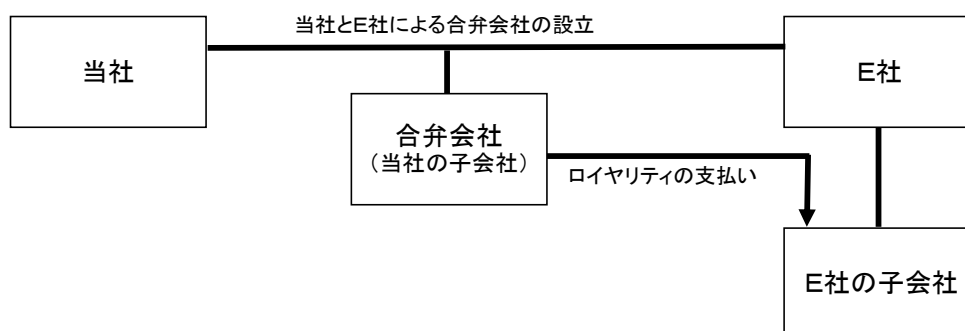
※ 本件において「インセンティブ」とは、携帯電話等の販売促進のために、電気通信事業者が、契約実績に応じて販売代理店に支払う奨励金のことをいう。

(3) 当社は、Aの知人であるCの紹介で、投資事業組合に対する新株予約権の発行により、資金調達を行った。

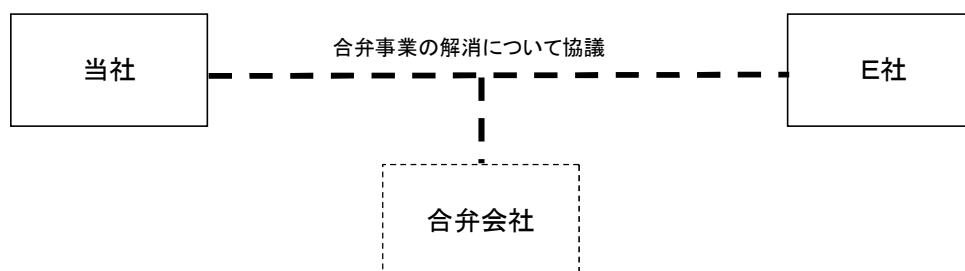
その後、当社は、上記資金調達のアレンジメントフィー（アレンジャーに支払う

手数料)の支払をCから要求されたため、当社は、Cと協議し、当社の連結子会社が、Cが指定した会社からソフトウェアを購入したように装い、当社の連結子会社から代金を支払うことにした。当社の連結子会社が支払った代金は、ソフトウェア仮勘定として資産計上された。

- (4) 当社は、E社との合併会社を設立し、保険募集のテレマーケティング事業を開始するとともに、上記合併会社は、E社の連結子会社である保険総括代理店に対し、保険代理店を営むことに係るロイヤリティを継続的に支払っていた。



その後、当社は、E社との間で合併事業の解消について協議を開始したが、E社との間で、支払済みのロイヤリティの返還を含む、合併事業の清算方法に係る正式な合意が成立していなかったにもかかわらず、合意は成立したのものとして、ロイヤリティの返還額を売上として計上した(実際にロイヤリティの返還についてE社との合意がなされ、その返還があったとしても、本来、売上として計上すべきものではなく、費用の減額とすべきものであった)。



解消の合意が成立していないにもかかわらず、ロイヤリティの返還があったものとして売上を計上(本来、ロイヤリティの返還額は費用の減額とすべきものであり、売上として計上すべきものではない)

4 不適正な会計処理

- (1) 貸倒引当金繰入額の過少計上

当社のAに対する債権は、発生当時から当社において具体的な回収計画がなく、

また、Aも具体的な返済計画がないことに加え、継続的に不正行為の隠蔽や証憑偽造などが行われており、Aに返済意思があったとは認められない。これらのことから、当社は、回収不能となる可能性が高いものとして貸倒引当金を計上すべきであった。

(2) インセンティブに係る売上の過大計上

当社は、財貨・用役の提供が何ら完了していなかったにもかかわらず、B社との間でインセンティブに関する合意が成立することを見込んで、合意成立前に目標達成時のインセンティブ相当額を見積もり、売上を計上した。

(3) 架空のソフトウェア資産計上による費用の過少計上

当社は、本来、手数料とすべきCへのアレンジメントフィーの支払いを、架空のソフトウェア購入費として、会計上、ソフトウェア資産を計上し、手数料を過少計上した。

(4) 支払手数料の返還名目で行った売上の過大計上

当社は、E社との合弁事業の解消に際し、解消について合意が成立していないにもかかわらずロイヤリティの返還があったものとして売上を計上した。なお、実際にロイヤリティの返還について合意がなされ、その返還があったとしても、売上として計上すべきものではなく、費用の減額とすべきものであった。

5 法令違反の事実関係

(1) 継続開示書類

当社は、「貸倒引当金繰入額の過少計上等」により、以下のとおり、旧法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載のある」有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲22 億 8,800 万円	▲23 億 8,600 万円

② 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	8,900 万円	▲1 億 9,100 万円
連結当期純損益	▲8 億 7,400 万円	▲10 億 9,700 万円
連結純資産額	7 億 6,000 万円	4 億 6,800 万円

③ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	1 億 200 万円	▲2,000 万円
連結当期純損益	8,000 万円	1,100 万円
連結純資産額	12 億 700 万円	8 億 2,400 万円

④ 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	12 億 6,300 万円	8 億 6,900 万円

⑤ 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1 億 4,500 万円	1 億 700 万円
連結純資産額	13 億 7,900 万円	9 億 6,100 万円

⑥ 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	15 億 5,100 万円	12 億 400 万円

⑦ 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1 億 1,100 万円	4,700 万円

⑧ 第 X5 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	3 億 3,400 万円	2 億 6,400 万円

⑨ 第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	5 億 700 万円	4 億 1,600 万円

⑩ 第 X6 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	3 億 4,600 万円	2 億 8,100 万円

(2) 発行開示書類

- ① 当社は、「重要な事項につき虚偽の記載のある」継続開示書類 ((1)の①) を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、160 個の新株予約権 (第三者割当増資) を 960 万円で取得させた。
- ② 当社は、「重要な事項につき虚偽の記載のある」継続開示書類 ((1)の①) を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、6,500 株の普通株式 (第三者割当増資) を 1 億 9,519 万 5,000 円で取得させた。
- ③ 当社は、「重要な事項につき虚偽の記載のある」継続開示書類 ((1)の②) を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、6,000 株の普通株式 (第三者割当増資) を 1 億 2,000 万円で取得させた。

同社が行った行為は、旧法第 172 条第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

- ④ 当社は、「重要な事項につき虚偽の記載のある」継続開示書類 ((1)の③と⑥) を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、20 個の新株予約権 (第三者割当増資) を 3 億 6,096 万円 (新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。) で取得させた。

同社が行った行為は、法第 172 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

6 課徴金額

4, 373 万円

課徴金額の内訳

(1) 継続開示書類

- | | | |
|---|------------------|--------|
| ① | 第 X1 期有価証券報告書 | 300 万円 |
| ② | 第 X2 期有価証券報告書 | 300 万円 |
| ③ | 第 X3 期有価証券報告書 | 300 万円 |
| ④ | 第 X4 期第 1 四半期報告書 | 100 万円 |
| ⑤ | 第 X4 期第 2 四半期報告書 | 100 万円 |
| ⑥ | 第 X4 期第 3 四半期報告書 | 100 万円 |
| ⑦ | 第 X5 期第 1 四半期報告書 | 150 万円 |
| ⑧ | 第 X5 期第 3 四半期報告書 | 150 万円 |
| ⑨ | 第 X5 期有価証券報告書 | 300 万円 |
| ⑩ | 第 X6 期第 2 四半期報告書 | 300 万円 |

(2) 発行開示書類

① 有価証券届出書	19 万円
② 有価証券届出書	390 万円
③ 有価証券届出書	240 万円
④ 有価証券届出書	1,624 万円

課徴金額の算定

(1) 継続開示書類

ア 個別の開示書類に対する課徴金額の計算

① 第 X1 期有価証券報告書に係る課徴金額

(旧法第 172 条の 2 第 1 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額。

※ 「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 86,042 円

が 300 万円を超えないことから課徴金額は 150 万円となる。

② 第 X2 期有価証券報告書に係る課徴金額

(旧法第 172 条の 2 第 1 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額。

※ 「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 44,550 円

が 300 万円を超えないことから課徴金額は 300 万円となる。

③ 第 X3 期有価証券報告書に係る課徴金額

(旧法第 172 条の 2 第 1 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額。

※ 「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第 1 条の規定により算定している。

市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額 27,568 円

が 300 万円を超えないことから課徴金額は 300 万円となる。

④ 第 X4 期第 1 四半期報告書に係る課徴金額

⑤ 第 X4 期第 2 四半期報告書に係る課徴金額

⑥ 第 X4 期第 3 四半期報告書に係る課徴金額

(旧法第 172 条の 2 第 2 項)

300 万円又は市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じた額のいずれか大きい額の 2 分の 1 に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、旧課徴金府令第1条の規定により算定している。
市場価額の総額に10万分の3を乗じた額26,449円
が300万円を超えないことから300万円の2分の1となり、課徴金額はそれぞれ150万円となる。

⑦ 第X5期第1四半期報告書に係る課徴金額

(法第172条の4第2項)

600万円又は市場価額の総額に10万分の6を乗じた額のいずれか大きい額の2分の1に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第1条の3の規定により算定している。
市場価額の総額に10万分の6を乗じた額96,994円
が600万円を超えないことから課徴金額は600万円の2分の1となり、課徴金額は300万円となる。

⑧ 第X5期第3四半期報告書に係る課徴金額

(法第172条の4第2項)

600万円又は市場価額の総額に10万分の6を乗じた額のいずれか大きい額の2分の1に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第1条の3の規定により算定している。
市場価額の総額に10万分の6を乗じた額102,877円
が600万円を超えないことから課徴金額は600万円の2分の1となり、課徴金額は300万円となる。

⑨ 第X5期有価証券報告書に係る課徴金額

(法第172条の4第1項)

600万円又は市場価額の総額に10万分の6を乗じた額のいずれか大きい額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第1条の3の規定により算定している。
市場価額の総額に10万分の6を乗じた額98,447円
が600万円を超えないことから課徴金額は600万円となる。

⑩ 第X6期第2四半期報告書に係る課徴金額

(法第172条の4第2項)

600万円又は市場価額の総額に10万分の6を乗じた額のいずれか大きい額の2分の1に相当する額。

※ 「市場価額の総額」は、課徴金府令第1条の3の規定により算定している。
市場価額の総額に10万分の6を乗じた額135,449円
が600万円を超えないことから課徴金額は600万円の2分の1となり、課徴

金額は 300 万円となる。

イ 課徴金額の調整

(旧法第 185 条の 7 第 2 項)

同一の記載対象事業年度における複数の継続開示書類に虚偽記載があり、それらに関して課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合は、虚偽記載のあった開示書類について、それぞれ算定した課徴金額を合計し、以下の i、ii の額と比較する。

- i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
- ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額

i、ii のいずれか高い額を超える場合は、当該高い額を個別に算定した額に応じて按分する。

第 X4 期に係る継続開示書類

それぞれ算出した額の合計

④150 万円 + ⑤150 万円 + ⑥150 万円 = 450 万円

- i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
300 万円
- ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額
 $150 \text{ 万円} \times 2 = 300 \text{ 万円}$

450 万円 > 300 万円

i、ii のいずれか高い額を超えるので、当該高い額である 300 万円を個別に算定した額に応じて按分する。

④の課徴金額

$300 \text{ 万円} \times 150 \text{ 万円} / 450 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円}$

⑤の課徴金額

$300 \text{ 万円} \times 150 \text{ 万円} / 450 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円}$

⑥の課徴金額

$300 \text{ 万円} \times 150 \text{ 万円} / 450 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円}$

(法第 185 条の 7 第 6 項)

同一の記載対象事業年度における複数の継続開示書類に虚偽記載があり、それらに関して課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合は、虚偽記載のあった継続開示書類について、それぞれ算定した課徴金額を合計し、以下の i、ii の額と比較する。

- i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
 - ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に2を乗じた額のうち最も高い額
- i、iiのいずれか高い額を超える場合は、当該高い額を個別に算定した額に応じて按分する。

第X5期に係る継続開示書類

それぞれ算出した額の合計

$$\textcircled{7}300 \text{ 万円} + \textcircled{8}300 \text{ 万円} + \textcircled{9}600 \text{ 万円} = 1,200 \text{ 万円}$$

- i 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
600万円
- ii 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に2を乗じた額のうち最も高い額
 $300 \text{ 万円} \times 2 = 600 \text{ 万円}$

$$1,200 \text{ 万円} > 600 \text{ 万円}$$

i、iiのいずれか高い額を超えるので、当該高い額である300万円を個別に算定した額に応じて按分する。

⑦の課徴金額

$$600 \text{ 万円} \times 300 \text{ 万円} / 1,200 \text{ 万円} = 150 \text{ 万円}$$

⑧の課徴金額

$$600 \text{ 万円} \times 300 \text{ 万円} / 1,200 \text{ 万円} = 150 \text{ 万円}$$

⑨の課徴金額

$$600 \text{ 万円} \times 600 \text{ 万円} / 1,200 \text{ 万円} = 300 \text{ 万円}$$

(2) 発行開示書類

(旧法第172条第1項第1号)

募集によって実際に取得させた有価証券の発行価額の総額×1% (株券等の場合は2%)

$$\textcircled{1} \text{ 発行価額の総額 } 9,600,000 \text{ 円} \times 2\% = 192,000 \text{ 円}$$

旧法第176条第2項により、1万円未満の端数を切り捨てる。

$$\textcircled{1} \text{ の有価証券届出書に係る課徴金額 } 19 \text{ 万円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 発行価額の総額 } 195,195,000 \text{ 円} \times 2\% = 3,903,900 \text{ 円}$$

旧法第176条第2項により、1万円未満の端数を切り捨てる。

$$\textcircled{2} \text{ の有価証券届出書に係る課徴金額 } 390 \text{ 万円}$$

- ③ 発行価額の総額 $120,000,000 \text{ 円} \times 2\% = 2,400,000 \text{ 円}$
旧法第 176 条第 2 項により、1 万円未満の端数を切り捨てる。
③の有価証券届出書に係る課徴金額 240 万円

(法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号)

募集によって実際に取得させた有価証券の発行価額の総額（新株予約権の場合は、行使に際して払い込むべき金額を含む。） $\times 2.25\%$ （株券等の場合は 4.5% ）

- ④ 発行価額の総額 $360,960,000 \text{ 円} \times 4.5\% = 16,243,200 \text{ 円}$
法第 176 条第 2 項により、1 万円未満の端数を切り捨てる。
④の有価証券届出書に係る課徴金額 1,624 万円

○ 事例 25

1 本事例の特色

50名以上の者を相手方として、新たに発行される株券や社債券の取得の申込みの勧誘を行うことは「有価証券の募集」に該当する（法第2条第3項、施行令第1条の5）。

また、「有価証券の募集」は、その有価証券の発行価額の総額が1億円以上となるときは、原則として、発行者が内閣総理大臣に届出を行わなければならない（法第4条第1項）。

本件は、社債券の発行者が、発行価額の総額が1億円以上となる社債券の発行について、50名以上の者に対し取得の申込みの勧誘を行ったが、発行者は、この取得勧誘は「有価証券の募集」には該当しないとして、募集の届出を行わなかったものである。

2 発行者である会社

発行者① 金の採掘などを事業目的としている非上場企業

発行者② 発行者①が吸収合併した非上場企業

3 事案の概要

(1) 発行者①の代表者は、会社の設立に当たり、利率を細かく変えた社債券を何回も発行すれば、有価証券の募集には当たらない「少人数私募」として、募集の届出をせずとも事業資金を調達できると考え、継続的に社債券を発行することを決めた。

※ 「少人数私募」とは、以下3つの要件を満たす場合をいう。

① 多数の者（適格機関投資家を除く50名以上で、それらが特定投資家のみではない場合）を相手方として勧誘を行う場合として政令で定める場合（法施行令第1条の4）以外で、適格機関投資家向け勧誘、特定投資家向け勧誘のどちらにも該当せず、

② 多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合で、

③ 過去6か月以内に行われた同種の有価証券の少人数私募と、新たに行う取得勧誘の人数の合計が50名以上とならない場合

(2) 発行者①が作成した社債券の募集要項には、1年、2年、3年、5年の4種類の社債償還期間と、年6%~12.50%の利率の幅が記載されていたが、勧誘対象となる社債券の具体的な回号（債券発行回数の通し番号）、利率、その他の発行条件は記載されていなかった。

(3) 発行者①は、募集要項や社債申込書等からなる勧誘資料を作成し、不特定多数の者へ電話勧誘を行い、応諾した者延べ10万名弱に対して勧誘資料を送付し、取得勧誘を行っていた。

- (4) 発行者①は、取得勧誘を受けて社債券の取得を希望した者から、希望する償還期間と申込金額を記入した社債申込書を受領し、さらに応募額の払込みを受けた後に、具体的な回号、利率、償還期日等の発行条件を決定し、払込みがあった月の末日を払込期日に設定し、社債券を発行した。
- (5) 発行者①は、発行される社債券の回号ごとの取得者数が 49 名以下となるよう、各回号当たりの社債券の発行数を 49 枚以下に調整し、また、回号ごとに利率を 0.001%単位で小刻みに変えた。発行者①は、この取得勧誘は「有価証券の募集」には当たらず、届出を必要としない「少人数私募」であるとして、有価証券届出書を提出しなかった。
- (6) しかし、発行者①は、勧誘時点では社債券の回号を具体的に決定しておらず、実態は償還期間の違う 4 種類の社債券について同時に並行して取得勧誘をしていたものであり、加えて勧誘の際、勧誘人数を 49 名以下に抑えるためのルールを制定せず、不特定多数の者に対して勧誘を行っていた。
- (7) また、発行者①の代表者は、発行者②の資金調達及び資金運用に関わっており、発行者②においても、発行者①と同様の資金調達方法及び社債券の勧誘方針を採用していた。

4 違反行為の該当性

(1) 取得勧誘について

発行者①及び②（以下、発行者という。）は、4 種類の社債償還期間とおおまかな利率の幅は記載されているが回号や利率などの具体的な発行条件は示されていない勧誘資料によって、社債券の取得勧誘を行った。

このため、発行者が行った取得勧誘の実態は、回号ごとに行われたものではなく、償還期間の違う 4 種類の社債券に係る勧誘を同時に並行して行っていたものであった。そして、発行者は各月末を払込期日として設定の上社債券を発行していたことから、各月末日の払込期日別に 4 種類の償還期間の社債券の取得勧誘を行っていたものである。

(2) 勧誘人数について

毎月末に設定された払込期日の大部分において、発行者が取得勧誘を行った 4 種類の社債券について合わせて 50 名以上の者が申込みを行っていたことから、4 種類の社債券ごとに 50 名以上の者に対して取得勧誘が行われていたことになる。このことから、発行者が行った取得勧誘の大部分は「有価証券の募集」に該当する。

(3) 有価証券届出書の提出義務について

発行者が払込期日ごとに行った4種類の社債券についての取得勧誘のうち、その発行価額の総額が1億円以上であるものについては、募集の届出が必要であった。

また、発行価額が1億円未満の有価証券の募集であっても、過去1年以内に募集により発行された同一の種類の有価証券の発行価額と合算すると発行価額が1億円以上となる有価証券の募集（企業開示府令第2条第4項第2号）や、発行価額が1億円以上の有価証券の募集と並行して行われる同一の有価証券の募集（企業開示府令第2条第4項第5号）については届出が必要であることから、発行者によるその他の取得勧誘についてもその大部分につき、募集の届出が必要であった。

5 法令違反の事実関係

発行者が行った各社債券に係る取得勧誘は、その大部分が有価証券の募集に該当し、募集を行うためには法第4条第1項に定める届出をしていなければならなかったが、発行者はいずれの募集においても届出をしていなかった。

6 課徴金額

1億9,441万円

課徴金額の算定

（法第172条第1項第1号）

取得させた社債券の発行価額の総額の100分の2.25に相当する額。

(1) 発行者①

払込期日	償還期間	発行価額の総額 (単位：円)	課徴金の額 (単位：円)
X1年1月31日	1年	7,100,000	150,000
X1年1月31日	2年	300,000	0
X1年1月31日	3年	141,600,000	3,180,000
X1年1月31日	5年	900,000	20,000
X1年2月28日	1年	2,300,000	50,000
X1年2月28日	2年		0
X1年2月28日	3年	239,000,000	5,370,000
X1年2月28日	5年	4,100,000	90,000
X1年3月31日	1年	1,100,000	20,000
X1年3月31日	2年		0
X1年3月31日	3年	316,100,000	7,110,000

払込期日	償還期間	発行価額の総額 (単位：円)	課徴金の額 (単位：円)
X1年3月31日	5年	3,800,000	80,000
X1年4月30日	1年	4,500,000	100,000
X1年4月30日	2年		0
X1年4月30日	3年	613,200,000	13,790,000
X1年4月30日	5年	14,300,000	320,000
X1年5月31日	1年	1,600,000	30,000
X1年5月31日	2年		0
X1年5月31日	3年	432,100,000	9,720,000
X1年5月31日	5年	3,300,000	70,000
X1年6月30日	1年	400,000	0
X1年6月30日	2年	1,000,000	20,000
X1年6月30日	3年	638,000,000	14,350,000
X1年6月30日	5年	14,400,000	320,000
X1年7月31日	1年	20,100,000	450,000
X1年7月31日	2年		0
X1年7月31日	3年	710,200,000	15,970,000
X1年7月31日	5年	47,200,000	1,060,000
X1年8月31日	1年	1,200,000	20,000
X1年8月31日	2年	1,000,000	20,000
X1年8月31日	3年	439,600,000	9,890,000
X1年8月31日	5年	19,400,000	430,000
X1年9月30日	1年	2,300,000	50,000
X1年9月30日	2年		0
X1年9月30日	3年	381,800,000	8,590,000
X1年9月30日	5年	30,700,000	690,000
X1年10月31日	1年		0
X1年10月31日	2年		0
X1年10月31日	3年	389,000,000	8,750,000
X1年10月31日	5年	7,200,000	160,000
X1年11月30日	1年	2,000,000	40,000
X1年11月30日	2年		0
X1年11月30日	3年	628,800,000	14,140,000
X1年11月30日	5年	28,800,000	640,000
X1年12月31日	1年	300,000	0

払込期日	償還期間	発行価額の総額 (単位：円)	課徴金の額 (単位：円)
X1年12月31日	2年	500,000	10,000
X1年12月31日	3年	394,400,000	8,870,000
X1年12月31日	5年	25,200,000	560,000
X2年1月31日	1年	2,400,000	50,000
X2年1月31日	2年		0
X2年1月31日	3年	344,300,000	7,740,000
X2年1月31日	5年	32,700,000	730,000
X2年2月28日	1年	2,200,000	40,000
X2年2月28日	2年	100,000	0
X2年2月28日	3年	249,200,000	5,600,000
X2年2月28日	5年	43,500,000	970,000
X2年3月31日	1年	5,600,000	120,000
X2年3月31日	2年		0
X2年3月31日	3年	319,100,000	7,170,000
X2年3月31日	5年	116,800,000	2,620,000
X2年4月30日	1年	5,200,000	110,000
X2年4月30日	2年	500,000	10,000
X2年4月30日	3年	378,100,000	8,500,000
X2年4月30日	5年	16,200,000	360,000
X2年5月31日	1年	5,000,000	110,000
X2年5月31日	2年	1,500,000	30,000
X2年5月31日	3年	238,600,000	5,360,000
X2年5月31日	5年	18,100,000	400,000
X2年6月30日	1年	800,000	10,000
X2年6月30日	2年	600,000	10,000
X2年6月30日	3年	247,300,000	5,560,000
X2年6月30日	5年	8,100,000	180,000
X2年7月31日	1年		0
X2年7月31日	2年		0
X2年7月31日	3年	211,100,000	4,740,000
X2年7月31日	5年	2,100,000	40,000
合計		7,817,900,000	175,590,000

(※ 上記の各課徴金額算定において、金融商品取引法第176条第2項により1万円未満の端数を切捨てている。)

(2) 発行者②

払込期日	償還期間	発行価額の総額 (単位：円)	課徴金の額 (単位：円)
X1年7月31日	1年		0
X1年7月31日	2年		0
X1年7月31日	3年	70,400,000	1,580,000
X1年7月31日	5年	6,800,000	150,000
X1年8月31日	1年	1,300,000	20,000
X1年8月31日	2年		0
X1年8月31日	3年	221,900,000	4,990,000
X1年8月31日	5年	3,100,000	60,000
X1年9月30日	1年	1,700,000	30,000
X1年9月30日	2年	0	0
X1年9月30日	3年	212,000,000	4,770,000
X1年9月30日	5年	4,900,000	110,000
X1年10月31日	1年	200,000	0
X1年10月31日	2年		0
X1年10月31日	3年	315,000,000	7,080,000
X1年10月31日	5年	1,500,000	30,000
合計		838,800,000	18,820,000

(※ 上記の各課徴金額算定において、金融商品取引法第176条第2項により1万円未満の端数を切捨てている。)

課徴金納付命令を受けるべきであった法人が合併により消滅した場合

金融商品取引法第176条第4項の規定により、当該法人が合併により消滅したときは、これらの者がした行為は、合併後存続した法人がした行為とみなすことから、発行者②に対する課徴金は、存続会社である発行者①に対して課されることになる。(発行者②はX1年11月、発行者①に吸収合併されている。)

1億7,559万円+1,882万円=1億9,441万円

○ 事例 26

1 本事例の特色

50名以上の者を相手方として、新たに発行される株券や社債券の取得の申込みの勧誘を行うことは「有価証券の募集」に該当する（法第2条第3項、施行令第1条の5）。

また、「有価証券の募集」は、その有価証券の発行価額の総額が1億円以上となるときは、原則として、発行者が内閣総理大臣に届出を行わなければならない（法第4条第1項）。

本件は、「事例25」の発行者から、社債券の取得勧誘業務を請け負っていた者が、その手法を参考として発行者を設立し、同発行者は、発行価額の総額が1億円以上となる社債券の発行について、50名以上の者に対し取得の申込みの勧誘を行ったが、この取得勧誘は「有価証券の募集」には該当しないとして、募集の届出を行わなかったものである。

2 発行者である会社

発行者 石油事業への投資などを行っていたとされる非上場企業

3 事案の概要

(1) 発行者は、海外法人が行う石油事業への投資に当たり、利率を細かく変えた社債券を何回も発行すれば、有価証券の募集には当たらない「少人数私募」として、募集の届出をせずとも事業資金を調達できると考え、継続的に社債券を発行することを決めた。この手法は、発行者の代表者が「事例25」の発行者から請け負った、投資勧誘の方法を参考にしたものであった。

(2) 発行者は、会社案内及び社債申込書からなる勧誘資料を作成していたが、この勧誘資料には、複数の償還期間ごとの利率例を記載した「受取利息表」が添えられているだけで、具体的な利率や、詳細な発行条件についての記載はなかった。発行者は、電話勧誘に応諾した者に対して、この勧誘資料を送付することにより、償還期間が異なる複数の種類の社債券について同時に勧誘を行っていた。

※ 勧誘資料には以下のように、償還期間ごとのおおまかな利率が記載されていたが、これ以上の詳細な発行条件は提示されていなかった。

払込期日(各月末日)	X1年3月～4月	X1年5月～7月	X1年7月～X2年5月
利率(償還期間2年)	6%～	—	—
利率(償還期間3年)	9%～	6%～	8%前後
利率(償還期間5年)	12%～	9%～	12%前後
各社債の金額	10万円、50万円、100万円		

(3) 発行者は、取得勧誘を受けて社債券の取得を希望した者から、希望する償還期間と申込金額を記入した社債申込書を受領し、さらに応募額の払込みを受けた後に、具体的な回号、利率を割り当て、その他償還期日等の発行条件を決定し、払込みがあった月の翌月末日を払込期日に設定し、社債券を発行した。

(4) 発行者は、発行される社債券の回号ごとの取得者数が 49 名以下となるよう、各回号当たりの社債券の発行数を 49 枚以下に調整し、また、回号ごとに利率を 0.001% 単位で小刻みに変えた。発行者は、この取得勧誘は「有価証券の募集」には当たらず、届出を必要としない「少人数私募」であるとして、有価証券届出書を提出しなかった。

※ 「少人数私募」とは、以下 3 つの要件を満たす場合をいう。

- ① 多数の者（適格機関投資家を除く 50 名以上で、それらが特定投資家のみではない場合）を相手方として勧誘を行う場合として政令で定める場合（法施行令第 1 条の 4）以外で、適格機関投資家向け勧誘、特定投資家向け勧誘のどちらにも該当せず、
- ② 多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合で、
- ③ 過去 6 か月以内に行われた同種の有価証券の少人数私募と、新たに行う取得勧誘の人数の合計が 50 名以上とならない場合

(5) しかし、発行者は、勧誘時点では社債券の利率、償還期日からなる発行条件を具体的に決定しておらず、償還期間の違う複数の種類の社債券について同時に取得勧誘をしていたものであり、加えて勧誘人数を 49 名以下に抑えるためのルールを制定せず、不特定多数の者に対して勧誘を行っていた。

4 違反行為の該当性

(1) 取得勧誘について

発行者が作成した勧誘資料には、社債償還期間ごとにおおまかな利率が記載されていたが、具体的な回号、利率、払込期日や償還期日などの発行条件は示されていなかった。したがって、この勧誘資料を基に勧誘を受けた投資家は、希望する償還期間のみを指定して取得の申込みを行っていた。

このため、発行者が行っていた勧誘の実態は、2 種類から 3 種類の償還期間の社債券に係る勧誘を同時に並行して行っていたものであった。そして、発行者は各月末を払込期日として設定の上社債券を発行していたことから、各月末日の払込期日別に 2 種類から 3 種類の償還期間の社債券の取得勧誘を行っていたものである。

(2) 勧誘人数について

当局が行った調査の結果、発行者が行った取得勧誘の大部分において、毎月末に設定された払込期日ごとに各種類の社債券について 50 名以上の者を相手方として

勧誘を行っていたことが認められた。したがって、発行者が行った取得勧誘の大部分が「有価証券の募集」に該当する。

※ 具体的には、X1年5月～7月までの払込期日（3回）にわたる2種類の償還期間の社債券について、及びX1年8月～X2年5月までの払込期日（10回）にわたる2種類の償還期間の社債券について、50名以上の者を相手方とする勧誘が行われていた。

(3) 有価証券届出書の提出義務について

発行者が払込期日ごとに行った複数の社債券についての取得勧誘のうち、その発行価額の総額が1億円以上であるものについては、募集の届出が必要であった。

また、発行価額が1億円未満の有価証券の募集であっても、過去1年以内に募集により発行された同一の種類の有価証券の発行価額と合算すると発行価額が1億円以上となる有価証券の募集（企業開示府令第2条第4項第2号）や、発行価額が1億円以上の有価証券の募集と並行して行われる同一の有価証券の募集（企業開示府令第2条第4項第5号）については届出が必要であることから、発行者によるその他の取得勧誘についても、その大部分につき、募集の届出が必要であった。

5 法令違反の事実関係

発行者が行った各社債券に係る取得勧誘は、その大部分が「有価証券の募集」に該当し、募集を行うためには法第4条第1項に定める届出をしていなければならなかったが、発行者はいずれの募集においても届出をしていなかった。

6 課徴金額

6, 092万円

課徴金額の算定

（法第172条第1項第1号）

取得させた社債券の発行価額の総額の100分の2.25に相当する額。

払込期日	償還期間	発行価額の総額(単位:円)	課徴金額(単位:円)
X1年5月31日	3年	135,600,000円	3,050,000円
X1年5月31日	5年	15,600,000円	350,000円
X1年6月30日	3年	121,000,000円	2,720,000円
X1年6月30日	5年	15,300,000円	340,000円
X1年7月31日	3年	86,300,000円	1,940,000円
X1年7月31日	5年	13,300,000円	290,000円
X1年8月31日	3年	208,100,000円	4,680,000円

払込期日	償還期間	発行価額の総額(単位:円)	課徴金額(単位:円)
X1年8月31日	5年	93,900,000円	2,110,000円
X1年9月30日	3年	106,300,000円	2,390,000円
X1年9月30日	5年	62,900,000円	1,410,000円
X1年10月31日	3年	134,500,000円	3,020,000円
X1年10月31日	5年	90,400,000円	2,030,000円
X1年11月30日	3年	127,800,000円	2,870,000円
X1年11月30日	5年	92,500,000円	2,080,000円
X1年12月31日	3年	154,400,000円	3,470,000円
X1年12月31日	5年	109,100,000円	2,450,000円
X2年1月31日	3年	88,400,000円	1,980,000円
X2年1月31日	5年	112,400,000円	2,520,000円
X2年2月28日	3年	119,200,000円	2,680,000円
X2年2月28日	5年	114,200,000円	2,560,000円
X2年3月31日	3年	122,500,000円	2,750,000円
X2年3月31日	5年	150,800,000円	3,390,000円
X2年4月28日	3年	134,200,000円	3,010,000円
X2年4月28日	5年	128,600,000円	2,890,000円
X2年5月31日	3年	24,400,000円	540,000円
X2年5月31日	5年	151,400,000円	3,400,000円
合計		2,713,100,000円	60,920,000円

(※ 上記の各課徴金額算定において、法第176条第2項により1万円未満の端数を切捨てている。)

○ 参考事例

1 本事例の特色

有価証券報告書の提出義務を負う発行者は、有価証券報告書を原則として事業年度経過後3か月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない（法第24条第1項）。

また、有価証券報告書の提出義務を負う発行者のうち、四半期報告書の提出義務を負う者は、四半期報告書を原則として四半期期間経過後45日以内に内閣総理大臣に提出しなければならない（法第24条の4の7第1項）。

本件は、当社が、法定期限までに有価証券報告書及び四半期報告書の提出を行わなかったものである。

2 発行者である会社

不動産業、東京証券取引所市場第一部（「有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」によって同市場の上場廃止基準に抵触し上場廃止）

3 事案の概要

(1) 当社は、当局による法第26条「届出者に対する報告の聴取及び検査」に基づく検査を受けた。検査の結果、当社が行った債務保証及び保証類似行為に係る主債務者の財政状態の悪化が認められたため、当局は当社に対し、この債務保証及び保証類似行為に対する損失引当金の計上を反映させた連結財務諸表を作成し、これを記載した第3四半期報告書及び有価証券報告書を、法定期限内に財務局長に提出するよう慫慂した。

(2) 当社は、当局の指摘に対し、上記損失引当金の計上の必要性を認めたが、監査法人が辞任したこと、新たな監査人を選任するための資金的余裕がないことなどを理由に、有価証券報告書等を提出しなかった。

当社の主張は上記のとおりであったが、実際は、当社が簿外で債務を保証して調達した、100億円を超える資金が、当社の取締役が実質的に支配している資産管理会社等へ流出していた事実が明るみに出ることを恐れ、債務返済の困難性など、監査法人に対して継続企業の前提に関する重要な疑義について説明を行わず、監査手続きを続けることを困難にすることにより、監査法人を辞任に追い込み、資金不足を理由に新たな監査人を選任しなかった。

その後、当社は、第3四半期報告書及び有価証券報告書を提出しなかったことにより、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止となった。

※ 有価証券報告書等の提出義務を負う発行者は、提出する有価証券報告書等に含まれる財務諸表又は財務計算書類について、原則として、発行者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人による監査証明を受けなければならない（法第193条の2第1項）。

4 法令違反の事実関係

(1) 有価証券報告書の不提出

当社は、有価証券報告書の提出義務があるにもかかわらず、第 X1 期有価証券報告書を、金融商品取引法第 24 条第 1 項に規定する期限まで（事業年度経過後 3 か月以内）に提出しなかった。

※ 有価証券報告書の提出義務を負う発行者（法第 24 条第 1 項各号）

第 1 号	金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者 （特定上場有価証券を除く。）
第 2 号	認可金融商品取引業協会に店頭登録されている有価証券の発行者 （流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定めるものを除く。）
第 3 号	第 1 号、第 2 号の発行者以外の者で、その募集又は売出しにつき有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した有価証券の発行者 ※除外 ① 報告書提出開始年度終了後 5 年を経過している場合で、かつ、当該事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前 4 年以内に開始した事業年度すべての末日における当該株式の所有者の数が政令で定めるところにより計算した数（300 名）に満たない場合であって、有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令（企業開示府令第 15 条の 3）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。 ② 有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令（施行令第 4 条、企業開示府令第 16 条）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。
第 4 号	第 1 号、第 2 号、第 3 号の発行者以外の者で、当該事業年度又は事業年度開始の日前 4 年以内に開始した事業年度のいずれか末日において所有者が 1,000 名以上の有価証券の発行者 （株券、有価証券信託受益権証券で受託有価証券が株券であるもの及び外国預託証券で株券に係る権利を表示するものに限る。） ※除外 ① 発行者の資本金の額が当該事業年度の末日において 5 億円未満である場合。 ② 当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数（300 名）に満たない場合。 ③ 有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令（施行令第 4 条、企業開示府令第 16 条）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。

(2) 四半期報告書の不提出

当社は、四半期報告書の提出義務があるにもかかわらず、第 X1 期第 3 四半期報告書を、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する期限まで（四半期期間経過後 45 日以内）に提出しなかった。

※ 四半期報告書の提出義務を負う者（法第 24 条の 4 の 7 第 1 項）

法第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する有価証券の発行者のうち、次に該当する有価証券の発行者（法施行令第 4 条の 2 の 10）

① 株券
② 優先出資証券
③ 法第 2 条第 17 号に掲げる有価証券（外国又は外国の者が発行する有価証券）で、 ①又は②の性質を有するもの
④ 有価証券信託受益証券で、受益有価証券が①～③に掲げる有価証券であるもの
⑤ 法第 2 条第 20 号に掲げる有価証券（預託証券）で、①～③に掲げる権利を表示するもの

5 課徴金額

3, 999 万 9, 999 円

課徴金額の内訳

- ① 第 X1 期第 3 四半期報告書 1, 333 万 3, 333 円
- ② 第 X1 期有価証券報告書 2, 666 万 6, 666 円

課徴金額の算定

ア 個別の開示書類に対する課徴金額の計算

- ① 第 X1 期第 3 四半期報告書に係る課徴金額

（金融商品取引法第 172 条の 3 第 2 項）

提出すべきであった四半期報告書に係る期間の属する事業年度の直近事業年度における監査報酬額の 2 分の 1 に相当する額。

直近事業年度における監査報酬額 4, 000 万円

4, 000 万円 × 1/2 = 2, 000 万円

- ② 第 X1 期有価証券報告書に係る課徴金額

（金融商品取引法第 172 条の 3 第 1 項）

提出すべきであった四半期報告書に係る期間の属する事業年度の直近事業年度における監査報酬額に相当する額。

直近事業年度における監査報酬額 4,000 万円
4,000 万円

イ 課徴金額の調整

(金融商品取引法第 185 条の 7 第 4 項)

同一の記載対象事業年度における複数の継続開示書類の提出について、それらに関して課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合は、第 172 条の 3 第 1 項（有価証券報告書の不提出）に基づいて算出した額を個別決定ごとの算出額に応じて按分する。

①の課徴金額の算定

$4,000 \text{ 万円} \times 2,000 \text{ 万円} / (2,000 \text{ 万円} + 4,000 \text{ 万円}) = 13,333,333.33 \dots \text{円}$
金融商品取引法第 185 条の 7 第 28 項により、1 円未満の端数があるときはその端数は切り捨てる。

①の課徴金額

1,333 万 3,333 円

②の課徴金額の算定

$4,000 \text{ 万円} \times 4,000 \text{ 万円} / (2,000 \text{ 万円} + 4,000 \text{ 万円}) = 26,666,666.66 \dots \text{円}$
金融商品取引法第 185 条の 7 第 28 項により、1 円未満の端数があるときはその端数は切り捨てる。

②の課徴金額

2,666 万 6,666 円

IV その他

○ 参考事例

1 本事例の特色

有価証券報告書の提出義務を負う発行者以外の者が、金融商品取引市場外で発行者の発行する株券等の買付け等を行う場合、一定の要件に該当するものは、公開買付けによらなければならない（法第27条の2第1項）。

本件は、A社発行の新株予約権について、当社が、B社から市場外で買い付けるにあたり、一定の要件に該当するにもかかわらず、公開買付開始公告を行わないで買付けを行ったものである。

※ 「有価証券報告書の提出義務を負う発行者」とは、金融商品取引市場に上場されている有価証券の発行者など、法第24条第1項各号に定める有価証券の発行者をいう。

また、「発行者の発行する株券等」とは、株券や新株予約権証券など、施行令第6条第1項に定める有価証券のうち、同施行令同条同項及び他社株府令第2条に定める除外事由に該当する有価証券を除くものをいう。

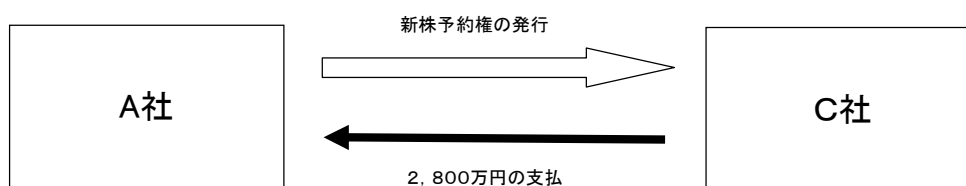
2 違反行為者（公開買付開始公告義務違反者）

投資業を行っていたイギリス領バージン諸島に籍を置く海外法人

3 事案の概要

(1) ジャスダック市場に上場していたA社は、資金調達を行うため新株予約権を発行し、ビジネスパートナーであったB社が用意したケイマン諸島に籍を置く法人C社から2,800万円の払込みを受け、新株予約権10,000個の割当てを行った。

一方、B社は、A社との間で資金調達に関するコンサルタント業務委託契約を締結し、アドバイザー報酬を受け取った。

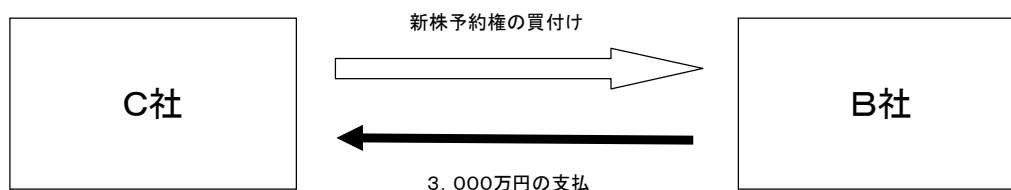


(2) B社は、新株予約権の権利行使のための資金を提供してくれる投資家を探したが上手くいかず、A社からの提案により、A社から貸与された買付資金で、B社がC社から、未行使の新株予約権を買い付けることになった。

B社は、3,000万円でC社から未行使の新株予約権9,868個を市場外で買い付けたが、当該買付けは、買付け後のB社の株券等所有割合が約97%となることなどから、公開買付規制違反の可能性があるとして財務局から指摘を受けた（当該買付けは、公開買付開始公告の実施義務違反が課徴金の対象となる以前のものである。）。

※ 公開買付開始公告の実施義務違反は「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20

年法律第 65 号)」により課徴金の対象となった。

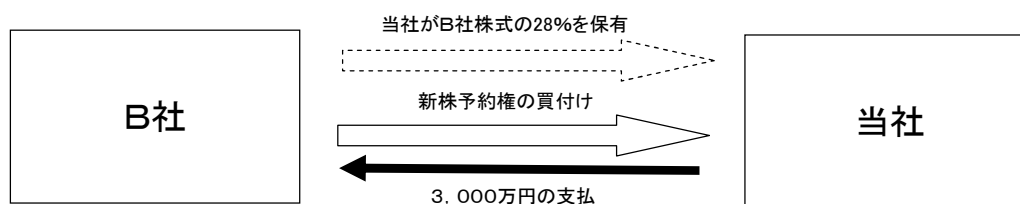


- (3) B社は、財務局から指摘を受けたことなどから、早急に新株予約権を手放したいと考え、A社に相談の結果、当社に新株予約権を譲渡することにした。

A社とB社は、財務局から指摘を受けていたこともあり、B社と当社間で行われる買付けについても、公開買付けによらなければならないことを認識していたが、当社は、新株予約権は公開買付規制の対象外であるなどと主張しこれを聞き入れず、また、A社としても権限行使を遅らせないためにも公開買付手続を回避したいと考えた。

- (4) A社とB社は、財務局から受けた指摘について相談した弁護士から、B社とC社の間で、一方が他方の株式を20%以上保有する「特別資本関係」を有していれば、公開買付規制違反とならなかった旨を聞き及んでいたことから、B社と当社との間に「特別資本関係」が成立すれば、公開買付規制を免れることができると勝手に解釈した。

A社とB社は、当社にB社株式の保有を持ちかけ、当社にB社株式の約28%を保有させた。その上で当社は、B社が保有するA社の新株予約権9,717個のうち9,582個を3,000万円で買い付ける契約を締結した。この買付けの結果、当社におけるA社の株券保有割合は約97%となった。



4 違反行為の該当性

- (1) 公開買付けによらなければならない場合

法第27条の2第1項第2号では、

- ①その株券等について有価証券報告書を提出しなければならない発行者の、
- ②株券等につき、
- ③当該発行者以外の者が行う買付け等であって、
- ④取引所金融商品市場外における、

⑤著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合で、
⑥買付け等の後における株券等所有割合が3分の1を超える場合には、
公開買付けによらなければならないと規定されている。

※「著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合」とは、
株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う前60日間に、取引所金融市場外で行った当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等を除く。）の相手方の人数との合計が10名以下である場合である（施行令第6条の2第3項）。

本件買付けは、

- ①ジャスダック市場に上場していたA社の、
- ②新株予約権につき、
- ③発行者以外の者である当社が行う買付けであって、
- ④取引所金融商品市場外における、
- ⑤B社を相手方とする場合で、買付けを行う前60日間に市場外でA社の株券等の買付け等を行っておらず、よってこの間における株券等の買付け等の相手方の人数の合計が1名であって、
- ⑥買付け等の後における株券等所有割合が約97%となる場合であることから、
公開買付けによらなければならない場合に該当する。

(2) 適用除外要件について（法第27条の2第1項ただし書）

公開買付制度では、法第27条の2第1項ただし書により、以下の3つの要件に該当するときは、公開買付規制の適用除外となる。

① 新株予約権の行使による買付け等を行う場合

本件は、新株予約権の行使による買付け等ではないため、この適用除外要件には該当しない。

② 「特別関係者」等から買付け等を行う場合

「特別関係者」とは、法第27条の2第7項において「株券等の買付け等を行う者と、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者（第1号）」及び「株券等の買付け等を行う者と、共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者（第2号）」と規定されている。

このうち、第1号に規定する「その他の政令で定める特別の関係にある者」には、買付けを行う者が法人である場合には、「特別資本関係」（20%以上の議決権に係る株式等）を有する他の法人等が含まれる（施行令第9条第2項）。

本件において当社は、B社の株式を約28%保有しており、B社に対し「特別資本関係」を有しているが、法第27条の2第1項ただし書には「特別関係者（第7項第1号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものに限る。）」とあり、「内閣府令で定めるもの」とは、「株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行う日以前1年間継続して同条第7項第1号に規定する関係にある者とする。（他社株府令第3条）」と規定されている。

当社によるB社株式の取得は、本件買付けを行った日の同月に行ったものであり、「買付け等を行う日以前1年間継続して」特別資本関係を有しているものではなかった。したがって、本件買付けは、この適用除外要件には該当しない。

③ その他政令で定める株券等の買付け等を行う場合

「その他政令で定める株券等の買付け等を行う場合」は、施行令第6条の2第1項第1号から第15号までの各号に規定されている。そのうち、第7号において「株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であって、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等」を公開買付け規制の適用除外要件としている。

※ 「株券等の所有者が少数である場合」とは、他社株府令第2条の5第1項により「令第6条の2第1項第7号に規定する株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合は、当該株券等の所有者が25名未満である場合とする。」と規定されている。

本件においては、本件買付け当時、買付けの対象となる種類の株券等（A社発行の新株予約権）の所有者が4名であり、株券等の所有者が少数である場合には該当するものの、当社は、いずれの所有者からも本件買付けを公開買付けによらないで行うことについての同意を受けていなかった。したがって本件買付けは、この適用除外要件には該当しない。

5 法令違反の事実関係

本件買付けは、法第27条の2第1項第2号に該当し、また、適用除外要件に該当しないことから公開買付けによらなければならないが、当社は、本件買付けについて、同法第27条の3第1項に規定する公開買付け開始公告を行わなければならないが、これを行っていなかった。

6 課徴金額

750万円

課徴金額の算定

(金融商品取引法第 172 条の 5)

買付け等の価格に実際に買付け等をした数量を乗じた取得総額の 100 分の 25 に相当する額

$3,000 \text{ 万円} \div 9,582 \text{ 個 (買付け価格)} \times 9,582 \text{ 個 (買付け数量)} \times 25\% = 750 \text{ 万円}$

V 參考資料

○ 課徴金制度について

証券市場への参加者の裾野を広げ、個人投資家を含め、誰もが安心して参加できるものとしていくためには、証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要である。

このため、証券市場への信頼を害する違法行為に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成 17 年 4 月から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度が導入された。

1 金融商品取引法における課徴金制度の沿革

平成 16 年法律第 97 号により証券取引法が改正され、課徴金制度が導入された。課徴金制度の沿革は以下のとおりである。

- ① 平成 16 年法律第 97 号による証券取引法の改正より（平成 17 年 4 月 1 日から施行）

それまでの刑事罰に加え、課徴金制度が導入され、以下の行為が課徴金の対象となった。

「発行開示書類等の虚偽記載」

「風説の流布又は偽計によって有価証券の価格に影響を与える行為」

「取引誘引目的の相場操縦行為」

「会社関係者の禁止行為等（インサイダー取引）」

- ② 平成 17 年法律第 76 号による証券取引法の改正（平成 17 年 12 月 1 日から施行）
「継続開示書類の虚偽記載」が新たに課徴金の対象となった。

- ③ 平成 18 年法律第 65 号による金融商品取引法への改組（平成 19 年 9 月 30 日から施行）

四半期報告制度が導入され、「継続開示書類の虚偽記載」の対象に四半期報告書が追加された。

- ④ 平成 20 年法律第 65 号による金融商品取引法の改正（平成 20 年 12 月 12 日から施行）

「発行開示書類等の虚偽記載」及び「継続開示書類の虚偽記載」については、課徴金額の水準が引き上げられ、違反行為の対象には「重要な事項につき虚偽の記載がある場合」に加え「記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合」が追加された。さらに、継続開示書類の虚偽記載については、「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を記載すべき臨時報告書を提出しない場合」が課徴金の対象となった。

「風説の流布又は偽計によって有価証券の価格に影響を与える行為」「取引誘引目的の相場操縦行為」「会社関係者の禁止行為等（インサイダー取引）」については、課徴金額の水準が引き上げられ、それぞれに金融商品取引業者等が顧客等の計算において取引をした場合の課徴金規定が追加された。

また、以下の行為が新たに課徴金の対象となった。

「発行開示書類の不提出等」

「継続開示書類の不提出」

「公開買付開始公告実施義務違反」
「公開買付開始公告の虚偽表示等」
「大量保有・変更報告書の不提出」
「大量保有・変更報告書の虚偽記載等」
「特定証券情報の不提供等」
「特定証券等情報の虚偽等」
「発行者等情報の虚偽等」
「仮装・馴合売買」
「違法な安定操作取引」

このほか、課徴金の減算措置（法第 185 条の 7 第 12 項）及び加算措置（法第 185 条の 7 第 13 項）が導入された。また、課徴金に係る審判手続開始決定の除斥期間が 3 年から 5 年に延長された（法第 178 条第 3 項から第 27 項）。

2 課徴金額の算定方法等

類型別の課徴金額の算定方法等は以下のとおりである。

(1) 届出が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等に対する課徴金（法第 172 条）

（課徴金の対象となる者）

① 届出を必要とする有価証券の募集等について、届出が受理されていないのに募集等をした者（第 1 項）

※ 「募集等」とは募集、自己所有の有価証券の売出し、自己所有の有価証券の適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は自己所有の有価証券の特定投資家等取得有価証券一般勧誘をいう。

② 届出の効力が発生する前に募集又は売出しにより有価証券を取得させた発行者、または自己の所有する有価証券を売り付けた者（第 2 項）

③ 目論見書を交付しないで売出しにより自己の所有する既に開示された有価証券を売り付けた者（第 3 項）

④ 発行登録追補書類の提出前に募集又は売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた者（第 4 項）

（課徴金額の算定方法）

募集・売出し総額×2.25%（有価証券が株券等の場合は 4.5%）

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

(2) 虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金（法第 172 条の 2）

（課徴金の対象となる者）

- ① 虚偽記載等のある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集・売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた発行者（第1項）
 - ※ 「虚偽記載等」とは、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることをいう。以下において同じ。
- ② 虚偽記載等のある発行開示書類を提出した発行者の役員等であって、当該発行開示書類に虚偽記載等があることを知りながら、その提出に関与し、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた者（第2項）
 - ※ 「役員等」とは、当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下において同じ。
- ③ 虚偽記載等のある目論見書を使用した売出しにより自己の所有する既に開示された有価証券を売り付けた発行者（第4項）
- ④ 虚偽記載等のある目論見書を使用した発行者の役員等であって、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら、その作成に関与し、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた者（第5項）
- ⑤ 発行開示訂正書類を提出しなければならない場合において、発行開示訂正書類を提出しないで募集又は売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた発行者（第6項）

（課徴金額の算定方法）

募集・売出し総額×2.25%（有価証券が株券等の場合は4.5%）

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

- (3) 有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金（法第172条の3）

（課徴金の対象となる者）

- ① 有価証券報告書の提出義務がありながら有価証券報告書を提出しない発行者（第1項）
- ② 四半期報告書又は半期報告書の提出義務がありながら四半期報告書又は半期報告書を提出しない発行者（第2項）

（課徴金額の算定方法）

①の課徴金額

提出すべきであった有価証券報告書に係る事業年度の直前事業年度における監査報酬額に相当する額。ただし、監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合（課徴

金府令第1条の2第1項)は、400万円

②の課徴金額

提出すべきであった四半期報告書又は半期報告書に係る期間の属する事業年度等の直前事業年度等における監査報酬額の2分の1に相当する額。ただし、監査証明を受けるべき直前事業年度等がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合(課徴金府令第1条の2第2項)は、200万円

(4) 虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金(法第172条の4)

(課徴金の対象となる者)

- ① 虚偽記載等のある有価証券報告書等を提出した発行者(第1項)
※ 「有価証券報告書等」とは、有価証券報告書及びその添付書類又はそれらの訂正報告書をいう。
- ② 虚偽記載等のある四半期・半期・臨時報告書等を提出した発行者(第2項)
※ 「四半期・半期・臨時報告書等」とは、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又はそれらの訂正報告書をいう。
- ③ 臨時報告書のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を記載すべきものを提出しない発行者(第3項)

(課徴金額の算定方法)

①の課徴金額

当該発行者が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額の10万分の6又は600万円のいずれか高い額。

※ 「算定基準有価証券」とは、株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下において同じ。

②及び③の課徴金額

①で算定した額の2分の1に相当する額。

(5) 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者に対する課徴金(法第172条の5)

(課徴金の対象となる者)

- ① 公開買付けによって株券等の買付け等を行わなければならない場合において、公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした発行者以外の者
※ 「株券等」とは、法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。第172条

の6において同じ。「買付け等」とは、法27条の2第1項に規定する買付け等をいう。

- ② 公開買付けによって上場株券等の買付け等を行わなければならない場合において、公開買付開始公告を行わないで上場株券等の買付け等をした発行者

※ 「上場株券等」とは、法第24条の6第1項に規定する上場株券等をいう。
第172条の6において同じ。「買付け等」とは、法27条の22の2第1項に規定する買付け等をいう。

(課徴金額の算定方法)

当該公開買付開始公告を行わないでした株券等(発行者による買付け等の場合には上場株券等)の買付け総額×25%

- (6) 虚偽表示のある公開買付開始公告を行った者等に対する課徴金(法第172条の6)

(課徴金の対象となる者)

- ① 虚偽表示等のある公開買付開始公告等を行った者又は虚偽記載等のある公開買付届出書等を提出した者(第1項)

※ 「虚偽表示等」とは、重要な事項につき虚偽の表示があり、又は記載すべき重要な事項の表示が欠けていることをいう。「公開買付開始公告等」とは、公開買付開始公告又は公開買付開始公告の内容を訂正する公告若しくは公表をいう。「公開買付届出書等」とは、公開買付届出書、その訂正届出書、対質問回答報告書又はその訂正報告書をいう。

- ② 公開買付訂正届出書等の提出義務がありながら、提出しない者(第2項)

※ 「公開買付訂正届出書等」とは、公開買付届出書、訂正届出書、対質問回答報告書又は訂正報告書をいう。

(課徴金額の算定方法)

公開買付開始公告を行った日の前日における当該公開買付けに係る株券等(発行者による買付け等の場合には上場株券等)の最終の価格に、当該公開買付けにより買付け等をした数量を乗じて得た額×25%

- (7) 大量保有・変更報告書を提出しない者に対する課徴金(法第172条の7)

(課徴金の対象となる者)

大量保有報告書等の提出義務がありながら大量保有報告書等を提出しない者

※ 「大量保有報告書等」とは、大量保有報告書及び変更報告書をいう。以下にお

いて同じ。

(課徴金額の算定方法)

提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券又は外国の者の発行する証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等の当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日における最終の価格に、当該翌日における発行者の発行済株式総数又は発行済投資口総数を乗じた額×10万分の1

(8) 虚偽記載のある大量保有・変更報告書等を提出した者に対する課徴金（法第172条の8）

(課徴金の対象となる者)

虚偽記載等のある大量保有報告書等を提出した者

(課徴金額の算定方法)

大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券又は外国の者の発行する証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等の当該大量保有報告書等の提出日の翌日における最終の価格に当該翌日における発行者の発行済株式総数又は発行済投資口総数を乗じた額×10万分の1

(9) 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者に対する課徴金（法第172条の9）

(課徴金の対象となる者)

有価証券の発行者が特定証券情報を提供又は公表していないのに特定勧誘等をした者

※ 「特定勧誘等」とは、法第27条の31に規定する特定取得勧誘及び特定売付け勧誘等をいう。以下において同じ。特定売付け勧誘等をした者については、自己の所有する有価証券に関して特定売付け勧誘をした者に限る。

(課徴金額の算定方法)

特定勧誘等により取得等させた有価証券の発行価額の総額×2.25%（有価証券が株券等の場合は4.5%）

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

(10) 虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をした発行者等に対する課徴金（法第172条の10）

(課徴金の対象となる者)

- ① 虚偽等のある特定証券等情報を提供等し、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定勧誘等より有価証券等を取得等させた発行者（第1項）

※ 「虚偽等」とは、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報が欠けているものをいう。以下において同じ。「提供等」とは、提供又は公表をいう。以下において同じ。

- ② 虚偽等のある特定証券等情報を提供等した発行者の役員等であって、虚偽等があることを知りながら当該特定証券等の提供等に関与し、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定売付け勧誘等によって自己が所有する有価証券を売り付けた者（第2項）

(課徴金額の算定方法)

特定勧誘等によって取得等させた有価証券の発行価額の総額×2.25%（有価証券が株券等の場合は4.5%）

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

- (11) 虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者に対する課徴金（法第172条の11）

(課徴金の対象となる者)

虚偽等のある発行者等情報を提供等した発行者

(課徴金額の算定方法)

当該発行者が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額の10万分の6又は600万円のいずれか高い額。

- (12) 風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者に対する課徴金（法第173条）

(課徴金額の算定方法)

違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

(注) 金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課（以下(13)から(16)までにおいて同じ。）。

- (13) 取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって有価証券の売買等をした者に対する課徴金（法第 174 条）
（課徴金額の算定方法）
違反行為（仮装・馴合売買）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後 1 月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等
- (14) 取引を誘引する目的をもって一連の有価証券売買等をした者に対する課徴金（法第 174 条の 2）
（課徴金額の算定方法）
違反行為（現実売買による相場操縦）期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後 1 月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額との合計額等
- (15) 安定操作取引等の禁止に違反した者に対する課徴金（法第 174 条の 3）
（課徴金額の算定方法）
違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後 1 月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等
- (16) 会社関係者に対する禁止行為等に違反した者に対する課徴金（法第 175 条）
（課徴金額の算定方法）
違反行為（内部者取引）に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前 6 月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後 2 週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等

上記(1)から(16)によって算定された課徴金額が 1 万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。（法第 176 条第 1 項）

算定された課徴金額に 1 万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。（法第 176 条第 2 項）

課徴金の対象となる者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、これらの者がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした行為とみなす。（法第 176 条第 4 項）

課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合において、法第 185 条の 7 第 2 項から第 11 項に定める課徴金額の調整が行われる。このうち、同一の記載対象事業年度において、複数の継続開示書類に虚偽記載等があり、それらに関して課徴金納付命令の決定をしなければならない場合（第 6 項）について例示する。

虚偽記載のあった開示書類について、それぞれ算定した課徴金額を合計し、以下の①②の額と比較する。

- ① 有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額
 - ② 半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に 2 を乗じた額のうち最も高い額
- ①②のいずれか高い額を超える場合は、当該高い額を個別に算定した額に応じて按分する。

3 課徴金の減算措置

自主的なコンプライアンス体制の構築の促進及び再発防止の観点から、課徴金の対象となる違反行為のうち、

- ① 発行開示書類の虚偽記載等（第 172 条の 2 第 1 項）
- ② 継続開示書類の虚偽記載等（第 172 条の 4 第 1 項又は第 2 項）
- ③ 大量保有・変更報告書の不提出（第 172 条の 7）
- ④ 特定証券等情報の虚偽等（第 172 条の 10 第 1 項）
- ⑤ 発行者等情報の虚偽等（第 172 条の 11 第 1 項）
- ⑥ 法人による自己株式の取得に係る内部者取引（第 175 条第 9 項のうち、自己株式の取得に係るもの）

について、証券取引等監視委員会又は金融庁若しくは各財務局・福岡財務支局・沖縄総合事務局による検査又は報告の徴取が開始される前に、証券取引等監視委員会に対し違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が、金融商品取引法の規定に基づいて算出した額の半額に減輕される。（法第 185 条の 7 第 12 項）

課徴金の減額の報告に係る手続は、証券取引等監視委員会のウェブサイトを参照されたい。（URL : <http://www.fsa.go.jp/sesc/kachoukin/tetuduki.htm>）

4 課徴金の加算措置

過去 5 年以内に課徴金納付命令等を受けた者が、再度違反行為を繰り返した場合は、課せられる課徴金額が 1.5 倍となる。（法第 185 条の 7 第 13 項）

